川崎医療福祉大学

点検・評価報告書

<2020(令和2)年度>



目 次

序		草	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•
第	1	章		理	念	•	目	的	•	•			•													•		•		
第	2	章		内	部	質	保	証											•	•	•				•					. 12
第	3	章		教	育	研	究	組	織										•	•	•				•					. 19
第	4	章		教	育	課	程		学	習	成	果	•			•		•			•	•		•	•	•				23
第	5	章		学	生	の	受	け	入	れ						-		-				-		-						5
第	6	章		教	員		教	員	組	織						-		-				-		-						. 60
第	7	章		学	生	支	援									-		-				-		-						. 7:
第	8	章		教	育	研	究	等	環	境						-		-				-		-						8
第	9	章		社	会	連	携		社	会	貢	献				-		-				-		-						9;
第	10	章		大	学	運	営		財	務									•	•	•				•					. 98
					第	1	節		大	学	運	営			•						•							•		98
					第	2	節		財	務	•								•	•			•			•	•	•		108
終		章																												• 11:

※ 本文中の根拠資料は、未掲載

序章

川崎医療福祉大学は、「医療福祉」を大学の名称に冠した我が国初の4年制医療福祉総合大 学である。「医療福祉」という用語は、創設者である川﨑祐宣が 1950 年代に提唱した新しい 言葉で、「人間尊厳の確立を究極の目的とし、医学・社会・文化の統合的視点から人を理解し、 健康・安心・自立のために実践すること」と定義されている。その概念を広く普及したいと いう創設者の願いに基づいて、本学の教育理念を「人類への奉仕のあり方を追求し、より豊 かな福祉社会の創造的担い手を育成すること」と定め、1)健やかな心と体をもつ、2)医療 福祉について豊富な知識と技術をもつ、3)人の多様性を理解し、すべての人を敬うことが できる、4)高い教養を身につけ、創造的に行動できる、5)国際的コミュニケーション能力 をもつという教育目標を掲げている。単なる医療職や福祉職の人材を養成するのではなく、 医療福祉の理念に精通した良き医療福祉人を育成することが本学の使命である。すなわち、 医療と社会福祉が別々に存在するわけではなく、深いつながりをもって存在するという考え を理解し、医療と社会福祉に関する両方の学問を併せて教育することを前提としている。そ れによって、医療と社会福祉がシームレスに連携できる社会が築き上げられ、患者や障がい 者に最良の医療福祉サービスを提供できると考えている。さらに、学生が良き医療福祉人へ と成長するために、大学の理念を「人間をつくる、体をつくる、医療福祉学をきわめる」と定 めている。

わが国の大学は、2002 (平成14) 年の学校教育法改正に伴い、文部科学大臣の認証を受け た評価機関による認証評価を2004(平成16)年度から受審することを義務づけられた。本学 は2007 (平成19) 年度に、大学基準協会による大学評価 (第1期認証評価) を受審し、2008 (平成20) 年3月に「適格」の認定を受けた。その際に指摘された事項を改善すべく、本学の 自己点検・評価委員会の実務強化並びに管理運営の組織化を行った。さらに、2014(平成26) 年度には、大学基準協会による大学評価(第2期認証評価)の書類審査と実地調査を受審し、 2015 (平成27) 年3月に「大学基準に適合している」と認定された。第2期認証評価では、大 学独自の特色ある取組みとして高く評価された項目のほかに、「努力課題」4項目、「改善勧 告」1項目の課題が提示された。そのすべての課題を改善するために、本学の大学運営及び 教育研究活動の内部質保証を明確にする機関の設置が求められた。そこで、本学の意思決定 を確固とするための情報やデータの調査・分析・立案と中長期的視点に立った教育研究体制 を整える学長直轄の部門として、「調査企画室」を2015(平成27)年4月に設置した。総務担当 副学長を中心として運営し、専属の事務員を配備した。調査企画室と自己点検・評価委員会、 大学運営委員会の密接な連携により、長期目標及び中期目標・計画の実現に向けて、PDC Aサイクルを適切に機能させることが可能となった。各年度に改革・改善した事項は、毎年 作成する事業実績書及び学報の中に記載し、学内外に公表するとともに、次年度の事業計画 書に生かしている。

一方、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律が2014(平成26)年に公布されたことを受けて、大学運営における学長のリーダーシップの確立を主体とするガバナンス改革を促進するため、副学長職のあり方や教授会等の組織に関する規程を見直すこととした。本学における種々の規程に関しても、2015(平成27)年度から施行できるよう準備を整えた。

大学の方針である、1)学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、2)教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、3)入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)の3つに関しては新たに見直しを行い、分かりやすい方針へと改変するとともに、各学部・学科、各研究科・専攻それぞれの方針を定めた。これらは本学ホームページに掲載し、学生がごに教職員への周知に努めている。また、キャンパスガイドにも掲載することとし、学生のみならず受験生に対しても周知すべく各部署で対応した。大学に必要な各種方針として、1)管理運営方針、2)内部質保証に関する方針、3)大学の求める教員像及び教員組織の編制方針、4)学生支援に関する方針、5)教育研究等環境の整備に関する方針、6)社会連携・社会貢献に関する方針を新たに策定し、本学ホームページに掲載した。在学生への周知徹底に関しては、入学式や新入生オリエンテーション、在学生ガイダンス並びに、2014(平成26)年度に開講した1年生への全学的講義「医療と福祉」の中でも説明している。また、教職員に対しては、年度初めの全学教員会議や学部教授会、各学科における学科会議等でも周知徹底を図っている。

さらに、2018 (平成30) 年度から方針集を作成し、毎年各種方針とそれに基づく諸活動の確認を行うことにより、その適切性について検証を行っている。

教育研究組織の編制に関しては、学園理事会からの要請も考慮した上で、時代に即した大学のあり方を慎重に検討した結果、2017(平成29)年度に医療福祉学部に子ども医療福祉学科、医療技術学部に臨床検査学科並びに診療放射線技術学科を新設した。また、2019(令和元)年度には医療福祉学部保健看護学科を保健看護学部保健看護学科として移設し、医療技術学部リハビリテーション学科並びに感覚矯正学科をリハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科、視能療法学科として移設した。それによって、本学は5学部、17学科の体制となった。また、2015(平成27)年に公布された公認心理師法に基づいて、2016(平成28)年度に入学した新入生から公認心理師の国家試験を受験できるよう、臨床心理学科の教育課程並びに教員組織の改編を行った。

大学院の教育研究組織については、2021 (令和3) 年度から医療技術学研究科臨床工学専攻 に臨床検査学領域と診療放射線技術学領域を統合し、医療技術学専攻として新設するよう改 組を計画した。また、医療福祉学研究科医療福祉学専攻に子ども医療福祉学領域のコースを 加えるよう改編した。

教員の適切性に関しては、教員評価規程で定めた基本事項に則り、2016(平成28)年度から教育研究活動の点検・評価を実施している。この評価の結果は、教員の昇任等に反映することとした。

本学に相応しい入学者の定員確保に関しては、理事長を中心として学園全体のあり方を検討した結果、3校(本学、川崎医療短期大学、川崎リハビリテーション学院)の合同入試を2017(平成29)年度から実施することとした。合同入試を統括する組織として、川崎学園アドミッションセンターが本学に設置された。この構想に基づいて、学力の判定並びに入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に適合した入学者の選抜をはじめとする合同入試の具体的なあり方について、毎年検討している。

2021(令和3)年度に受審する第3期認証評価に当たっては、大学基準協会からの指摘を踏まえた自己点検・評価を重ねて、本報告書を作成した。その経過の中で、新型コロナウイルス感染症の蔓延という未曽有の事態が世界的に発生した。学園には早期から新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、教職員に対する対応基準が提示された。その意向を踏ま

えて、本学では学生の行動ルールを定めるとともに、全教員に対しては、「生命の尊さ、他者へうつさないこと、自らがうつらないこと」に関する教育を学生に教授することを指導し、3密の回避とマスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底した。コロナ禍においても外部評価委員による総合外部評価を受けることができ、改善すべき事項については早急に対策を行った。第3期認証評価において、さらに改善すべき事項を指摘された場合には、全学的に意欲を持って取り組んでいく予定である。

第1章 理念・目的

1-1 現状説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・ 研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又

は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内

容

評価の視点2:大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

川崎医療福祉大学(以下「本学」という)の設置母体である学校法人川崎学園(以下「学園」という)は、学園寄附行為第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い優秀な人材を育成することを目的とする」と定めている(資料1-1)。その目的を達成するために学園内4番目の教育施設として設置された本学は、1991(平成3)年の開学に際し、学園組織規程第9条に基づき、「川崎医療福祉大学は、医療福祉と健康科学を統合した総合大学で、現代社会が求める医療福祉を支えるスペシャリストの育成を目指し、建学の理念に"人間をつくる、体をつくる、学問をきわめる"を掲げ、学校教育法第83条に基づく大学として、学術を中心に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開させることを業務とする」と定められている(資料1-2)。

この理念のもとに、「人類への奉仕のあり方を追求し、より豊かな福祉社会の創造的担い手を育成すること」という教育理念を設定し、大学の目的を「教育基本法及び学校教育法に基づき、医療と福祉の両分野にまたがる高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成すること」と定めている。また、大学院では、「教育基本法及び学校教育法に基づき、医療福祉の理論と実践についての高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な指導的人材を養成するとともに、医療・福祉・健康の専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く人類の福祉の増進と文化の進展に寄与すること」を目的として定めている。

なお、2020 (令和2) 年に学園創立50 周年を迎えるにあたり、学園内各施設の理念の点検を行った結果、本学は建学の理念に基づきながら、新たに「人間をつくる、体をつくる、医療福祉学をきわめる」と大学の理念を定めた(資料1-3)。

大学の理念と教育理念のもと、目的を実現するため次のような教育目標を設定している。

- 1. 健やかな心と体をもつ。
- 2. 医療福祉について豊富な知識と技術をもつ。
- 3. 人の多様性を理解し、すべての人を敬うことができる。
- 4. 高い教養を身につけ、創造的に行動できる。
- 5. 国際的コミュニケーション能力をもつ。

本学は現在、5学部17学科、3研究科13専攻を設置しているが、大学の理念・目的を踏まえ、それぞれの学部・研究科、学科・専攻で、教育理念、目的、教育目標を設定している。例えば、医療福祉学部の教育理念は「医療福祉の視点(医学モデルと社会モデルを統合した視点)を基本に位置づけ、人々の生活や健康問題に関わる医療福祉サービスを市民のために提供できる実践科学の担い手を養成する」であり、目的は「患者や援助を必要とする人たちを様々な方法で支援するための理論と実践力を備えた専門職業人の養成を目的とする」と定めている。また、同学部医療福祉学科の教育理念は「援助を必要とする人に対し医学モデルと社会モデルとの両視点を正しく理解し、対人援助サービスを実践・展開できるソーシャルワーカーを養成する」であり、目的は「医療・保健・福祉の現場で援助を必要とする人たちを医学モデルと社会モデルの両視点から正しく理解し、対人援助サービスを展開できる専門職業人の養成を目的とする」と定めている。

大学院においても、例えば医療技術学研究科の教育理念は「主として知の伝達を目的として、それぞれの分野における高度な専門知識・技能を持つとともに、幅広い人間性と見識を持った高度専門職業人の育成と、主として知の創造を目的とする研究者・教育者の育成を目指す」であり、目的は「各専攻の高度な専門知識・技能を有するとともに、豊かな人間性と幅広い学問的識見を有する高度専門職業人の養成と、高度な専門的理論と技術を基礎としてその進歩発展に寄与する知の創造を目的とする教育者・研究者の養成を目的とする」と定めている。また、同研究科健康体育学専攻の教育理念は「健康学・体育学・医学における健康体育学をさらに高度なものに深め、人々の健康と生きがいを尊重し、実践できる人材の育成を目指す」であり、目的は「健康学・体育学・医学を融合した高度な健康体育学を身につけ、健康体育の実践と指導、並びに教育・研究のできる人材の養成を目的とする」と定めている。このように、大学、学部・研究科、学科・専攻の理念・目的は、養成する人材像を明確にした上で、連関性を持って設定されている(資料 1-3)。

以上のことから、本学は大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部・研究科の 目的を適切に設定しているといえる。

点検・評価項目②: 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則 等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表してい るか。

評価の視点1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又

は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2:教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目

的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学は、川崎医療福祉大学学則(以下「学則」という)第1条に「教育基本法及び学校教育 法に基づき、医療と福祉の両分野にまたがる高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして 社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする」と定め、学部・学科の人材 養成に関する目的並びに研究教育上の目的は、学部等の目的に関する規程に明示している(資料 1-4、1-5)。大学院については、川崎医療福祉大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第1条に「教育基本法及び学校教育法に基づき、医療福祉の理論と実践についての高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な指導的人材を養成するとともに、医療・福祉・健康の専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く人類の福祉の増進と文化の進展に寄与することを目的とする」と定め、研究科・専攻についても、大学院研究科等の目的に関する規程に明示している(資料 1-6、1-7)。

大学の理念・目的は、学則等規程や方針集に掲載しているほか、本学ポータルサイト、学生便覧及び大学院要覧で教職員、学生に周知するとともに、キャンパスガイド、本学ホームページ等を通じて、社会に対して公表している(資料 1-8、1-9、1-10、1-11、1-12【ウェブ】、1-13【ウェブ】)。同様の方法で学部・研究科、学科・専攻の理念・目的も公表しており、本学ホームページでは同一ページで俯瞰できるよう工夫をしている。

以上のことから、本学は大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。

点検・評価項目③: 大学の理念・目的、各学部·研究科における目的等を実現していくため、 大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定してい るか。

評価の視点1:将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は、2021 (令和3) 年に創立30周年を迎えるが、大学の理念のもと、良き医療福祉人を社会に送り出すという使命に変わりはない。一方で、超高齢社会の進展や18歳人口の減少など、大学を取り巻く環境は大きく変化してきている。また、老朽化した施設・設備の更新など経年変化への対応も求められているほか、これまでに送り出した2万名余りの卒業生との連携も課題と考えている。そこで、将来を見据えた長期目標の設定と中期目標・計画の策定を行い、年次計画に反映させている。

本学は、「管理運営方針」を定め、大学の理念・目的の実現に向けて、中長期目標・中期計画を設定している(資料 1-3)。その方針の中で、「学長直轄の調査企画室が短期目標、中長期目標の原案を提示し、自己点検・評価委員会において計画の策定及び検証を行う」としている(資料 1-14、1-15)。また「事業に関する長期目標及び中期目標・計画」については、大学運営委員会の議を経たのち、理事会での承認を得るものとする」としており、学園の中期目標・中期計画等と齟齬のないように努めている(資料 1-16、1-17)。

本学の中長期的な目標及び計画は以下のとおりである(資料1-18)。

(1)長期目標

- ・内部質保証に基づき教育研究環境の充実を図る。
- ・適切な大学運営と安定した財務基盤を維持する。
- ・卒業生との連携を強化し、地域社会に貢献する。

(2) 中期目標

[内部質保証]

内部質保証システムを確立し、継続的な教育の質向上に努める。

[大学運営·財務]

学長の適切なガバナンスのもとに安定した大学運営を行う。 安定した教育研究活動を行うための財政基盤を確立する。

[教育研究組織]

大学の理念を実現するために、適切な教育研究組織を整備する。 社会のニーズを踏まえて学部・大学院の改組を検討する。

[教員·教員組織]

教員組織の編制方針に基づき適切に教員配置を行う。 教員評価をもとに教育の質を高める努力を続ける。

〔教育課程・学習成果〕

学位授与方針に沿った教育課程の編成・実施を着実に行う。 学科が目標に掲げる国家資格・認定試験等において合格率 100%を目指す。

〔学生支援〕

安心・安全な学生生活を送れるように支援する。 就職支援の強化を行う。

〔学生の受け入れ〕

大学入学者選抜改革に則り、適切な入学試験を実施する。 適正な入学定員の確保に向けて、広報活動を強化する。

〔教育研究等環境〕

教育研究活動にかかる経費や時間を適切に管理し、環境の整備を継続する。

[社会連携·社会貢献]

大学の教育研究成果を地域に還元する取組みを継続する。

(3) 中期計画

[内部質保証]

内部質保証の推進のための体制を整備する。

自己点検・評価結果を対外的に公表する。

[大学運営・財務]

大学運営に関する方針のもと、各種委員会の適切な運用を行う。

年次の業務計画・実績を評価し、適切な予算執行を行う。

[教育研究組織]

2023 (令和5) 年を目途に医療福祉学部及び医療福祉マネジメント学部の改組に向けた 取組みを実施する。

2023 (令和5) 年を目処に、医療福祉マネジメント学研究科の改組に向けた取組みを実施する。

[教員·教員組織]

教員評価に基づいた人事考課を行う。

FD·SD活動を強化し、教員の資質向上に努める。

[教育課程·学習成果]

学習成果に基づいたカリキュラムの見直しを行う。

学修ポートフォリオの構築及び有効活用を実現する。

国家試験・認定試験等の合格率100%を目指して対策を強化する。

国際的コミュニケーション能力の修得に向けて、語学教育の強化、海外研修の充実を図る。

[学生支援]

健康管理センターや学生相談室を有効に活用し、学生の健康管理支援を行う。

就職支援センターの役割を見直し、支援体制を強化する。

経済的に困難な学生への学習支援を継続して行う。

[学生の受け入れ]

川崎学園アドミッションセンターのもとに、学力の3要素を多面的・総合的に評価する 体制を整備する。

広報活動の強化や高等学校との連携充実等を実施し、適正な入学者の確保を図る。

〔教育研究等環境〕

外部競争的資金の獲得に向けた支援を継続する。

組織横断的な研究(研究支援)部門の設置に向けた検討を行う。

附属図書館の蔵書管理体制を見直す。

校舎棟の改修等、環境整備を継続する。

国際交流や卒業生との連携強化を目指し、学生会館の整備を検討する。

〔社会連携・社会貢献〕

市民公開講座を継続する。

高大接続の充実を図り、具体的な協定締結を検討する。

海外連携校との交流を強化する。

同窓会との連携を強化する。

上記の中期目標・中期計画のうち、具体的な行動計画が進められているものについて、いくつか紹介する。

教育研究組織については、大学の理念に基づき、社会のニーズに応じた明確な組織とするため、各学部・研究科の改組に向けた取組みを実施することとしている。特に大学院については、専門職社会人の学び直しの場として高度な教育研究を提供できるよう教育の充実を図る。

教育課程・学習成果、学生支援については、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った明確な目標設定を学生及び教員で共有し学習成果を適切に把握するため、また、教員が学生個々人の学習成果や情報を適切に把握及び共有することによってきめ細やかな教育を実現するために、2020(令和 2)年度から本格的に取り組んでいる学修ポートフォリオシステムの構築及び有効な活用の実現を目指している。総合教育センターで学生の入学前・入学後の成績の相関関係を分析し各学科に提供することで、個々に応じた教育指導ができる環境を整えるとともに、入学前学習及び初年次教育をより強化し、早い時期に学生が学びの習慣を身につけることができるよう支援する。2020(令和 2)年度には総学生数が 5,000 名を超えるため、学生が憩えるスペースの拡充を図る。2019(令和元)年 10 月に開寮した新女子学生寮「このはな寮」の適切な運営をはじめとして、全ての学生が安心・安全な生活を送れるよう支援する。

学生の受け入れについては、前回の認証評価において一部の学部における定員超過及び定員未充足を指摘された。その改善に向けて、川崎学園アドミッションセンターを設置し、本学、川崎医療短期大学(以下「医療短大」という)、専門学校川崎リハビリテーション学院(以下「リハビリテーション学院」という)の3施設で、統合的かつ適切な入学者選抜・入試広報活動を展開している。2021(令和3)年度入試からは、文部科学省の「大学入学者選抜改革」に従い入試形態が変更されるが、「学力の3要素」(「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」)を多面的・総合的に評価する体制の整備

「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」)を多面的・総合的に評価する体制の整備と、入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づく公正かつ公平な入学者選抜を実施し、適正な入学者の確保を引き続き実践する。

教育研究等環境の整備については、教員の働き方改革により、ますます研究時間の確保が

困難になることが想定される。教員評価で各教員が年間目標を設定する際、総就業時間内での研究時間の割合を定める等、計画的な研究を推進するほか、共同研究、受託研究、民間助成金を含めた外部競争的資金の獲得を継続して強化し、研究経費の確保に努める。また、研究支援体制を強化するため、大学ごとの研究支援体制を改め、学園の3大学(本学、川崎医科大学(以下「医科大学」という)、医療短大)の研究担当部門を統合することを目指す。その他、より研究しやすい環境整備のため、築30年を超える校舎棟の改修・改善を積極的に実施するとともに、来たる学園60周年を記念して、学生及び卒業生が集う学生会館の整備を進める。

社会連携・社会貢献については、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、本学の教育研究の成果を社会に提供するための公開講座や公開セミナーを継続して実施する。常に社会の問題点に目を向け、ニーズに応じたテーマを検討し、年間開催回数を増やす。また、高等学校との連携にとどまらず、地域の小・中学校との連携を推進し、早期から医療福祉への関心を掘り起こし、次世代の医療福祉の担い手の育成を促していく。

以上のように、本学では大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた長期目標及び中期目標・計画その他の諸施策を設定している。

1-2 長所・特色

1年次の必修科目で全学生が履修する「医療と福祉」において、「川崎医療福祉大学の理念と社会的役割」という内容で学長による講義が行われている(資料 1-19)。また、2015(平成27)年より、毎年4月に学園内の4施設(本学、医科大学、医療短大、リハビリテーション学院)で新入生に対して合同研修を実施している(資料 1-20【ウェブ】)。学園創設者の志を知ることを通じて建学の理念を理解し、様々な専門職種を目指す学生が一堂に会して多職種連携に触れることで、改めてそれぞれの目的を認識する機会になっている。

このように、特に新入生に対しては学園建学の理念、大学の理念・目的に対する理解を深めるための取組みを強化している。

1-3 問題点

理念・目的の検証は、毎年の事業実績書、事業計画書をまとめる際に、自己点検・評価委員会を中心に学科・専攻レベル、学部・研究科レベル、大学全体でそれぞれ実施しているが、学部・学科の専門性等もあり、統一した評価指標に基づいて実施されているとは言い難い(資料1-21【ウェブ】、1-22【ウェブ】)。学生の学習成果の獲得状況や授業評価アンケートの結果、教員評価など様々な指標を参考に、検証サイクルを十分に機能させる必要がある。

1-4 全体のまとめ

本学は、開学以来医療機関、福祉施設等への高い就職率を誇り、国家試験等の合格率は多くの学科で全国平均を大きく上回っている。これらの結果から、「医療と福祉の両分野にまたがる高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成

する」という目的を果たしているといえる。

外部評価や学生による評価など、今後も客観的な視点を踏まえつつ、大学の理念・目的の 適正性を検証し、大学の役割を果たしてまいりたい。

第2章 内部質保証

2-1 現状説明

点検・評価項目①:内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1:下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織) の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織 との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

本学では、教育研究水準の向上を図り、大学の理念・目的を実現するために、以下のとおり内部質保証に関する方針において自己点検・評価委員会が本学の内部質保証推進の中心的役割を果たすことを定め、他の方針とともに方針集に取りまとめ、本学ポータルサイトで教職員に対して周知徹底するとともに、本学ホームページを通じて学生及び社会に周知・公表している(資料 1-3、1-8、1-15、2-1【ウェブ】、2-2)。

1. 組織·体制

自己点検・評価委員会規程に基づき、全学内部質保証推進組織として、自己点検・ 評価委員会において、継続的・組織的に点検・評価を実施する。

各学部・学科、各研究科・専攻及び各部・センターにおいて、教育・研究等が適切な水準にあることを定期的に検証する。

2. 自己点検・評価の実施

自己点検・評価委員会は、本学の諸活動について、各学部・学科、各研究科・専攻 及び各部・センターからの検証報告に基づき、その結果を取りまとめて公表する。

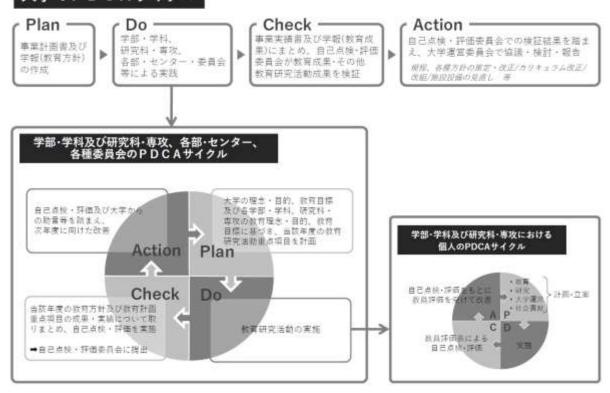
自己点検・評価の実施にあたっては、客観性・妥当性を高めるために外部有識者等の意見を聴取する。

3. システムの適切性

自己点検・評価委員会は、調査企画室と連携し、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行う。

(図) PDCAサイクル

大学のPDCAサイクル



以上のように、本学は内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているといえる。

点検・評価項目②:内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

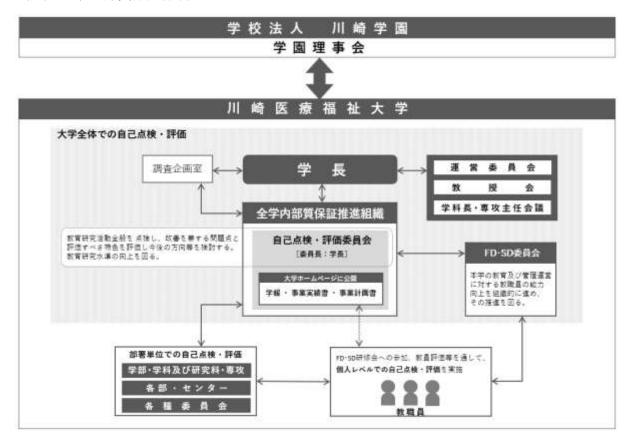
評価の視点1:全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 評価の視点2:全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学則第2条に基づく自己点検・評価委員会を設置している。委員会は、学長を委員長とし、副学長、学部長等大学運営委員会の構成員のほか、学科長、図書館長、事務部長が委員として参画している(資料1-15、1-16)。また、学生の代表者と地方自治体、地域企業等に所属する学外有識者も委員に加え、必要な意見聴取を行っている。なお、大学院自己点検・評価委員会は、ほとんどの学科で学科長が専攻主任を兼務しているため、自己点検・評価委員会と合同で開催している(資料2-2)。

また、自己点検・評価委員会で検討された事項については、大学運営委員会で協議検討又は報告がなされることとなっている。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているといえる。

(図) 全学内部質保証体制



点検・評価項目③:方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1:学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定

のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2:方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3:全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の

PDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点4:学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5:学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の

計画的な実施

評価の視点6:行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)

に対する適切な対応

評価の視点7:点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学は、良き医療福祉人を地域社会に輩出するために、大学の理念・目的に基づいて各種 方針の作成を行っている。学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方 針(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)の策定 に際しても、この基本的な考え方に沿って、自己点検・評価委員会で検討を行い、大学運営 委員会で決定している(資料 2-3)。

本学の内部質保証活動は、内部質保証に関する方針に基づき、組織レベル並びに個人レベルでの自己点検・評価活動を中心に、継続的に実施している。組織レベルでは、大学運営委員会の指示のもと、毎年度各学部・学科、各研究科・専攻が前年度に策定した教育方針と対比する形で教育成果を取りまとめ、自己点検・評価委員会に提出している。毎年度当初に、学長と各学科長・専攻主任との間でヒアリングが実施されるが、前年度の国家試験合格率や就職率等の教育成果を踏まえて、当該年度の活動方針の確認、必要な対策や予算の検討等を行っている。毎年度の教育方針と教育成果は、国家試験合格状況や就職状況、公的研究費(競争的資金)獲得状況等とともに学報として取りまとめ、公表している(資料 2-4【ウェブ】)。また、各部・センター・委員会等においては、前年度に策定した活動計画に基づく活動成果を取りまとめ、自己点検・評価委員会に提出している。

これらの教育・研究活動、委員会活動や社会連携活動等の事業実績は、自己点検・評価委員会でとりまとめ検討を行い、大学運営委員会で審議された後に、学園理事会に諮られる(資料 2-5、2-6)。また同様に、各組織で作成する事業実績を踏まえた次年度の基本方針及び教育方針・活動計画案も、自己点検・評価委員会を通じて大学運営委員会で審議された後に、学園理事会に諮られる(資料 2-7、2-8)。繰り返しになるが、これらの事業実績・事業計画については、学長が学科長・専攻主任、総合教育センター長に対して直接ヒアリングを実施し、継続的・組織的に点検・評価を実施できている。

個人レベルでは、教員評価規程に基づき、各教員が自ら諸活動について点検・評価を行っている(資料 2-9)。各教員は毎年度末に自身の職務行動を振り返り、教員評価票を一次評価者である学科長・センター長に提出するとともに、期首・期末面談を受けることになっている。学科ごとの評価票は二次評価者である学長に提出され、大学運営委員会の議を経て最終

的に各教員へフィードバックされる。本学では、個人レベルの自己点検・評価に関連して、「専任教員の教育・研究業績」を毎年公表している(資料2-10【ウェブ】)。

本学では、教育のPDCAサイクルを機能させるために、FD・SD委員会が中心となり、各種研修会や授業参観、学部学生及び大学院生による授業評価等を行っている。授業評価の結果は各教員へフィードバックされるほか、委員会活動の各種取組みは、教育成果として自己点検・評価委員会へ報告される。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)について、本学では大学の理念、目的に沿った教育研究組織の改編を実施し、2017(平成29)年度学部改組では、医療福祉学部子ども医療福祉学科、医療技術学部臨床検査学科、診療放射線技術学科の届出設置及び、既存の6学科の収容定員増認可申請を行ったが、文部科学省からの履行状況調査において指摘のあった事項については、以下のとおり対応した。

医療技術学部リハビリテーション学科理学療法専攻及び作業療法専攻の定員超過の是正については、2017 (平成29) 年度入試において歩留まりを考慮して調整し、理学療法専攻、作業療法専攻ともに1.13 倍に調整した。この履行状況については翌年も引き続き同様の改善意見がなされたが、2018 (平成30) 年度入試において厳密な調整を行い、理学療法専攻の入学者を定員超過率1.13 倍、作業療法専攻の入学者を1.10 倍にすることで、過去4年間の平均入学定員超過率についても是正している(資料2-11、2-12、2-13)。

医療福祉マネジメント学部医療福祉デザイン学科及び医療情報学科の定員未充足の是正については、2017 (平成29) 年度入試において3施設合同入試のもとで併願を可能とし、学科選択の機会を拡大したことや、広報活動をシステマティックに展開したことで是正を図った(資料2-11、2-12、2-13)。しかしながら、医療福祉学部医療福祉学科、医療福祉マネジメント学部医療秘書学科などの定員充足状況も低下してきたことから、翌年にはそれらの学科もあわせて学生確保に努めることと、定員の見直しについての改善意見を求められることとなった。これについては、専門職養成を全面に出すカリキュラム変更及び広報活動を展開するとともに、2018 (平成30) 年度入試において入試区分別募集人員の見直しを行ったことで、2020 (令和2) 年度には指摘事項なく学部の設置計画を履行できた(資料2-12、2-13,2-14)。今後も設置申請後の履行状況調査に対して、是正に向けた対応を検討していきたい。

また、前回の認証評価を受審した際に、大学基準協会から4点の努力課題と1点の改善勧告を受けた。これらのうち、一部の学科・専攻における定員超過と未充足に関しては、上記対応を行ってきたが、一部の学科・専攻において定員未充足の状況が続いている。18歳人口の減少等、大学を取り巻く状況には厳しいものがあるが、それぞれの学科・専攻での取組みと、入試広報委員会等を通じた全学的な取組みなどを点検・評価しながら、適正な学生確保に努めてまいりたい。なお、「全研究科における教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の設定と周知・公表」と「学位論文審査基準の大学院要項への明記」については、指摘後直ちに対応を行っている。

本学の点検・評価活動は、内部質保証に関する方針に基づき、学長のガバナンスのもと、適切かつ組織的に実施している。その客観性、妥当性については、外部有識者や学生代表者による確認や、総合外部評価等を通じて確認している。総合外部評価は、2016(平成28)年度と2020(令和2)年度に実施した。なお、2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、実地での評価を受けることができなかったが、書面での評価をいただいた。

以上のことから、本学は方針及び手続に基づき、内部質保証システムを有効に機能させているといえる。

点検・評価項目④:<u>教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を</u> 適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1:教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2:公表する情報の正確性、信頼性 評価の視点3:公表する情報の適切な更新

本学では、内部質保証に関する方針に基づき、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動について、各学部・学科、各研究科・専攻及び各部・センターからの検証報告をもとに、その結果を学報として取りまとめている。学報は、2018(平成 30)年度までは冊子として教職員へ配布していたが、現在はデータ化した上で本学ホームページに掲載し学生に周知するとともに、社会に公表している(資料 2-4【ウェブ】)。また、年度ごとの事業計画書・事業実績書についても、学園で取りまとめた後に本学ホームページで公表している(資料 1-21、1-22)。財務情報は、学園としてホームページで公表している(資料 2-15【ウェブ】)。本学の教育研究活動に関する情報公開は、本学ホームページに「大学情報の公表」として一元的に閲覧できるよう取りまとめている(資料 2-16【ウェブ】)。教員個人の教育研究活動の公表についても、研究業績管理システム「研究業績プロ」を活用してデータベース化された情報等をもとに「専任教員の教育・研究業績」として公表している(資料 2-10【ウェブ】)。以上のことから、本学は教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

点検・評価項目⑤: 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っている か。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている か。

評価の視点1:全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の内部質保証に関する方針では、自己点検・評価委員会は、調査企画室と連携し、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行うこととしている。

本学の内部質保証システムの適切性については、自己点検・評価委員会における内部評価のほかに、適宜外部評価を活用し、点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会の外部評

価委員として学外有識者を委嘱し定期的に点検・評価を行っている(資料2-17)。

また、2016 (平成 28) 年 10 月には総合外部評価を実施し、外部評価委員から指摘を受けた。その内容を自己点検・評価委員会で整理するとともに課題の検討を調査企画室と連携して各担当者に依頼し、事業計画等に反映させ、年度ごとの実績報告書作成で検証する形としている(資料 2-18、2-19)。2020 (令和 2) 年度も総合外部評価を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、外部評価委員に書面による評価を依頼した。

さらに、内部質保証システムに学生の視点を導入するために、自己点検・評価委員会の構成員として、学生の代表者を入れている。2019 (令和元) 年度以降、学生の代表者による教育・学生生活等に関する在学生アンケートの結果を、自己点検・評価委員会を通じて各学部・研究科に周知している (資料 2-7)。なお、今後も継続して学生の意見を聴取し、点検・評価の質の向上に役立てたい。

2020 (令和2) 年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大学運営委員会で調査企画室を本学の対策本部として設置することを決定した。学園の対策本部の指示により学園対応基準に基づいた「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための大学の活動制限指針」(学生には行動ルール)を発出し、学生及び教職員に周知徹底するとともに、保護者に対しても本学ホームページで周知し、理解を促した(資料2-20、2-21)。新型コロナウイルス禍にあっても、その影響を最小限に留め、教育・研究活動とともに、適切な点検・評価、改善・向上に向けた活動を継続できるよう、全学を挙げて取り組んでいる。

以上のことから、本学は内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているといえる。

2-2 長所・特色

自己点検・評価委員会を中心に教員評価の充実を図り、一次評価者である学科長・専攻主任、センター長との面談結果を踏まえて、学長が各学科・専攻の状況を確認できる体制を強化している。また、外部有識者や学生の意見を取り入れることで、内部質保証システムの適切性を検証している。

2-3 問題点

個人レベルでの自己点検・評価については、教員活動評価を通じてPDCAサイクルを回せているが、学科・専攻における点検は、適切な目標管理や評価指標の設定など改善が必要な部分が残っている。引き続き組織としてのPDCAサイクルを充実させていく必要がある。

2-4 全体のまとめ

本学では、内部質保証に関する方針に基づき、学長のガバナンスのもと、適切かつ組織的に点検・評価活動を実施している。また、諸活動の状況も随時公表している。今後も内部質保証システムの適切性を定期的に点検・評価し、より充実したPDCAサイクルを確立できるよう取り組んでまいりたい。

第3章 教育研究組織

3-1 現状説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1:大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科(研究科又は専

攻)構成との適合性

評価の視点2:大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3:教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等へ

の配慮

超高齢社会、少子化が進むにつれ、医療福祉を支える人材の社会的需要はますます高まり、 そのニーズも多様化してきている。本学は、それに対応するため、より専門的、人間的で、かつ「質」の高いサポートを提供できる医療福祉・医療技術のスペシャリストの育成を目指してきた。

大学の理念に基づいた本学の目的は、学則第1条に「本学は教育基本法及び学校教育法に基づき、医療と福祉の両分野にまたがる高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする」と定めている(資料1-4)。また、大学院学則第1条には、「川崎医療福祉大学大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療福祉の理論と実践についての高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な指導的人材を養成するとともに、医療・福祉・健康の専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く人類の福祉の増進と文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている(資料1-6)。さらに、本学の教育理念は、大学の理念のもと、「人類への奉仕のあり方を追求し、より豊かな福祉社会の創造的担い手を育成すること」としている。

本学は、日本で初めての医療福祉専門職を育成し、社会に貢献することを使命とする総合大学として1991 (平成3) 年4月に医療福祉学部・医療技術学部の2学部6学科、入学定員500名で開学した。本学の教育研究組織は、大学の理念・目的を実現するため、現在5学部17学科並びに3研究科13専攻で構成しており、いずれも大学及び大学院設置基準に基づき設置し、各法令要件を満たして、適切に運営されている(資料3-1【ウェブ】)。従って、本学の学部・研究科は、医療福祉分野で社会の要請に応え得る有為な人材を育成する構成となっており、大学の理念・目的に沿った適切な構成であるといえる。

また、2014 (平成 26) 年度の大学基準協会による認証評価受審後も、社会的要請を考慮し、教育研究組織の改編に取り組んできた。2017 (平成 29) 年度には、医療短大から医療福祉学部に子ども医療福祉学科、医療技術学部に臨床検査学科と診療放射線技術学科を移設し、4年制の医療福祉の専門学科を増設した(資料 3-2)。子ども医療福祉学科は、保育士、幼稚園教諭一種免許状、精神保健福祉士の養成課程を持ち、病気や障がいを持った子どもの支援ができる専門家を育成している。特に近年増加している発達障害の子どもに対する教育については、専門的知識と経験を積んだ教員を配置し教育に当たっている。また、2018 (平成 30)

年度には、学園内に幼保連携型認定こども園であるかわさきこども園が新設され、充実した 実習環境の中で実践に強い保育士、幼稚園教諭を養成している。臨床検査学科、診療放射線 技術学科については、医療短大で培った歴史と伝統を引き継ぎ、より深い学びと充実した実 習を提供し、卒業後第一線で即戦力となる社会の要請に応え得る専門職を育成している。

2019 (令和元) 年度には、保健看護学部とリハビリテーション学部を新設し、従来の医療福祉学部保健看護学科を保健看護学部保健看護学科に改組し、医療技術学部リハビリテーション学科理学療法専攻と作業療法専攻、感覚矯正学科言語聴覚専攻と視能矯正専攻をリハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科、視能療法学科に改組した(資料 3-3)。保健看護学部は、看護と医療福祉の視座をもとにチーム医療を実践する能力を備え、国際的視点から看護・保健・医療福祉の課題を統合的に捉えることのできる人材を育成している。2025 (令和 7) 年には「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者になり、このような急激な高齢化の進展の中で、高齢者、障がい者に対してより専門的な知識、技能を持ったリハビリテーションの専門家の存在は必須となってくる。リハビリテーション学部は、需要がますます高まっていくことが予想される理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士をより専門的に育成するため、医療技術学部から独立させた。

また、2021 (令和3) 年度には、大学院医療技術学研究科臨床工学専攻修士課程及び博士 後期課程に臨床検査学領域と診療放射線技術学領域を統合し、医療技術学専攻を新設するこ とで、2017 (平成29) 年度から育成した臨床検査学科、診療放射線技術学科の学部生及び医 療福祉の現場で活躍している社会人に対して、より高度な専門技術の探求とスキルアップの 場を提供することができることとなる(資料3-4)。また、従来の臨床工学領域を含めた3分 野に共通する科目構成は、中央教育審議会答申の「新時代の大学院教育-国際的に魅力ある 大学院教育の構築に向けてー」で示された大学院教育の実質化、国際的な通用性、信頼性の 向上を通じて、世界規模での競争力を図ることを視点として構築されている。

子ども医療福祉学の領域については、現存の医療福祉学研究科医療福祉学専攻にコースを 設け、近年注目されているあらゆる子どもの問題に取り組み、今後の日本を支える教育、療 育のあり方を探求する方法を教授する。

昨今、国民の心の問題は幅広く、医療機関に限らず、学校、企業等のあらゆる職場で心理職の起用が必要となってきている。そのため、2017(平成29)年9月に施行された公認心理師法施行令(平成29年政令第243号)及び公認心理師法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号)の制定により、我が国に初めて心理職の国家資格が誕生した。本学医療福祉学部臨床心理学科及び大学院医療福祉学研究科臨床心理学専攻では、これまで臨床心理士の養成に力を注いできたが、これを機会に、2018(平成30)年度入学生から学部、大学院に公認心理師養成課程を新設し、医療福祉に精通した専門性の高い公認心理師を養成している。2022(令和4)年度には、現存の医療福祉学研究科臨床心理学専攻の入学定員を12名から増員する計画である。

本学大学院の各専攻では、医療福祉分野においても多岐にわたる研究が世界各国で推進される中、研究に関する情報収集はもとより、学術交流などのため、国際性に富んだ人材の育成にも力を入れている。

その他、学部・研究科等の組織とは別に、教育研究組織として附属図書館、附属心理・教育相談室、医療福祉研究センター、総合教育センター、教職課程センター、学生支援センター、社会連携センター、社会人教育のための看護実践・キャリアサポートセンターなどを設置し

ている。附属心理・教育相談室は、公認心理師国家資格、臨床心理士資格取得のための大学 院生の実習の場でもある(資料 3-5【ウェブ】)。医療福祉研究センターは、本学における研究 が円滑に進行するよう支援している。総合教育センターは、2013(平成25)年度に新設し、後 に教育研究支援センターと統合した。基礎教育部門、語学教育部門、医学教育部門、教育研 究支援部門の4部門からなり、本学の共通教育を横断的に担う役割を持ち、それぞれ全学的 なカリキュラムや担当者の調整と、教育研究のための効率的な設備や機器の手配、調整を行 っている。本学の持つ特色ある教育研究を地域社会に公開するとともに、高大連携、国際交 流等の社会連携活動を通して広く社会貢献することを目的として 2015 (平成 27) 年度に新設 した社会連携センターは、地域連携事業、TEACCH普及活動事業、高大連携事業、国際 交流事業の4事業を展開している。地域連携事業では毎年一般市民に向けての大学での公開 講座に加え、倉敷市と連携した市民公開講座、川崎医科大学総合医療センター(以下「総合 医療センター」という)における公開講座を開催し多数の参加者から好評を得ている。TE ACCH普及活動事業では、特別なプログラムにより発達障害児(者)への理解を深め、長 く支援していく方法を社会に提供している(資料 3-6【ウェブ】)。国際交流事業としては、海 外からの留学生の受け入れ、学生の短期留学(研修)、海外大学との教員の交流、海外からの 視察見学の受け入れ等を行っており、特に2019(令和元)年度までは友好協定校である中国 上海中医薬大学からの留学生の受け入れを毎年実施してきた。また、毎年本学学生の協定校 での研修も継続して実施している。

2016 (平成 28) 年度に新設した看護実践・キャリアサポートセンターでは、学園の看護教育を担う4施設(本学、附属病院、総合医療センター、医療短大)が協力し看護実践能力を高め、生涯を通じたキャリア支援を行い、地域医療に貢献する看護職を養成することを目的として研修を実施している(資料 3-7【ウェブ】)。

このように、本学は医療福祉の総合大学として、開設以来一貫して医療福祉の理念を実体化するために必要な教育研究組織及び体制の充実に努め、時代の変化と社会の要請を常に意識しながら整備してきた(大学基礎データ表 1)。

以上のことから、本学の各学部・学科、各研究科・専攻、その他教育研究組織は、全て大学の理念・目的に基づいた編制となっており、有効に機能し適切なものであるといえる。

点検・評価項目②:<u>教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。</u> また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1:適切な根拠 (資料、情報) に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性の検証に当たっては、目的を達成するために必要な学部・研究科等の設置・改編・見直しについて、学長と理事長が協議・検討し、組織改編の必要が生じた場合は、毎年本学中期目標・中期計画をもとに調査企画室で提示された原案を含め、自己点検・

評価委員会で作成し、大学運営委員会の責任のもとで次年度の事業計画書に取りまとめ、学園理事会に諮られている(資料 3-2、3-3、3-4、3-8)。開設以来、社会の要請に応えるため、度々学部・研究科の充実・発展を図っており、その都度文部科学省と協議を重ねている。また、国家資格対象の専門職養成学科では、監督官庁の指定基準監査を毎年定期的に受審している。

本学では、教育研究組織について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組みを行っているといえる。

3-2 長所・特色

本学では、大学の理念・目的のもと、社会の要請に合致した学部・研究科の改編を行ってきた。2017 (平成29) 年度に設置した3学科についても、完成年度まで入学定員を大きく上回る志願者の中から学生を確保することができた。

また、附属の教育研究組織として設置している附属心理・教育相談室は、臨床心理学専攻大学院生の臨床心理士資格取得のみならず、2017(平成29)年9月に施行された公認心理師国家資格取得のための実習の場として有効に機能している。2022(令和4)年度には、同専攻の入学定員増に合わせて、さらに機能を充実させていく予定である。

その他、2015(平成27)年度に新設した社会連携センターでは、開設後事業展開を促進してきたが、特にTEACCH普及活動事業は本学として特色のある事業の1つであり、社会の需要に応えるため今後も事業を継続していく必要がある。

2016 (平成28) 年度新設した看護実践・キャリアサポートセンターは、開設後数年であるが、今後も需要に応じた研修内容を提供していく。

3-3 問題点

本学の医療福祉マネジメント学部各学科においては、入学定員充足率が経年で低く大きな課題となっている。今後入学定員の検討を含めた教育研究組織の改編が必要であると考える。

3-4 全体のまとめ

本学では、開学以来その時代の医療福祉分野の要請に応じた教育研究組織の改編を行ってきた。そして、数多くの医療福祉専門職を育成し、社会に貢献している。

医療福祉従事者が世界中で必要とされる事態となった今、本学の社会に対する使命と、社会の本学に対する期待は非常に大きくなっているといえるであろう。本学は、今後も引き続き大学の理念・目的に合致した教育研究組織を充実させていく必要がある。直近では、大学院において、2021(令和3)年度の医療技術学研究科医療技術学専攻の新設、2022(令和4)年度の医療福祉学研究科臨床心理学専攻の入学定員増と、医療福祉社会のニーズにあった改編を実施する予定である。

第4章 教育課程・学習成果

4-1 現状説明

点検・評価項目①: 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1:課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度 等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定 (授与する学位ごと)及び公表

本学では、大学の理念のもと、人類への奉仕のあり方を追求し、より豊かな福祉社会の創造的担い手を育成することを教育理念とし、医療と福祉の両分野にまたがる高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的としている。そして、その理念を実践し、目的を達成する感性と能力を有する専門職である医療福祉人を教育し、社会に送り出すことが本学の使命であり、これを実現するため、5つの教育目標を設定している。これらの教育理念・目的、教育目標を踏まえて、大学全体、各学部・学科、大学院全体、各研究科・専攻において、それぞれの学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を設定し、授与する学位ごとの方針を定め、方針集に取りまとめている(資料1-3)。

なお、本学が授与する全ての学位についての必要な事項は、学位規程に定めている(資料 4-1)。

大学全体としては、大学の理念と教育理念のもと、本学の目的を達成するために、所定の 単位を修得し、以下の学習成果を獲得した者に学位を授与するとし、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を定めている。

- 1. 幅広い教養、豊かな感性、人間理解、並びに国際的コミュニケーション能力を身につけるとともに、一人の人間として、他者と関わるための豊かな心を持ち、福祉社会の担い手と成り得るための体力を身につける。
- 2. 豊かな人格形成の基本と専門領域へつながる基礎的な学力を養うとともに、専門領域を超えて問題を探求する姿勢を身につける。
- 3. 医療福祉という総合的な視点を持ち、学際的に議論する力の修得を通して、物事の本質を見抜き、医療と福祉の両分野における多様な課題を解決し得る判断力を養う。
- 4. 4年間にわたる体系的な学習を通して、専門的な医療福祉人に必要な高いレベルの専門的学力や技術力、さらには、スペシャリストとしての指導力を身につける。

そして、この大学全体の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、各学部・学科がそれぞれの特色を生かし、果たすべき役割を十分考慮の上で、その専門性に特化した修得すべき知識、技能、態度等を明示した学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を設定している(資料 1-3)。特に、2019(令和元)年度に新たな学部として開設された保健看護学部においては、①幅広い教養、豊かな感性、人間理解、並びに他者とのコミュニケーション能力を身につけ、看護専門職者として活動できる能力と体力を身につける、②保健・医療福祉の

総合的な視点を持ち、専門領域における多様な課題を探索・解決し得る能力を身につける、 ③人々の健康で豊かなライフサイクルを支援するため、看護職に必要な高いレベルの学力と 技術力、指導力、倫理観を身につける、というこれらの学習成果を獲得した者に学位を授与 することとしている。同様に、新たな学部となったリハビリテーション学部においては、① リハビリテーション学部の各学科の領域における高い専門性を身につける、②臨床・臨地実 習を充実させ、深い知識と高い技術、現場を重視した職業観を身につける、③技術の修得に 加えて、豊かな人間性を養う、という学習成果を獲得した者に学位を授与することとしてい る。

大学院修士課程においては、所定の単位を修得し、かつ修士の学位論文又は特定の課題若 しくは修士作品の審査に合格し、以下の知識・技能を身につけた学生に対して修了を認定 し、修士の学位を授与することとしている。

- 1. 医療福祉分野の理論と実践についての深い知識、優れた技能及び高い倫理観を備え、医療福祉現場のリーダーとしての問題解決能力を有している。
- 2. 医療福祉分野の研究を遂行するために情報収集能力、課題分析能力、研究実行能力及びプレゼンテーション能力を備えている。

また、博士後期課程においては、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ博士の学 位論文の審査及び最終試験に合格し、以下の知識・技能を身につけた学生に対して修了を認 定し、博士の学位を授与することとしている。

- 1. 研究者として自立して研究活動を行い、専門的業務に従事するのに必要な高度な研究能力及び倫理観を備えている。
- 2. 医療福祉分野での高度専門職としての技能及びその基礎となる学識を有している。
- 3. 教育者としての高い意識を有し、授業の実施方法や教材の作成方法などの教育方法を修得している。

そして、この大学院全体の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、研究科並びに専攻ごとに、その専門性に特化した修得すべき知識、技能、態度等を明示した学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を設定している(資料 1-3)。特に、2021(令和 3)年度に新たな専攻として開設する予定である医療技術学研究科医療技術学専攻の修士課程においては、①医療技術学及び関連分野の知識と研究能力を獲得している、②先端医療を担うチーム医療の中核を担えるような資質を備えている、③医療技術学の向上に貢献する人間性・倫理観を有している、というこれらの知識・技能を修得した学生に対して学位を授与することとしている。また、医療技術学研究科医療技術学専攻の博士後期課程においては、①医療技術学領域の安全・安心を支える感性、判断能力を有し、教育と研究を通して社会に貢献できる、②医療技術学領域の教育や研究、先端医療の現場において高い指導力が発揮できる、③国際的な視野を備え、高い見識と倫理観を持って教育と研究において指導的役割が担える、というこれらの知識・技能を修得した学生に対して学位を授与することとしている。

本学の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は、入学時に全学部生に配付される学生便 覧、及び全大学院生に配付される大学院要覧のほか、キャンパスガイド、本学ホームページ 等に掲載されている(資料 1-9、1-10、1-11、4-2【ウェブ】)。特に、本学ホームページでは、複数のサイトから学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を閲覧できるよう工夫されており、トップページと学科や専攻の紹介ページから容易にアクセスできるよう、閲覧者にとっての利便性を考慮している。同様に、スマートフォン版においてもメニューから3タップで本学の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を確認できる設計となっており、閲覧者が情報を得やすいように配慮している。在学生には、各学科・専攻において入学時のほか、学期ごとに実施される在学生ガイダンスの中で、在学中に複数回伝えることで周知徹底をしている。さらに学部1年次生には、全学一斉授業である「医療と福祉」の中で直接、表現を工夫しながら時間をかけて説明をすることで、確実に理解できるように配慮している(資料1-19)。また、教職員に対しては、方針集に取りまとめたものを本学ポータルサイトで示し、周知している。

以上のことから、本学では、大学全体、各学部・学科、大学院、各研究科・専攻での教育課程に相応しい学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を適切に定め、それらには修得すべき学習成果の内容を明確に示しており、同時に誰もが容易に参照できる方法で理解しやすいよう、媒体や表現を工夫し公表している。

点検・評価項目②:<u>授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表している</u> <u>か。</u>

評価の視点1:下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと) 及び公表

教育課程の体系、教育内容

教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2:教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、大学の理念と教育理念のもと、本学の目的に基づいて、科目を体系的に配置し、高度な専門性と実践力に重点を置いた教育課程(カリキュラム)を以下のとおり編成し、実施している。

- 1. 高い教養と専門科目を履修するために必要な基礎学力を身につけるための人間教育として、医療福祉、教養、国際コミュニケーション、健康体育、情報、総合教育の6つの分野から構成される全学共通の「基礎教育科目」を配置する。
- 2. 医療福祉人としての知識と技術力を獲得するための専門教育として、学科ごとに 設定する「専門科目」を配置する。
- 3. 応用力と指導力を兼ね備えるための実践的な職業教育として、医療福祉施設等にて行う実習に関する科目を配置する。

そして、この大学全体の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、各学部・学科が教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を設定し、学問体系に応じた科目を配置している。

大学院においては、大学の理念と大学院の教育理念のもと、本大学院の目的に基づいて、 医療福祉学、医療技術学及び医療福祉マネジメント学の学問体系に応じた科目を配置し、高 度な専門性と実践力に重点を置いた教育課程(カリキュラム)を以下のとおり編成し、実施 している。

- 1. 修士課程においては、学部・学科における教育を基礎として、医療福祉分野に関する深い学識、高度の専門性を要する技能及び高い倫理観を修めることができる教育課程を編成する。
- 2. 博士後期課程においては、修士課程で養った高度な専門的学識及び技能をもとに、 専門分野に関して自立して研究活動を行い、あるいは専門的業務に従事する能力を養 うことができる教育課程を編成する。
- 3. 研究指導の過程において専門分野の研究プロジェクトに参加させ、プロジェクトの 企画能力・管理運営能力を高める。

以上の大学院全体の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、研究科並びに専攻ごとに、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を設定し、 学問体系に応じた科目を配置している。

本学における教育課程の体系の柱は、人間教育(教養・基礎学力)、専門教育(専門知識・技術力)、実践教育(実践力・指導力)である。これら3つの柱をもとに、基礎教育科目と専門科目で教育課程を構成している。また、講義・演習・実習・実技・実験の授業形態を組み合わせて、教養・基礎学力、専門知識・技術力、実践力・指導力を養う科目をバランス良く配置することを基本としている。全ての学科が国家資格や各種認定資格の取得や受験資格と関連した教育課程であるため、専門職の養成施設指定規則や認定資格の要件に準拠した教育内容となっている。教育課程の体系の3つの柱によって、授与する学位ごとの学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)で示した学修が可能となるよう、教育内容、教育課程を編成している。具体的には、専門科目を履修するために必要な基礎学力を養うスタンダードである基礎教育科目とともに、専門分野をきわめ、職業に必要な専門的能力や専門家としての指導力を養うための専門科目を学科ごとの目標・目的に整合するよう配置している(資料1-9)。

(1) 基礎教育科目

医療福祉の原点は人間と人間の関わりであり、専門知識と技術力を身につけたスペシャリストとなる教育の前に、一人の人間として、人間と関わる豊かな心を持つために、幅広い教養、豊かな感性、人間理解、国際的感覚などを身につける必要がある。そのことを踏まえ、分野・学部等横断カリキュラムとして、自然科学系及び人文科学系・社会科学系科目の両方をバランスよく履修するように配置するとともに、専門科目を履修するために必要な基礎学力のスタンダードとして、また社会の変化や学生自身のニーズに合わせて、6つの分野から

構成された全学共通の基礎教育科目を配置している。医療福祉分野の基礎から、教養分野、 国際コミュニケーション分野、健康・体育分野、情報分野、総合分野まで、学術の動向やグローバル化、情報活用の多様化、社会の変化や要請に留意し、学生のニーズ・興味・関心に応じた履修が、以下のように可能となっている。

① 医療福祉分野

医療福祉という総合的な視点を持つことを目的とした本学に特徴的な分野である。全学生に共通の医療福祉の基礎を学び、治療を目的とする医療と支援を目的とする福祉の緊密な連携について理解を深めるための授業を開講している。

② 教養分野

人の多様性を理解し、全ての人を敬うことができることを目的として設けられた分野である。学術の動向に留意し、人文科学系・社会科学系の選択科目をバランス良く配置するとともに、医療福祉を学ぶ上で基礎となる自然科学系の選択科目を充実させている。医療福祉の現場で必要なコミュニケーション能力を養うため、読解力や作文力などが学べるように、「文章表現」を必修科目として開講している。

③ 国際コミュニケーション分野

グローバル化に留意し、異文化を理解する基本となる英語力、国際的コミュニケーション能力を持つことを目的として設けられた分野である。実践的な英語を発展的に学ぶクラスやネイティブスピーカーの講師による少人数のクラス、英語のみならず第二外国語に触れる科目や海外での語学研修も開講している。

④ 健康·体育分野

本学では、大学の理念の1つに「体をつくる」があり、健やかな心とからだを持つことを目的として設けられた分野である。からだをつくることは、社会生活を送るための基本であり、また、健康について理解することは、医療福祉の基本でもあることから、これらを修得するための授業を開講している。

⑤ 情報分野

情報活用の多様化に留意し、コンピュータによるICT技術の基本的スキル修得を目的として設けられた分野である。ICT技術は、現代社会で活躍するために必要不可欠な技術であることから、整ったコンピュータ環境を利用した演習による授業を開講している。

⑥ 総合分野

社会の変化・要請に留意し、現代社会の諸問題を学際的に議論する力の修得を目的として設けられた分野である。現実の問題は1つの学問のみで全てを議論することはできないことを踏まえ、様々な分野について専門家から学び、学際的な視点を養い、幅広い知識を修得するための授業を開講している。

(2) 専門科目

専門科目では、全ての学部・学科の教育課程(カリキュラム)が、専門知識や技術力を学ぶ専門教育、実践力や指導力を学ぶ実践教育から構成され、基礎的な教育内容の分野から、より専門的な教育内容の分野の授業科目区分が設けられている。例えば、リハビリテーション学部では、1年次に専門基礎分野科目を修得し、2年次で専門基礎分野科目に加えて、臨床医学科目及び専門科目を修得する。3年次に専門科目を修得するとともに、実習科目で客観的臨床能力試験(OSCE)を積極的に利用した指導を受け、4年次に学外での臨床実習で実践力と応用力を身につける教育課程となっている。

さらに、本学では教育目標を達成するための教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく大学全体の履修システムとして、「KAWASAKI DIPLOMA SYSTEM」を導入している(資料 4-3【ウェブ】)。「KAWASAKI DIPLOMA SYSTEM」は、科目区分、必修・選択の別、単位数等を明示する際、学生に期待する学習効果の達成を可能とするために、学生個人がそれぞれ自分の目標達成に向けて履修計画を自分自身で設計することができるシステムとして機能している。なお、科目区分、必修・選択の別、単位数等については、学則に定めており、学生便覧に明示している(資料 1-9)。

(3) 大学院科目

大学院の各研究科・専攻においては、医療福祉分野の専門職に必要な「人間理解」に関する授業科目及び医療福祉現場の優れた実践者の協力を得た演習並びに実習科目を配置することを基本としている。また、医療福祉分野の高度専門職として最低限必要な知識・能力を修得させるための授業は、各専攻における基礎研究分野において、主に講義形式により編成している。また、博士後期課程では、学際的な学問分野を専攻する上で必要な研究能力を涵養するため、特殊講義科目と特殊研究科目を開設しており、単位修得・論文指導・審査の各段階で有機的連携が持てるように、各専攻とも修士課程を含めた5年間を通しての教育・研究を体系づけている。そして、特殊講義科目においては、研究論文等の検討を通して研究課題に関する知識を広め、考察を深めるための編成を行い、最新の情報技術を有効に活用して、情報収集能力、プレゼンテーション能力、課題分析能力等の向上を図っている。他方、特殊研究科目においては、研究者として自立した研究活動を行い、あるいは専門的業務に従事するのに必要な高度な研究能力及び、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。さらに、教育者としての意識の涵養・教育方法を修得させるため、調査及びフィールドワーク等の実践的な演習も適宜取り入れ、医療福祉分野での高度専門職としての実践力及び倫理観を磨くことができるよう編成している。

教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)と学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)との適切な連関性については、その整合性を保持するために、各科目のシラバスには「卒業認定・学位授与の方針と本科目の関連」を明記する欄を設けている。これにより、科目履修者は当該科目の修得が学科並びに専攻における学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)とどのように関係するかを容易に理解することができる。各学科・専攻で履修系統図や履修モデルを示すだけでなく、2020(令和2)年度から、全学部全学科並びに全研究科全専攻において、その科目の分野、水準、履修順序、授業形態などの組み合わせで構成された科目ナンバリングを設定し、教育課程の体系的な編成や教育課程の可視化を実現している(資料 4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】、4-6)。

教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と同様に、方針集、学生便覧、大学院要覧及び本学ホームページ等に掲載されている(資料 1-3、1-9、1-10、4-2【ウェブ】)。また、本学ホームページや学生ポータルサイトからは、各学科・専攻の体系化された教育内容を示す専門科目一覧、基礎教育科目一覧、教職科目一覧、履修系統図、履修モデル、科目ナンバリング、シラバス等を容易に閲覧することが可能となっている(資料 4-7【ウェブ】)。

なお、学部については、卒業を前にした4年次生を対象に、本学の教育課程について尋ねる「学部卒業生アンケート」(本学の教育についての調査)を実施し、基礎教育科目の分野と専門科目の授業形態について意見を求める体制を整備している。大学院については、毎年年度末に「大学院生による授業評価アンケート」を実施し、カリキュラムが体系的であるかなど、大学院の教育について意見を求める体制を整備している(資料4-8【ウェブ】)。

以上のことから、本学では、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が適切に定められ、それらが容易に見つかり理解できるよう工夫され公表されている。

点検・評価項目③:<u>教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目</u> を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1:各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮(【学士】)
- ・教養教育と専門教育の適切な配置(【学士】)
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 (【修士】【博士】)
- 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

(1) 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)と教育課程の整合性本学の教育課程(カリキュラム)は、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシ

本字の教育課程(カリキュラム)は、教育課程の編成・美施方針(カリキュラム・ホリシー)に基づき編成されている(資料 1-3)。学部においては、全学共通の基礎教育科目と各学部・学科が構築する実習科目を含む専門科目で構成されている。大学院においては、各研究科・専攻が構築する授業科目で構成されている。全学共通の基礎教育科目については、総合教育センターを中心に議論並びに立案がなされ、その後、教務委員会、各学部教授会、大学運営委員会で協議され、編成・実施される。各学部・学科が構築する専門科目については、各学科を中心に議論並びに立案がなされ、その後、教務委員会、各学部教授会、大学運営委員会で協議され、編成・実施される。各研究科・専攻が構築する授業科目については、各専攻を中心に議論並びに立案がなされ、その後、大学院教務委員会、各研究科委員会、大学運営委員会で協議され、編成・実施される。

なお、以上の教育課程(カリキュラム)についての具体的内容は、学部においては大学便 覧及び各科目のシラバス、大学院においては大学院要覧及び各科目のシラバスに示されてい る(資料 1-9、1-10、4-7【ウェブ】)。

(2) 教育課程の編成に当たっての順次性及び体系性への配慮

本学では、大学全体の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、各学科で順次性のある授業科目の体系的配置がなされている。前述の「KAWASAKI DIPLOMA SYSTEM」を構成する2つの教育プログラムのうち「STARTS」は、「Standard of Academic Requirements for Technical Subjects」の略である(資料 4-3【ウェブ】)。専門科目を履修するために必要な基礎学力を身につけることに加え、医療福祉の原点であるコミュニケーションを行う上で必要となる幅広い教養、豊かな感性、人間理解、国際的な感覚を

身につけるためのスタンダード科目を基礎教育科目として配置している。もう一方の教育プログラムの「GOALS」は、「Guide to Occupational Ability and LeaderShip」の略で、職業に必要な専門的能力や専門家としての指導力を得るための履修ガイドを示している。各学科における人材育成の目的に沿った専門分野をきわめるとともに、職業に必要な専門能力や専門家としての指導力を得るための教育課程(カリキュラム)を提供している。特に、本学関連施設である附属病院や総合医療センター、旭川荘など、恵まれた実習環境を生かして実習や演習を充実させ、各学科における人材育成の目的に沿った専門分野をきわめる科目を専門科目として配置している。

学部における教育課程の編成は春・秋学期の2学期制で、卒業に必要な単位数は全学部・ 学科ともに124単位以上としており、そのうち、基礎教育科目は26単位以上、専門科目は 98単位以上である(資料1-4【ウェブ】)。

「医療福祉学」を標榜する本学の特色として、基礎教育科目における「医療と福祉」、「入 門医学概論」、「生命倫理学」、「医療福祉学概論」、各学科の専門科目として「医学概論」を 全学必修科目として開講している。1年次春学期に開講される「医療と福祉」では、実社会 において医療福祉の概念を真に実践できる人材育成のための導入的授業と位置づけ、本学に 入学した意義と意味を自ら考えさせることを目的とし、大学の理念や学科の教育目標を理解 するとともに、「医療福祉を実践する場」として創設された本学関連施設である旭川荘で見 学研修を行っている。大学での学びや生活を円滑にスタートするために、この講義により、 高校までとは違う大学生としての態度を身につけさせている。2020(令和2)年度は、新型 コロナウイルス感染症拡大のために旭川荘での見学研修を実施することができなかった。そ のため、見学研修に近い学びが得られるよう、旭川荘で実際に医療福祉を実践している教職 員の講話や、それに関する資料や映像をオンライン授業の中で紹介した。「医療福祉」の思 想の根底にある考え方や、旭川荘の設立から本学の創立に至る流れを考えさせることで、医 療福祉の現場について、学生の理解が深められるように工夫した。1年次秋学期に開講され る「医療福祉学概論」では、医療福祉の現場で働く卒業生を講師として招聘し、医療福祉の 現場とそれに関連する制度を現場の声から学ぶ。各専門領域間の相互関係及び共有基盤とし ての医療福祉の考え方、並びに対人サービスとしての医療福祉にふさわしい人間理解力につ いて学ぶ授業を展開し、本学で学ぶことの意義を明確にするとともに、医療福祉分野の専門 職を目指す目的意識を醸成する。また、1年次に開講される全学共通の基礎教育科目の「入 門医学概論」では、最近の医療や医学の動向を踏まえ、基礎的な医学知識を修得し、医療従 事者としての姿勢を身につけさせる。さらに、その内容を踏まえ、各学科の専門科目である 「医学概論」で、良き医療従事者になるために知っておくべき理念、心構え、態度を修得 し、その後に実施される臨床実習に必要な基礎的な知識、対処方法を学ぶ。基礎教育科目の 「生命倫理学」では、将来、医療関係職に就く者として理解し、修得しておくべき基本的な 倫理観について身につけるだけでなく、様々な状況において本学の基本理念である人間の尊 厳を守ることの重要性及び生命について自ら考える力を育成している。

基礎教育科目の教養分野と国際コミュニケーション分野では、放送大学と単位互換協定を締結して利用するほか、岡山県下の16大学連携組織である「大学コンソーシアム岡山」との協定により学生の選択肢の拡大にも努めている(資料4-9、4-10、4-11【ウェブ】)。

各学科で開設している専門科目は、指定された履修の方法により、卒業要件を満たす単位 数を修得する必要がある。専門科目の授業科目には、履修に必要な条件として、事前に修得 しておく科目や単位数を定めている科目別履修要件を設定し、取得資格など学生の目的に合わせて履修モデルを作成している(資料 4-5【ウェブ】)。科目別履修要件並びに履修系統図によって、学びの順次性は明確になっており、学年ごとに設定された科目を選んで履修すると、スペシャリストとして必要な専門的能力や技術力が養成され、さらには国家試験・認定試験受験資格の取得等、学生の目的が達成できるように体系づけられている(資料 4-4【ウェブ】)。各学科・専攻の専門科目の中でも教育職員免許に関わる科目については、教員として必要な資質能力の全国的な水準を確保するため、教職コアカリキュラムの目標に到達できるようシラバスを設計し、地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえた体系的な教職課程となるよう編成している。

(表) 取得可能な主な資格・受験資格

学 部	学 科	主な資格・受験資格
医療福祉学部	医療福祉学科	社会福祉士 (受験資格)
		精神保健福祉士 (受験資格)
		第一種衛生管理者
	臨床心理学科	精神保健福祉士 (受験資格)
	子ども医療福祉学科	保育士
		精神保健福祉士 (受験資格)
保健看護学部	保健看護学科	看護師 (受験資格)
		保健師(受験資格)
リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法士 (受験資格)
	作業療法学科	作業療法士 (受験資格)
	言語聴覚療法学科	言語聴覚士 (受験資格)
	視能療法学科	視能訓練士 (受験資格)
医療技術学部	臨床検査学科	臨床検査技師 (受験資格)
	診療放射線技術学科	診療放射線技師 (受験資格)
	臨床工学科	臨床工学技士 (受験資格)
	臨床栄養学科	管理栄養士 (受験資格)
	健康体育学科	健康運動指導士(受験資格)
		健康運動実践指導者(受験資格)
		第一種衛生管理者
医療福祉マネジメント学部	医療情報学科	診療情報管理士 (受験資格)
	医療秘書学科	診療情報管理士 (受験資格)

(表)	取得可能な教育職員免許
(1)	

学 部	学 科	教育職員免許
医療福祉学部	医療福祉学科	高等学校教諭一種免許状(福祉)
		特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者・知的
		障害者に関する教育の領域)
	子ども医療福祉学科	幼稚園教諭一種免許状
医療技術学部	臨床栄養学科	栄養教諭一種免許状
	健康体育学科	中学校・高等学校教諭一種免許状(保健体育)
		特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者・病
		弱者に関する教育の領域)
		養護教諭一種免許状

専門科目では、本学の特色を生かして多職種間の連携を学ぶとともに、学生の多様な要望に応えるため、履修規程第8条により、他学科開講科目を履修できることとしており、10単位を上限に卒業単位として認めている(資料4-12)。

大学院における教育課程の編成についても、春・秋学期の2学期制である。修士課程にお いては、講義方式の特論、個別指導方式の演習・実習が開講されている。修了するために必 要な単位数は32単位以上であり、修士論文又は特定の課題若しくは修士作品を作成し、最 終試験に合格しなければならない。なお、臨床心理学専攻は20単位、その他の専攻は4単 位の必修科目を修得する必要がある。専攻ごとに履修モデル及び履修系統図を作成し、教育 課程の体系性並びに学びの順次性について明確に示している(資料4-4【ウェブ】、4-5【ウ ェブ】)。大学の理念や医療福祉の概念を理解し、医療福祉の現場とそれに関連する制度を現 場の声から学び、医療福祉分野の専門職を目指す目的意識を醸成することをねらいとして、 「医療福祉学特論Ⅰ」及び「医療福祉学特論Ⅱ」については、複数の専攻の学生が受講でき る科目として開講されている。また、高度専門職業人としての実践力の向上を図るため、関 係機関等での実習を教育課程(カリキュラム)に組み込んでいる。研究科・専攻によって は、指定された科目を修得することによって、それぞれの学位に関連するより高い専門性を 身につけたことを示す免許や資格試験の受験資格を得ることができる。また、医療福祉マネ ジメント学研究科医療福祉経営学専攻では、2018(平成30)年に文部科学大臣から「職業 実践力育成プログラム」としての認定を受け、医療現場に必要な実践的な科目で構成し、実 務家教員から実践的教育内容を提供している。

(表) 大学院で取得可能な主な資格・受験資格

研究科	専 攻	主な資格・受験資格
医療福祉学研究科	医療福祉学専攻	認定遺伝カウンセラー(受験資格)
	臨床心理学専攻	公認心理師 (受験資格)
		臨床心理士 (受験資格)
	保健看護学専攻	助産師(受験資格)

(素)	大学院で取得可能な教育職員免許	
(1X)	八十四、八八十四郎(4) 双月郎 县 元二	

研究科	専 攻	教育職員免許						
医療福祉学研究科	医療福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状(福祉) 特別支援学校教諭専修免許状(聴覚障害者・知 的障害者)						
	保健看護学専攻	養護教諭専修免許状						
医療技術学研究科	健康体育学専攻	中学校・高等学校教諭専修免許状(保健体育) 養護教諭専修免許状						
	臨床栄養学専攻	栄養教諭専修免許状						

博士後期課程においては、講義方式の特殊講義、個別指導方式の特殊研究が開講されている。修了するために特殊講義4単位以上及び特殊研究12単位以上の合計16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格する必要がある。

以上のことにより、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育が行われているといえる。

(3)教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係の明確性 2020(令和2)年度から、全学部・学科並びに全研究科・専攻において、その科目の分野、水準、履修順序、授業形態などの組み合わせで構成された科目ナンバリングが設定さ

れ、教育課程の体系的な編成等が可視化されている(資料 4-6)。また、各学科・専攻においては、取得資格など学生の目的に合わせて履修系統図及び履修モデルを作成しており、課程修了時に学習成果と各授業科目との関係性を明確に示すものとして、各学科・専攻での教育・指導に生かされている(資料 4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】)。

(4) 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

単位制度については、学則、履修規程、学生便覧、大学院要覧において、その趣旨を周知するとともに単位の基準を明記し、授業形態別に設定方法について明示している。本学の各授業科目の単位は大学設置基準第21条により、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とし、授業の方法に応じ基準を設けている。講義科目及び演習科目は、15時間から30時間の授業をもって1単位、実験・実習・実技科目は30時間から45時間の授業をもって1単位としている。各科目において45時間に不足する時間数には、授業時間外の学修を充てており、時間外の学修についてはシラバスで具体的に指示している。2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの科目が対面授業方式と遠隔授業方式の組み合わせで開講された。そのため、オンライン上で複数の課題を設定すること、メールやチャットなどの複数の手段で教員と学生、学生相互のやりとりが可能となる時間を積極的に設けるなどの工夫をすることで履修学生が授業時間外にも確実に学修できるようにし、授業時間数を確保した。

(5) 授業内容の位置づけと各学位課程にふさわしい授業内容の設定

授業内容の位置づけ、必修・選択の別や履修要件の有無などについては、主に、教育課程(カリキュラム)改変時に科目ナンバリングや履修系統図、履修モデルなどを用いて、教務委員会、大学院教務委員会、並びに大学運営委員会において、適切に科目が配置されているかを検証している。また、学位課程にふさわしい授業内容かどうか、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)や教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)との整合性や、到達目標、授業概要、授業計画の妥当性については、学部長・研究科長を中心とした第三者によるシラバスチェックが当該年度の授業開始前に実施されている(資料 4-13)。2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、春学期は多くの講義科目が、秋学期は一部の科目が従来の対面授業方式と遠隔授業方式の組み合わせで開講することになった。2020(令和2)年10月から11月には、2020(令和2)年度のシラバスの見直し並びに修正を実施し、開講された授業内容が対面授業を実施していた時と同様に学位課程にふさわしい授業内容かどうか、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)や教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)との整合性や、到達目標、授業概要、授業計画の妥当性について、学部長・研究科長を中心とした第三者によるシラバスチェックを改めて実施した(資料 4-14)。

(6) 初年次教育、高大接続への配慮

本学では、各学科が効果的に初年次教育を行うために、全学共通で取り組むべき内容を初年次教育プログラム「スターツアワー」として構成し、入学後の早い時期に実施している(資料 4-15)。このプログラムでは、医療福祉の理念を実践するための導入として、大学の理念、医学医療を取り巻く環境、病院システムやチーム医療などについての講義と医療福祉施設の研修から成る授業科目を開講している。特に、複数のメディカルスタッフ(医療専門職)が連携し、協力し合って質の高い治療やケアを提供していくために、学園 4 施設(本学、医科大学、医療短大、リハビリテーション学院)合同(新入生約 1,400 人)による入学時合同研修を行い、現場から求められる真のスペシャリストとしての実践力(それぞれの専門性)と基本的なコミュニケーション能力(相手を尊重する心)を身につけるための導入プログラムとして効果を上げている。加えて、スタディスキルに関する事項、充実したキャンパスライフを送るための知識等について、オリエンテーション期間やアセンブリアワーを活用して講演を実施している。

また、高校までに培った知識や技能を大学の授業内容に結びつける最初のステップとして「入学前学習」を実施している。全学科共通の英語・国語・情報の課題と、学科ごとに設定された課題から構成されている。入試区分ごとに課題の内容が工夫され、入学までの期間を有意義に活用することを目的としている(資料 4-16)。学科ごとの特性や専門性に合わせた内容で構成された課題をウェブ上で提供し、高等学校で身につけてきた知識や技能と、入学後の大学における基礎教育科目や専門科目の授業内容とを有機的に結びつけるための準備学習と位置づけている。

(7) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施本学では医療福祉に関わる専門職の国家資格取得を目指す学科が大半であるため、前述の1年次入学者を対象とした「スターツアワー」プログラムにおいて、各学科でキャリア教育を実施している(資料 4-15)。また、多くの学部・学科において、各専門分野を学ぶ学生の一番身近なロールモデルとして卒業生から実務の実際を学び、学生が職業的自立を図るために必要な能力を育成するための教育を提供している。専任教員の多くは、自身の実務経験を通じて得た内容を実践的教育内容としてどのように講義の中で展開していくかを、講義科目のシラバスに明示している。本学は専門性の高い実務経験のある専任教員が多いため、授業の中で職業的自立を促す基礎的知識を学生が学べるような内容の教育を実施することが可能となっている。また、演習、実習及び実技科目が多いため、それらを通じて、学生が主体的に考える能力を育成することも可能となっている。

本学の使命は、医療福祉を実現するための人材である医療福祉人を教育し、その人材を社会に送り出すことである。よって、全ての学科で、医療機関、福祉施設あるいは教育現場での現場実習が教育課程(カリキュラム)の中に配置されている。医療現場、福祉施設あるいは教育現場などの学外施設での実習経験を通じて、スペシャリストとして社会的に自立を図るために必要な能力を育成できるよう、専門教育を実施している。2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に学外実習の中止を余儀なくされたが、6月以降にいくつかの条件や基準を設けるとともに実習先の指示に従うことで学外施設での実習を再開した。一部の科目が学内での実習に振り替えられたが、学外施設での実習と可能な限り同じ学びができるように、実習環境や実習課題を各学科で工夫をして実施した。

また、全ての学科で国家試験や免許、各種認定試験の合格に向けての模擬試験を複数回実施し、対策講座、特別講義、個別指導や面接などを含む丁寧で確実な教育を提供するなど、教育体制を整備している。例えば、リハビリテーション学部での取組みとして、4年次生には、全員が臨床実習を合格できるように支援や指導を強化し、臨床実習終了後には国家試験対策用特別講義や模擬試験を実施し、学科が示す基準に到達しない学生には小グループでの勉強会や卒業研究ゼミ単位での個別支援を行っている。以上のように、全ての学部・学科で各学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成できるようにしている。

なお、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)と教育課程(カリキュラム)の整合性については、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会、教務委員会、大学院教務委員会、並びに総合教育センター委員会によって点検・評価されている。自己点検・評価委員会では、毎年、各学部・学科並びに各研究科・専攻に対して、当該年度の教育成果と次年度の教育方針重点項目の提出を求めている。その中に設定されている「教育課程」の項目では、特に、専門教育、実習、卒業研究、国際交流を中心に、各学科並びに各専攻の教育課程(カリキュラム)の編成・実施方針と教育課程の整合性について点検・評価がなされている(資料 2-5)。また、教務委員会並びに大学院教務委員会では、毎年の点検・評価をもとに、4年を目安として定期的に教育課程(カリキュラム)の見直しについて審議し、必要に応じて点検・評価を実施している。なお、基礎教育科目の教育課程(カリキュラム)については、総合教育センター委員会において点検・評価がなされ、専門科目と同様に定期的な見直しについて審議し、必要に応じて実施している。また、各学科・専攻の専門科目の中でも教育職員免許に関わる科目については、課程認定を受けた学科教員を中心に

編成された教職課程センターにおいて点検・評価がなされ、見直しについて審議し、必要に 応じて実施している。

以上のことから、本学では、各学位課程に相応しい授業科目を開設し、教育課程(カリキュラム)を体系的に編成していると判断できる。

点検・評価項目④:<u>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じて</u> いるか。

評価の視点1:各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を 行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び 方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示) 及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- 適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数(【学士】)
- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施(【修士】【博士】)
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織 等の関わり

(1) 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うため、年間の履修登録単位数の上限を49単位に設定している。学部における授業時間、単位計算及び履修登録単位の上限については、学生便覧に示している(資料1-9)。履修に際しては、各学期開始前に履修指導ガイダンスを全学部で実施し、その後の個別履修指導につなげている。特に、各学科で設定した一定の基準を満たさない学生に対して、より丁寧な個別指導による履修指導を行っている。2020(令和2)年度においても、短時間で学年を分けて実施するなど3密を避ける新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をすることで、履修指導ガイダンスを全学科で実施し、個別の履修指導につなげることができた。また、本学では、科目を履修するに当たって、卒業に必要な単位を修得するだけではなく、主体的に取り組み学習効果を上げるためにGPA(Grade Point Average)による評価を導入している。全ての学科において国家資格や各種認定資格の受験資格に連関する教育課程(カリキュラム)となっているため、必修科目の占める割合が高いが、前年度のGPAが3.2以上の者については6単位を限度に追加履修を認

め、学生の学習を活性化し、効果的な教育が行われるようなシステムとしている。また、夏季及び春季休業中に設定される「異文化理解(海外研修)」及び「英語(海外研修)」の2科目については、積極的な履修を促すために例外的に49単位の上限に含めない措置を取っている。2020(令和2)年度については新型コロナウイルス感染症拡大のため、全ての海外研修が中止となった。そのため、前年度の参加学生らによる座談会を企画する等、可能な範囲で、学生の学びのグローバル化及び国際化の推進が継続するよう工夫した(資料4-17)。単位の実質化を図るために、シラバスに「準備学習等」という項目を設け、授業前後において、予習や復習といった必要な取組みを具体的に明示している。授業外に取り組む必要がある時間数、課題や取組みの具体的内容を明示することで、授業外での学生の学習が活性化されるようにしている。

(2) シラバスの内容及び実施

各授業の内容を示すシラバス作成に当たっては、シラバス作成のガイドラインを科目担当 教員に提示するだけでなく、全学的な研修会を実施している(資料 4-18、4-19)。シラバス 作成のガイドライン及び研修会では、シラバスを作成する本来の目的だけでなく、授業のね らいや到達目標、卒業認定・学位授与の方針との関連、授業内容及び授業の特色、授業計 画、授業準備や復習のための指示、成績評価方法を記載する際の留意事項を具体的に示すこ とで周知を図っている。シラバスは、次年度の開始前に実施される履修指導ガイダンス時に はウェブ上で公開されている。シラバスの内容を適切なものとするため、次年度の教育課程 (カリキュラム) を策定する際には、学科長・専攻主任、教務委員や大学院教務委員が中心 となって、ウェブ上でシラバス一次チェックを行い、同様に、学部長・研究科長が二次チェ ックを行っている。科目担当教員以外の教員かつ管理者が確実にシラバスチェックを実施し ており、授業内容(到達目標、授業概要、授業計画、評価方法等)に不適切な箇所が見つか った場合には、学生にシラバスが公開される前までに該当教員に対して修正を求めることに なっている(資料 4-13)。2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のた め、多くの科目で当初のシラバスと授業内容や授業計画を変更したため、2020(令和2)年 10月から11月にシラバスの見直し並びに修正を実施するとともに、その後、第三者による シラバスチェックを実施し、修正したシラバスを公開した(資料 4-14)。また、毎学期末に 実施される学生による授業評価アンケートにおいても、シラバスの適切性や実施内容に関す る質問項目が設けられ、アンケート結果が速やかに教員にフィードバックされるよう工夫し ている(資料 4-8【ウェブ】)。シラバスが示す内容やシラバスの見方、利用方法について は、新入生オリエンテーションや履修指導ガイダンスで学生に伝えるだけでなく、学生便覧 にも明示し、学生自身が主体的に学ぶためにシラバスを活用するよう促すことで、効果的な 教育が行えるようにしている(資料 1-9)。

なお、授業の方法などについては、学部においては学生便覧及びシラバス、大学院においては大学院要覧及びシラバスに示し、本学ホームページからも確認できるようになっている (資料 1-9、1-10, 2-16【ウェブ】)。

(3) 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び方法

本学では、入学前から学生の主体的参加を促すために、入学前学習を実施している。入学前学習では、全学共通の課題として、全ての学びの基本となる「英語の長文リーディング」

と「日本語の語彙能力アップのための課題」が準備されている。これに加え、複数の学科において、専願入試で合格した入学予定者に対して、国語・数学・英語の基本的な内容についてのオンライン学習(Kラーニング)を提供している(資料 4-20)。Kラーニングの前後で実力テストを実施し、オンラインでの学習効果について学生自身が確認できるように設定している。また、全学共通の課題のほかに、各学科の特性を生かして、多彩な入学前学習を実施している。

学生の主体的参加を促すよう、基礎教育科目については、授業形態や授業内容及び方法に工夫がなされている。「基礎英語 I」「II」は、全学必修であり、入学後に実施されるプレイスメントテストの結果に基づいた習熟度別のクラスで、1クラス当たり 40 名程度で授業が実施されている。これにより、各学生に適したレベルで授業が展開するため、学生の学ぶ意欲を刺激し、効果的なサポートが行いやすい環境となっている。選択科目の英会話やリーディングの授業では、それぞれスタンダードレベル、ハイレベルと複数開講し、また海外研修プログラムを設定するなど、学生のニーズに応じて英語力向上が可能となるようサポートしている。また、日本人教員だけでなくネイティブスピーカーの英語教員が授業を担当していることから、大学院進学を見据えて総合的な英語運用能力を高めることを目指す授業や卒業後直ちに病院や施設で英語を使うことを想定した授業など、多様な授業スタイルの提供をすることが可能であり、学生が自身の進路を意識して主体的に学ぶことができるようになっている。

さらに本学では、大学での学びに必要な言語能力を身につけることを目的として、「文章表現」という日本語教育の講義を全学必修としている。本講義では、附属図書館での資料の調べ方、データベースから必要な学術論文や新聞記事を探し出すトレーニング、日本語を実際に「書く」ためのトレーニングを実施している。授業の中で実施している基礎的な日本語能力を上げるための取組みをきっかけとして、興味が広がり、学生が自ら検定試験の受検を希望することにつながっている。

学生の授業内外における学習を活性化させるためには、学生自身の学習意欲及び基礎学力を増進させることが必要である。本学では、学生の学習意欲及び基礎学力の増進を目的とした総合的な学修支援を行うためのラーニングサポートセンター(LSC)を開設している。授業の空き時間などに広い机で自習することのできる「LSC自習室」、基礎科目・専門科目・ゼミなどの担当教員から落ち着いて学習指導を受けることのできる「LSC面談室」、加えて「大学での学習内容」及び「高校までに習った内容の復習」について国語・英語・数学・基礎医学・化学・生物の専門の教員と気軽に相談し、指導を受けることのできる「学修相談」など、これらを学生が希望する時間に実施できる体制を確保している。さらに、英語や日本語、理系科目などについてより深い学びをしたり、躓きやすいところの補習を行ったりする「企画講座」を定期的に開催している(資料 4-21)。

各学科の学びの特徴から学生の主体的参加を促すよう、専門科目においても授業形態や授業方法に工夫がなされている。各学科に共通するものとしては、講義科目で知識を、演習科目で知識に基づいた技術を、実習科目で知識・技術に基づいた実践力・応用力をそれぞれ修得できるように整理されている。各学科で特徴的な取組みとしては以下のとおりである。

医療福祉学科や医療秘書学科では、1年次に10名程度の少人数で行う基礎ゼミナールを 配置することで、4年間の教育目的と目標を意識させるように工夫するとともに、専門科目 を主体的かつ計画的に学習できるように指導している。臨床工学科では、同系統の講義科目 と実験・実習科目を基本的に同じ教員が担当し、同時並行で実施することで、学生の理解度を高めることにつながっている。健康体育学科では、運動指導系、学校教育系、社会健康系の3つの履修モデルを配置し、学生の適性にあった教育を展開している。医療福祉経営学科では、実習科目においてグループワークを可及的に取り入れることで、学生の主体的学習を促している。

全ての学科の専門科目で、病院や福祉施設、教育現場などを中心とした学外での実習科目 が教育課程(カリキュラム)に含まれており、学生の学習を活性化し効果的な教育を行うた めに、いくつかの工夫がなされている。例えば、リハビリテーション学部では、実習科目に 多くの教員が参加することで学生への丁寧な指導が行えるようにしており、学修支援のため に小グループでの活動を行っている。特に3年次生には、ポートフォリオを作成し、将来の ビジョンに向かいセルフマネジメントを行うよう指導している。また、理学療法学科、診療 放射線技術学科、臨床栄養学科では、1年次から附属病院で見学実習を行い、2年次生以上 の実習における、より高度で実践的な内容につながるように工夫されている。臨床検査学科 では、学外だけでなく、学内での実習においても少人数グループでの指導を基本とし、知識 と技術の習得のために丁寧な指導を行っており、学外実習の前には、確認試験を実施するこ とで、知識と技術を身につけた上で実習を行えるようにしている。医療福祉経営学科では、 実習ポートフォリオを採用して、学生が主体的に目的を持って実習できるように指導してい る。また、複数の学科において実習開始式を行うなど、学外実習の開始前に臨床現場に出た 際の学生のモチベーションを高めるための工夫を行っている。さらに、実習終了後は学内教 員に加え、実習機関・施設で指導を受けた実習指導者を招聘して実習報告会を実施し、学生 が実習内容を振り返り、主体的に考え、自ら学べるような教育方法を実施している。2020 (令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、いくつかの学外施設での実習 は、文部科学省並びに厚生労働省の通知に従い、延期あるいは学内での実習とした。学内で 実習する際には、学外施設での実習内容を可能な限り再現し、学生が主体的に取組み、学習 が活性化されるよう、モチベーションを高めるための工夫をした。

大学院においては、あらかじめ学生が理解できるように、研究指導の具体的な内容につい てはシラバスに示し、研究指導の方法及び年間スケジュールについては大学院要覧に示して いる (資料 1-10、4-7【ウェブ】)。大学院入学前には、主指導教員予定者を中心に研究内容 の相談を受けている。大学院入学後は、入学前より相談を受けていた内容を踏まえて6月末 に研究計画書を大学に提出させ、研究が進められるよう指導している。また、各専攻におい て、研究の進捗状況を議論する中間報告会が複数回設定されている。中間報告会は学生の在 籍専攻外の教員の出席も可能であり、主指導教員に加えて、専攻内の教員だけでなく専攻外 の教員からも学生が助言を受けられるように工夫している。このことにより、学生が多様な 専門性の立場からの研究指導を受けることが可能となり、学生の学習を活性化し効果的な教 育が実施できる研究指導体制を充実させている。特論や演習の授業の多くは、学生自身が輪 番方式で発表することや学生同士のディスカッションによる授業方法を用いており、学生の 主体的参加が促されている。また、年1回、大学院専攻交流会(研究発表会)を開催してお り、各専攻分野間の相互理解、研究成果の共有、多職種連携、国際コミュニケーション能力 を向上させるだけでなく、大学院生同士が交流、意見交換をすることで学生の学習の活性化 を図り、国内外で開催される各専門領域の学会や研究会などでの研究発表、学術雑誌への投 稿につながっている(資料 4-22)。

医療福祉学専攻、臨床心理学専攻や保健看護学専攻においては、国家資格をはじめとする 臨床実践に必要な専門資格の受験資格を可能とする教育を行うだけでなく、実務的能力を向 上させるような実習など、必要な技術及び態度を修得できるようになっている。

(4) 各学部・研究科における教育の実施に当たっての全学内部質保証推進組織等の関わり 各学部・研究科の教育方法の導入、教育の実施に対する運営・支援については、FD・S D委員会及び教務委員会において適切性について検討され、大学運営委員会で決定される。 前述のとおり、シラバス作成については、ガイドラインを遵守するように教務委員会から 周知するとともに、シラバスチェックによって、当該授業内容の理解に必要な準備学習や成 績評価基準を適正なものにすることができている。

また、FD・SD委員会においては、各学部・研究科の教育方法、教育の実施について特に授業改善を目的として、定期的にFD・SD研修会を開催している。さらに、学内における実際の授業で工夫した点などを公開し、他の授業への改善策を提案する授業研究カンファレンスを実施している。2020(令和2)年度については、これまで遠隔授業の実施経験がない教員に対して、遠隔授業についての研修会や授業研究カンファレンスを短期間で重点的に開催するとともに、学内のポータルサイトには遠隔授業まとめサイト(学生用)(教員用)を掲載した(資料 4-23、4-24)。

なお、学生の学習の活性化を図る本学の取組みについての効果は、2年に1回実施する「学生生活実態調査」で確認してきたが、令和2年度については「教育・学生生活に関する在学生アンケート」でも確認した。これらのアンケートで得られた結果を踏まえて、シラバスの「準備学習」の項目に反映し、学生に学習を活性化させるよう促している。

以上のことから、本学では学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているといえる。

点検・評価項目⑤:成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1:成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- 既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質 保証推進組織等の関わり

評価の視点2:学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織 等の関わり

(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

学部の成績評価及び単位認定については、学則第24条(単位)、第25条(授業期間)、第26条(単位の授与)、第28条(成績の評価)により、また、履修規程第9条(単位の認定)、第10条(試験の種類)、第11条(受験資格)、第12条(成績の評価)、第13条(不正行為に対する成績判定)、第14条(進級及び卒業)により規定し、適切に行われている(資料1-4、4-12)。

授業科目担当教員は、授業ごとのシラバスに記載した成績評価基準に基づいて、定期試験、レポート、小テスト、受講態度、出席状況によって総合的に厳格な成績評価を行っており、その評価は履修規程第12条により、秀(90点以上)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)、不可(60点未満)で表示し、可以上を合格としている。2020(令和2)年度の成績評価は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、従来実施してきた定期試験に限定せず、授業科目の到達目標を達成しているか否かを確認できるその他の適切な成績評価手法を用いた。また、本学では、主体的かつ充実した学習効果を上げるためにGPAによる評価を導入している。GPA制度によって、学業成績を総合的に評価する指標として、学生自身が成績や履修状況をより客観的に把握することが可能となっている。

成績評価や単位認定をする際には、シラバスに示された成績評価方法に則って適正に実施されるよう、学部においては成績確定前の教務委員会で確認後、各委員に通知し、大学院においては大学院要覧に申し合わせとして記載し確認できるようにしており、教員によって評価に偏りが出ないような工夫も実施している(資料 4-7【ウェブ】)。また、各学科においても成績評価基準に関して教員間で確認できるように工夫して運用している。

各授業科目の1単位は、大学設置基準第21条により、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、本学では学生に十分な学習量を確保させるために年間49単位の履修上限単位数を設けて、単位制度の実質化の趣旨に沿った教育環境において単位認定を行っている(資料4-12)。

第1年次入学者の既修得単位認定は、他大学・出身学校等で修得した単位について、授業科目名又は授業内容が本学に準ずると認められた場合に、30単位を上限として本学において修得したものとして認定する制度であり、学則第31条(入学前の既修得単位等の認定)により規定している。認定手続きは、認定を受けようとする学生が、入学した年度の履修登録期間中に所定の申請書及び成績証明書を学科長へ提出し、教務委員を中心に学科内で認定の可否について判断した上で、教務委員会及び大学運営委員会で審議され、各学部教授会の議を経て、学長が認定することとしている。

第3年次編入学生の既修得単位認定は、他大学・出身学校等で修得した単位について、授業科目名又は授業内容・単位数等が本学に準ずると認められた場合に、本学において修得したものとして認定する制度であり、学則第21条(編入学等の場合の取扱い)により規定している。認定する単位数の上限は、基礎教育科目については26単位を目安とし、専門科目と合わせて、各学科の卒業に必要な単位数の半分程度としている(資料4-25)。編入学試験出願時に修得及び修得見込み単位数について事前審査を行っているが、入学後の認定手続きとしては第1年次入学者と同様に取り扱っており、既修得単位の認定は学内基準を設けて適切に行っている(資料4-26)。

大学院の成績評価及び単位認定については、大学院学則第22条の2(成績評価基準等の明示等)、第27条(単位の認定)、第29条(成績の評価)により、また、大学院履修規程第8条(単位の認定)、第9条(試験の種類)、第10条(受験資格)、第11条(成績の評価)、第12条(不正行為に対する成績判定)、第13条(課程修了)により規定し、適切に行われている(資料1-6【ウェブ】、4-27)。成績評価はシラバスに記載した成績評価基準に基づいて、定期試験、レポート、小テスト、受講態度、出席状況によって総合的に厳格に行っており、大学院履修規程第11条により、秀(90点以上)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)、不可(60点未満)で表示し、可以上を合格としている。授業科目担当教員は初回の授業で評価方法を説明し、評価基準に基づいて成績評価を行っている。大学院を修了するためには、修士課程・博士後期課程共に修了に必要な単位を修得するほかに、修士課程では、修士論文又は特定の課題若しくは修士作品について研究の成果の審査を、博士後期課程では博士論文の審査を経た上で、最終試験に合格しなければならない。このことについては、大学院学則第30条(最終試験)、第31条(課程修了の要件)に規定している。

大学院における第1年次入学者の既修得単位認定は、他の大学院で修得した単位について、授業科目名又は授業内容が本学に準ずると認められた場合に、10単位を上限として修士課程において修得したものとして認定する制度であり、大学院学則第26条(既修得単位の認定)により規定している。認定手続きは、認定を受けようとする学生が、入学した年度の履修登録期間中に所定の申請書及び成績証明書を専攻主任に提出し、大学院教務委員を中心に専攻内で認定の可否について判断した上で、大学院教務委員会及び大学運営委員会で審議され、各研究科委員会の議を経て、学長が認定することとしており、学部と同様に学内基準を設けて適切に行っている。

なお、成績評価については、成績評価の確認を可能とする学生の権利を保証し、学生自身に成績を確認する必要性を意識づけるとともに、学生に対して説明責任を果たすことで成績評価の正確性と妥当性を担保し、大学組織として公明正大な対応を行うために、川崎医療福祉大学における成績評価異議申立てに関する規程を定めている。この規程に基づき、教学担当副学長、教務部長、科目開講学科長・専攻主任、教務課長が成績評価に対する学生からの異議を審議する体制を整えている(資料 4-28)。

以上の成績評価方法、成績評価基準については、あらかじめ学生が理解できるように、学部については学生便覧、シラバス及び本学ホームページに示し、大学院については大学院要覧、シラバス及び本学ホームページに示している(資料 1-9、1-10、4-29【ウェブ】)。

(2) 学位授与を適切に行うための措置

本学は、学則第41条並びに大学院学則第34条第4項の規定に基づき、学位授与に必要な 事項を学位規程に定めており、各学部・研究科における卒業・修了判定会議を経て、学長が 学位授与者を決定している(資料4-1)。

学位授与に関しては、学位規程第3条(学位授与の要件)により、学士・修士・博士それぞれについて定めているほか、学生便覧に卒業要件、大学院要覧に修了要件を掲載している。また、本学ホームページの「教育システム」の項目においても修業年限・卒業(修了)要件単位・取得学位とともに学位申請要件、学位論文等の審査基準を明示している(資料4-30【ウェブ】)。

学士の学位については、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得したものに授与することになっている。修士・博士の学位については、本学に修士2年以上、博士3年以上在学し、所定の単位を修得し、論文等の提出と審査及び最終試験に合格することをもって、学位の授与を行っている。

学位論文については、学位申請要件と学位論文等の審査基準を明らかにするとともに、大学院要覧に研究開始からの研究計画書提出や中間報告会などの主要日程についても記載することで示している。提出された学位論文の審査については、各研究科委員会により設けられた、原則として指導教員とは別に選出した主査1名と副査2名以上で組織された審査委員会で実施している。特に博士後期課程については、博士論文執筆有資格認定試験、博士論文予備審査を経ての論文審査を行っており、予備審査会では学内に公開しての発表会を行うなど審査の客観性と厳格性を保つよう努めている。

以上のように、あらかじめ学生が卒業要件について理解できるように学生便覧に掲載するとともに本学ホームページに公表し、学位論文等の審査基準と修了要件についても、同様に大学院要覧に記載するとともに本学ホームページに公表している(資料 1-9、1-10、4-30【ウェブ】)。

以上のことから、本学では全学的な方針に基づいて、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目⑥: <u>学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価してい</u>る<u>か。</u>

評価の視点1:各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な

設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担

うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の

開発

≪学習成果の測定方法例≫

・アセスメント・テスト

・ルーブリックを活用した測定

・学習成果の測定を目的とした学生調査

卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3:学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の

関わり

本学では、FD・SD委員会が在学生及び卒業生等に対し、学部生を対象とした「学部学生による授業評価アンケート」及び「学部卒業生アンケート」、大学院生を対象とした「大学院生による授業評価アンケート」といった各種アンケートを実施し、その結果を本学の教育成果の指標として用い、次年度の研修会等を立案している(資料4-31)。「学部学生による授業アンケート」及び「学部卒業生アンケート」、「大学院生による授業評価アンケート」の結果については、FD・SD委員会で把握・評価した後に、大学運営委員会及び学科長・専攻主任会議、学部教授会で確認するとともに、全教職員には「FD・SD報告書」によりその内容を把握できるようにしている。

学部生に対しては、春・秋の各学期末に実施している「学部学生による授業評価」において、「出席率の自己評価」、「教室外での学習への積極的な取り組み」という質問項目を設置し、学生による自己評価を実施している。特に、これまでとは異なる授業形式となった2020(令和2)年春学期終了時には、遠隔授業に関するウェブアンケートを実施した。

卒業年次生を対象に「学部卒業生アンケート」を卒業時に実施し、本学が掲げる5つの教育目標についてその達成度を5段階で評価している。また、卒後3年目に卒業生とその就職先に対してのアンケート調査も実施しており、本学の教育目標についての評価の指標とし、適切に運用している。

国家試験、各種認定試験等合格率及び就職率についても学習成果を測定することに対して有効である。国家試験合格率については、全国平均を上回る高い水準を示し、毎年100%の合格率を誇る資格もあり、高い合格率を維持するために各学科でその特徴を生かし、様々な取組みをしている(資料4-32【ウェブ】)。就職率についても、ほとんどの学科は毎年100%となっている(資料4-33【ウェブ】)。これらのことから、教育目標に基づく教育成果は上がっているといえる。

ルーブリック評価について、2017 (平成 29) 年9月にFD・SD研修会で取り上げ、その 重要性について周知を図った。2019 (令和元) 年12月には、学科での導入事例が研修会で報

告されるなど、確実に広がりを見せている(資料 4-34)。その一方で、研修会後のアンケート結果では、導入が難しいという声もあり、引き続き実例を紹介することで定着を図りたいと考えている。

ポートフォリオについては、2016(平成 28)年 8 月、2017(平成 29)年 3 月に F D・S D 研修会で取り上げ、現在教職課程を持つ学科で運用している「教職履修カルテ」、多くの学外 実習で運用される「実習ポートフォリオ」の見直しを継続して行っている(資料 4-35)。また、全学的に学生の学習成果を把握するために、「e ポートフォリオ導入ワーキンググループ」を 2018(平成 30)年 12 月に立ち上げ、2021(令和 3)年度中の試験運用開始を検討している。 これにより、修得単位数、成績、GPA、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)達成に向けた個々の学習成果を本人及び教員が相互に把握、点検することが可能となり、より高い学習 効果を上げることに資すると考える。

FD・SD委員会が大学院生を対象として実施した「大学院生による授業評価」の中の「教育の満足度」は比較的高い。また、学位授与者数が安定しており、修了者の60%以上の者が医療福祉の高度専門職として就職している(資料4-36、4-37)。これらのことなどを教育成果の指標として見ると、大学院では、教育目標に沿った教育成果は上がっていると考えられる。

前述のとおり、FD・SD委員会にて行った各種アンケートについて、分析した資料をもとにFD・SD委員会で対応を指示するとともに、大学運営委員会にも報告している。

国家試験、各種認定試験等合格率については、2018 (平成30) 年8月より大学運営委員会指示のもと、国家試験合格を学習成果の1つとして位置づける学科を対象に国家試験対策会議を開催し、効果のあった試験対策や結果についての評価を情報共有している(資料4-38)。

以上のことから、本学では大学運営委員会並びに自己点検・評価委員会の責任体制において、全学的方針に明示した学生の学習成果について適切に把握しており、同時に適切に評価できていると判断する。

点検・評価項目⑦:教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、教育課程及びその内容、方法の適切性についての定期的な点検・評価、並びに、その結果に基づく改善・向上のための様々な取組みに関しては、調査企画室等での分析をもとに、FD・SD委員会、自己点検・評価委員会、及び大学運営委員会において協議・検討し、各学部・学科、各研究科・専攻及び総合教育センター等の実施機関において実施している。

具体的な点検・評価の例としては、大学運営委員会にて選定された学部長・研究科長を中心とした第三者が、当該年度の授業開始前に全ての授業科目に対してシラバスチェックを行い、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に沿った科目であるかどうかを点検している(資料 4-13)。また、在学生には学期終了毎に「学部学生による授業評価アンケート」を、卒業年次生には卒業時に在学中の教育成果に関する「学部卒業生アンケート」を実施しており、それらの結果及び分析内容については、FD・SD委員会、大学運営委員会で点検・評価した上で、「FD・SD報告書」として全学に公開している(資料 4-39)。各学部・学科及び各研究科・専攻においては、国家試験・認定試験の結果や授業評価アンケート等の結果をもとに、それぞれの学科会議・専攻会議、並びに国家資格・認定資格等対策会議にて定期的な点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組みを立案・実施している。

教育課程(カリキュラム)及びその内容、方法の点検・評価の結果に基づいた改善・向上 に向けた近年の取組みは以下のとおりである。

- (1)「学部学生による授業評価アンケート」において、評価の低かった教員には「授業改善レポート」の提出を義務づけ、その内容をもとに、所属長(学科長、学部長、総合教育センター長)と共に授業内容の改善・向上を図る体制を整えた。一方で、評価の高かった教員に対しては、その授業が高評価を受ける要因となった要素を中心とした「高評価レポート」の作成を依頼するとともに、授業の公開や、FD・SD委員会が主催する授業研究カンファレンスでの発表、川崎医療福祉学会誌に新たに設けられた投稿区分「教育・実践研究:教育方法及び実践の提案や取り組みの報告」への積極的な投稿を促している(資料 4-40)。
- (2)「学部卒業生アンケート」において、本学の教育目標の1つである「国際的コミュニケーション能力をもつ」について十分な教育成果が得られていないことが明らかとなった。この結果に基づいて、2014(平成 26)年度及び 2018(平成 30)年度に基礎教育科目のカリキュラム改正を行った。これらの改正では、英語科目での能力別クラス編成の実施や、従来の「外国語分野」を「国際コミュニケーション分野」に変更して分野別必修単位を 2 単位増やすとともに、内容の充実を図った。大学院進学を希望する学生を対象とした科目も新たに開設した。また、カナダヴィクトリア大学での語学研修に加えて、オーストラリアグリフィス大学、中国上海中医薬大学と上海健康医学院、デンマークノーフュンス・ホイスコーレでの海外研修を単位化した。同時に、海外研修を希望する学生の履修計画をより円滑に行えるよう履修登録上の優遇措置を実施した(資料 4-41)。大学院においては、2021(令和 3)年度よりスタートする医療技術学専攻において、必修科目として「英語文献特論」、「英語プレゼンテーション特論」を開設し、ネイティブスピーカーの英語教員を配置する予定となっている。
- (3) 本学の休退学者においては、本人の学力不足(履修上の問題、進路再検討)をその理由に挙げる学生が多い(資料 4-42、4-43)。また、英語のプレイスメントテストや国語の業者テストの結果では、特に定員充足率の低い学科では入学時から基礎学力に不安のある学生も少なくない。併せて、毎年、多くの学生が学科で設定した基準に満たない成績不振学生として学科教員から履修指導を受けている。そこで、2016(平成 28)年、学生の学習意欲及び基礎学力を増進するための総合的な学修支援を行うために、ラーニングサポートセンター

(LSC) を開設し、静かな自習室の確保や、学修相談体制の強化、高校までの学修内容に関するリメディアル教育、国家試験・認定試験対策を目的とした特別講座の開催等について計画・立案し、実施している。

以上のことから、本学では教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・ 評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っていると判断できる。

4-2 長所・特色

本学は、医療福祉の理念を実現するための学問である医療福祉学を教育・研究し、その理念を実践する感性と能力を有する医療福祉人を社会に送り出すことを使命としている。その使命を全うするための教育課程(カリキュラム)の柱は、①人間教育(教養・基礎学力)、②専門教育(専門知識・技術力)、③実践教育(実践力・指導力)の3つであり、これらを効果的に実施するための特徴的な取組みを以下に示す。

全学共通で取り組むべき内容を初年次教育プログラム「スターツアワー」として構成し、入学後の早い時期に実施している。このプログラムでは、本学の教育理念や医療福祉に関連する講話を織り交ぜながら、専門知識を獲得することへの修学意欲や目標を達成するためのモチベーションの向上を図っている。初年次より入学した意義と意味を学生自らが考える機会を提供する場に位置づけ、実社会において医療福祉の理念を真に実践できる人材育成の取組みを行っている。さらに、学生の学習意欲及び基礎学力を増進するための総合的な学修支援を行うためのラーニングサポートセンター(LSC)を開設し、「自習室」、「面談室」といった設備面に加えて「大学での学習内容」及び「高校までに習った内容の復習」について専門の教員と気軽に相談し指導を受けることのできる「学修相談」を学生が希望する時間に実施できる体制を確保している。

本学では、附属病院、総合医療センターをはじめとする学園関連の施設における質の高い 実習を行っており、様々な専門職種が連携するチーム医療を実際に体験しながら学ぶことが 可能となっている。また、学内の授業においても臨床実践をしている多くの実務家教員がお り、最新の専門領域の知識や実践について、講義の中だけにとどまらず履修指導・学修相 談・進路指導等において、より具体性のある内容を学生に伝えることが可能となっている。

各学科の国家試験対策担当教員、教学担当副学長、事務部長、教務課担当職員を構成メンバーとして、定期的に国家試験対策会議(認定試験対策も含む)を実施し、合格率100%に向けた実践的取組みを行っている。前年度の国家試験・認定試験の結果の詳細な分析と次年度に向けての具体的な対策について、各学科から報告を受けた上で、学科を越えて対策方法や、大学として対応すべき内容についての活発な議論がなされ、効果を上げている。

授業内容の質保証への取組みとして、学生による授業評価が低かった教員には「授業改善レポート」の提出を義務づけ、その内容をもとに、所属長(学科長、学部長、総合教育センター長)と共に授業内容の改善・向上を図る体制を整えている。一方で、授業評価の高かった教員に対しても、その授業が高評価を受ける要因となった要素を中心に「高評価レポート」の作成を依頼し、他の教員の授業改善に役立つよう授業公開を行っている。

4-3 問題点

「医療福祉学」を標榜する本学の特色として、基礎教育科目の医療福祉分野及び専門科目に「医学概論」を全学必修科目として開講していると述べたが、医学・医療と比較して福祉、特に社会福祉に関しての基本的な学びがまだ十分とはいえず、様々な医療現場で直面する福祉の要素をより深く学ぶ必要がある。また、「学部卒業生アンケート」の結果などからも、国際コミュニケーション分野における学習の成果が十分とは言えない。2022(令和4)年度に実施を検討している基礎教育科目教育課程改正の議論の中で「医療福祉分野」の拡充及び「国際コミュニケーション分野」を検討していく。

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置、そして学習成果を把握するための指標と位置づけた全学的な取組みとしてルーブリック評価を実施するためには、全ての教員に対して系統的かつ継続的な研修が必要である。またeポートフォリオ導入に向けても、2020(令和2)年度は試験運用に向けての重要な準備段階といえる。その準備は十分に進んでいるとはいえず、学生が主体的に利用できるためのサポート体制や運用マニュアルについても早急な検討が必要である。

4-4 全体のまとめ

本学の名称に用いられている「医療福祉」は、単に「医療」プラス「福祉」という足し算的な捉え方ではなく、その2つが融合してできた新しい理念と価値観を表す言葉である。この理念は、①人間の尊厳の確保を究極目標とすること、②人を医学的視点、社会的視点、さらに文化的視点、という三つの統合的視点に立って理解すること、③この人間観のもとに、誰もが健康・安心・自立を享受できる社会の実現を目指し実践していくこと、この3つのアプローチで構成されている。そして、この理念を実現するための人材、すなわち医療福祉人の教育・研究に関する総合学問が「医療福祉学」であり、その医療福祉人を社会に送り出すことが本学の使命である。

この使命を果たすために、本学では、大学、各学部・学科並びに各大学院・研究科、専攻における教育課程(カリキュラム)に相応しい学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を適切に定め、修得すべき学習成果の内容を明確に示し、誰もが容易に参照できる方法で公表している。また、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会や教務委員会をはじめとする関係委員会、大学運営委員会、調査企画室、事務部の連携による検証体制のもと、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を適切に定め、容易に学生に理解できるよう工夫し公表している。さらには、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程(カリキュラム)を体系的に編成するとともに、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じ、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

今回の点検・評価により、大学全体として、あるいは各学科・専攻において取り組むべき 課題が明らかになった。特に、大学全体としては、学修ポートフォリオの構築及び有効活用 や、国際コミュニケーション能力習得の強化、大学院での英語教育強化などが課題として挙 げられたが、これらは全て本学の中期計画の中で計画的に取り組む予定となっている。ま た、各学科・専攻において明らかとなった個々の課題については、毎年発行の「学報」にお いて問題点が指摘され、次年度計画において解決のための取組みが工夫されている。 以上のことから、本学の教育課程・学習成果に関する取組み、並びに、教育の質向上に向けた活動内容は、大学基準と照合し、概ね適切であると考える。

第5章 学生の受け入れ

5-1 現状説明

点検・評価項目①:学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1:学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方

針の適切な設定及び公表

評価の視点2:下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、大学の理念「人間をつくる、体をつくる、医療福祉学をきわめる」と、教育理念 「人類への奉仕のあり方を追求し、より豊かな福祉社会の創造的担い手を育成すること」の もと、「教育基本法及び学校教育法に基づき、医療と福祉の両分野にまたがる高い知識と優れ た技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とす る」と定めている。その達成のために定めた学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育 課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえ、「医療や福祉の分野で活躍する ために、その知識と技術を修得する意欲のある人」、「病気や障がいのある人の気持ちを理解 するとともに、その苦悩に共感できる人」、「社会人としての良識や倫理観を身につけ、社会 に貢献したいと願っている人」、「他者の言葉に耳を傾け、適切に説明できるというコミュニ ケーション能力を持つために努力する人」、「他の医療福祉人と連携して働くために、チーム ワークの能力を備えている人」を入学者として求めていることを、入学者の受け入れ方針(ア ドミッション・ポリシー)として定めている。このことは、キャンパスガイド、入学試験要項 及び編入学試験要項に明示するとともに、本学ホームページに掲載し、受験生を含む社会一 般への周知を徹底している(資料 1-11、4-2【ウェブ】、4-25、5-1)。各学部・学科では、大 学の入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を踏まえ、それらの特色に応じた 入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を明示し、本学ホームページに掲載す ることにより社会へ公表している(資料4-2【ウェブ】)。

本学の入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、求める学生像、入学者に求める水準等の判定方法を踏まえた内容となっている。それに基づき、入学に際して事前に修得しておくべき知識等の内容・水準については、多様な入試方式、学科の特性に応じた出願資格及び入学試験科目を設け、適切に評価している。また、全入試区分に面接試験を導入し、医療福祉人に求められる倫理観とコミュニケーション能力の素養等を評価している。さらに、入学予定の合格者に対し、高等学校等で身につけてきた知識や技能と、入学後の大学における教養科目や専門科目の授業内容とを有機的に結びつけるための入学前学習の課題を提供している。課題は本学ホームページ上に掲載し、適宜その到達度を確認して指導を行っている。

本学大学院では、大学の理念と教育理念のもと、医療、福祉及び健康の分野における指導的人材を育成するという目的を達成するために、修士課程においては「学士課程で養った十分な基礎学力をもとに、医療福祉分野の理論と実践についての知識と技能を修得する意欲のある人」を、博士後期課程においては「修士課程で養った医療福祉分野における高度な知識

及び技能をもとに、専攻分野について自立して研究活動を行い、あるいは専門的業務に従事する意欲のある人」を入学者として求めていることを、入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)として定めている。このことは、大学院入学試験要項に明記するとともに、本学ホームページに掲載し、受験生を含む社会一般への周知を徹底している。各研究科・専攻では、本学大学院の入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を踏まえ、入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)として明示し、大学院入学試験要項に明記するとともに、本学ホームページに掲載することにより社会へ公表している(資料4-2【ウェブ】、5-2)。

入学者の受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー) は、学部と同様に求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を踏まえた内容となっている。それに基づき、出願要件・研究計画などの内容について、入学を希望する専攻の教員に確認・相談する体制を整えている。また、筆記試験と口述試験により、能力の水準等を適切に評価している。

以上のことから、本学では、学生の受け入れ方針を適切に設定し、社会に公表しているといえる。

点検・評価項目②: <u>学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体</u>制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1:学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設

定

評価の視点2:授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3:入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切

な整備

評価の視点4:公正な入学者選抜の実施

評価の視点5:入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生募集については、入試広報委員会において年次の広報活動を計画・実施している(資料5-3)。具体的な広報活動として、高等学校教員等を対象とした合同入試説明会(6月)、オープンキャンパス(5回:6月、7月、8月、10月、3月)、在学生による母校訪問、入試課職員・学科教員による高校訪問を行うほか、進学相談会、高校内ガイダンスに精力的に参加している。キャンパスガイド及び各種パンフレットを作成するとともに、本学ホームページに同等の内容を掲載することにより、公正かつ適切な学生募集に努めている(資料5-4【ウェブ】)。なお、2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、予定していた合同入試説明会及びオープンキャンパスを中止又は縮小する一方、WEBオープンキャンパスを実施している(資料5-5)。進学相談会、高校内ガイダンスについては、新型コロナウイルス感染症蔓延地域を除き、感染防止策を十分に講じた上で参加している。

入学者選抜については、2016 (平成 28) 年度入学試験までは、AO入試 (医療福祉学科、 臨床心理学科、医療福祉経営学科、医療情報学科、医療秘書学科及び医療情報学科のみ実施)、 特別入試、社会人特別選抜、帰国生徒特別選抜、推薦入試、一般入試前期、センター試験利用入試前期、一般入試後期及びセンター試験利用入試後期を実施していたが、2015(平成27)年度に入試制度を大幅に改革し、2017(平成29)年度入試よりAO入試前期・後期(全学科で実施)、推薦入試前期、推薦入試後期A日程・B日程、一般入試前期A日程・B日程、センター試験利用入試及び一般入試後期を実施することとした。さらに、2019(令和元)年度にも入試制度を改革し、2021(令和3)年度入学試験より総合型選抜、学校推薦型選抜(専願)、学校推薦型選抜(併願)A日程・B日程、一般選抜前期A日程・B日程及び一般選抜後期を実施することとした(資料5-1)。

総合型選抜は専願制で、基礎学力とともに、学科の求める資質を持つ者を多面的に評価するために二段階選抜を行う。一次審査は、調査書及びエントリーシートによる書類審査とする。一次審査通過者に対し、二次審査を行う。二次審査では、国語・数学・英語の3教科総合科目型テストである基礎学力確認テスト、面接、調査書及びエントリーシートに基づき、学力の3要素を多面的・総合的に評価することにより入学者を選抜する。

学校推薦型選抜(専願)は専願制で、「人物に優れ、適性を有する者」として出身学校長の推薦を受けた者を対象とする。出願資格区分として「公募」、「指定校推薦」、「有資格」の3方式がある。「公募」では、基礎学力確認テスト、面接及び調査書に基づき、学力の3要素を多面的・総合的に評価することにより入学者を選抜する。「指定校推薦」は、本学指定の高等学校を卒業見込みであり、かつ各学科が定める全体の評定平均値以上の成績を修めた者が出願できる。当該方式では、面接(口頭試問を含む)、調査書及び志望理由書に基づき、学力の3要素を多面的・総合的に評価することにより入学者を選抜する。「有資格」は、各学科が指定する出願条件を満たす者が出願できる。当該方式では、面接(口頭試問を含む)、調査書及び資格等に関する提出書類に基づき、学力の3要素を多面的・総合的に評価することにより入学者を選抜する。

学校推薦型選抜(併願)A日程・B日程は、「人物に優れ、適性を有する者」として出身学校長の推薦を受けた者を対象とする。当該入学試験では、基礎学力確認テスト、面接及び調査書に基づき、学力の3要素を多面的・総合的に評価することにより入学者を選抜する。

一般選抜前期A日程・B日程は、思考力・判断力を重視し、学力テストとして選択科目 10 科目 (コミュニケーション英語 I・II、国語総合、日本史B、数学 I、物理基礎、化学基礎、生物基礎、物理、化学、生物)から 2 科目 (ただし、理科については 2 科目で 1 科目分として扱っている)を選択受験させる。なお、診療放射線技術学科及び臨床工学科では、1 科目を数学に指定する。当該入学試験では、学力テスト、面接及び調査書に基づき、学力の 3 要素を多面的・総合的に評価することにより入学者を選抜する。

一般選抜後期は、学力と資質などの総合力を重視し、基礎学力確認テスト、面接及び調査 書に基づき、学力の3要素を多面的・総合的に評価することにより入学者を選抜する。

なお、健康体育学科では、総合型選抜、学校推薦型選抜(専願)及び一般選抜後期において、運動適性検査を実施する。

全ての基礎学力確認テスト及び学力テストの問題作成に当たっては、作問者によるチェックだけでなく第三者によるチェックを実施し、出題範囲の適正化及び出題ミスの防止に万全を期している。

学費その他経費については、キャンパスガイド及び入学試験要項に明記するとともに、本学ホームページに掲載することにより情報提供している(資料1-11、5-1、5-6【ウェブ】)。ま

た、経済的支援として、各種奨学金制度(日本学生支援機構奨学金制度、川崎医療福祉大学 奨学金制度、川崎学園看護学生奨学金制度)、在学生兄弟姉妹入学金減免制度及び高等教育の 修学支援新制度を設けていることを、キャンパスガイドに明記するとともに、本学ホームペ ージに掲載することにより情報提供している(資料1-11、5-7【ウェブ】、5-8【ウェブ】、5-9【ウェブ】)。在学生兄弟姉妹入学金減免制度については、入学試験要項にも明記している(資 料5-1)。さらに、災害救助法適用地域の被災受験生に対する受験料・入学金減免制度を本学 ホームページに掲載している(資料5-10【ウェブ】)。

学部の入学試験については、本学、医療短大及びリハビリテーション学院の3施設の教職員で構成される川崎学園アドミッションセンターによる実施方針を受け、本学の入学試験委員会において、入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、その実施計画の策定を行っている(資料5-11、5-12)。入学試験は、良き医療福祉人を育成することを共通の目的とする当該3施設が合同で実施している。それにより、併願受験が可能な入試区分においては、当該3施設の併願受験を可能とし、医療福祉専門職を目指す者の受験機会の拡大を図っている。入学試験の実施に当たっては、入試実行委員会での協議を経て、その円滑な遂行に努めている(資料5-13)。このように、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を適切に整備している。

個々の入学試験の実施に当たっては、入試実施本部、各試験室の監督者、面接・検査担当者等による事前の打合せ会を開いて試験当日のスケジュールや実施要領を確認し、慎重かつ厳格な入学者選抜に努めている。入学試験終了後、複数の教員が厳正に採点を行い、受験生が特定されないように配慮した上で、入試判定委員会及び各学部教授会に諮り、公正かつ適切な合否判定を実施している(資料5-14)。

3年次編入学試験は9月に実施している。出願者又は合格者が募集定員に満たない学科については、2月に2次募集を行った上で当該試験を実施している(資料4-25)。実施体制は上記の各入学試験と同様である。

大学院の入学者選抜についても、入学試験委員会及び大学院入試実行委員会での協議を経て、公正かつ適切に実施している(資料5-12、5-15)。

入学試験は、修士課程、博士後期課程ともに、9月及び2月にそれぞれ1期及び2期として実施している。出願資格、試験内容、選抜基準等は大学院入学試験要項に明記して透明性の確保を図っている(資料5-2)。なお、修士課程では、社会人区分を設け、各専攻の専門領域に関する2年以上の実務経験を有する、より専門性の高い学生を受け入れている。

個々の入学試験の実施に当たっては、学部と同様に入試実施本部、筆記試験監督者、口述 試験担当者等による事前の打合せ会を開催して試験当日のスケジュールや実施要領を確認し、 慎重かつ厳格な入学者選抜に努めている。試験終了後、複数の教員が厳正に採点を行い、受 験生が特定されないように配慮した上で、大学院入試判定委員会及び各研究科委員会に諮り、 公正かつ適切な合否判定を実施している(資料5-16)。

学部・大学院ともに、各入学試験において、その透明性を確保するため、出願受付開始と同時に募集人員に対する志願状況を本学ホームページで公表し、日々更新している。合格発表については、受験者本人が本学ホームページで確認できるようにしている。合格発表後は、合格者数を本学ホームページで公表している。また、基礎学力確認テスト及び学力テストの選択科目の個人成績については、受験生本人の申請に基づいて開示することにより、それらの透明性を確保している(資料5-17【ウェブ】)。

なお、学部・大学院ともに、2021 (令和3) 年度入学試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受験生及び担当教職員のマスクの着用、検温、手指のアルコール消毒、並びに試験室内の机・椅子の消毒を徹底した。

障がいのある学生についても、本学の教育目標及び入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に相応しい限り入学できる。このことを、学部では本学ホームページの「受験上の配慮希望について」に掲載している(資料5-18【ウェブ】)。また、入学試験要項にも「受験上の配慮希望について」の項目を設け、本学ホームページで確認できることを明記している(資料5-1)。大学院では「障がいを有する人の受け入れ」として大学院入学試験要項に明記している(資料5-2)。しかし、障がいの程度により必要とされる受験上の配慮が異なることから、必要に応じて事前に個別面談を行い、試験の実施方法等を決定している。この事前相談の方法についても、学部では本学ホームページに掲載し、大学院では大学院入学試験要項に明記している(資料5-2、5-18【ウェブ】)。2020(令和2)年度入学試験では特別配慮に関する問合わせはなかったが、2016(平成28)年度入学試験から2019(令和元)年度入学試験までの4年間に23名の受験生から問合せがあり、全員に特別な配慮を行った。配慮内容は、別室対応、マークシートの代筆対応、試験時間の延長、補聴器の使用、文書伝達、座席特別指定、車いす使用などである(資料5-19)。このように、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。

以上のことから、本学では、入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定している。

点検・評価項目③:<u>適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収</u> 容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1:入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率(【学士】)
- 編入学定員に対する編入学生数比率(【学士】)
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学は、医療福祉専門職を育成する総合大学として発展するため、2017(平成29)年度に子ども医療福祉学科(入学定員80名)、臨床検査学科(入学定員60名)及び診療放射線技術学科(入学定員60名)を設置し、それに合わせて保健看護学科の入学定員を100名から120名に、リハビリテーション学科理学療法専攻、リハビリテーション学科作業療法専攻及び感覚矯正学科言語聴覚専攻の入学定員をそれぞれ40名から60名に、感覚矯正学科視能矯正専攻の入学定員を30名から40名に、臨床工学科及び健康体育学科の入学定員をそれぞれ60名から80名に増加した。これによって、学部全体の入学定員は856名から1,186名に増加した。さらに、教育機能を強化するため、2019(令和元)年度に入学定員を変更することなく、医療福祉学部保健看護学科を保健看護学部保健看護学科に、医療技術学部リハビリテーション学科理学療

法専攻、リハビリテーション学科作業療法専攻、感覚矯正学科言語聴覚専攻及び感覚矯正学 科視能矯正専攻をそれぞれリハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚 療法学科及び視能療法学科に改組した。

学部における 2016 (平成 28) 年度以降の入学者は 828 名、1,065 名、1,083 名、1,122 名、1,077 名と推移しており、入学定員に対する入学者数比率の 5 年間平均は 0.93 である。また、2020 (令和 2) 年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 4,330 名で、収容定員 4,828 名に対する在籍学生数比率は 0.90 と、学部全体では入学定員充足率、収容定員充足率ともに、概ね適切に管理されている(大学基礎データ表 2、3)。しかし、一部の学部・学科では、入学定員に対する入学者数比率の 5 年間平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が 0.80 未満と管理が不十分であることから、それら学部・学科で学ぶ意義、取得できる医療福祉系国家資格等、及び育成された専門職の社会における重要性に関する正しい理解が深まるよう、入試広報活動を充実させる必要がある。

編入学については、2016(平成28)年度以降の入学者は6名、13名、7名、9名、7名であり、入学定員に対する入学者数比率の5年間平均は0.28と低い(資料5-20)。また、2020(令和2)年5月1日現在の在籍学生数は22名で、収容定員84名に対する在籍学生数比率は0.26とやはり低い(資料5-20)。昨今の社会情勢の中で、医療福祉分野における3年次編入学の持つ意義が薄れていることが原因と考えられ、定員の見直し等の対応が必要である。看護系短期大学の専攻科(1年課程)で所定の単位を取得することにより、保健師国家試験受験資格が得られるとともに、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による論文審査等に合格すれば学士(看護学)の学位が得られる。また、看護師として一定の実務実績があれば、学士の学位を有しなくても大学院修士課程の受験が可能であることから、保健看護学科では、近年において編入学者がいない状態が続いている(大学基礎データ表2、3)。このように、3年次編入学の持つ意義が特に薄れている保健看護学科については、2021(令和3)年度から編入学の募集を停止する。

大学院修士課程については、2016(平成28)年度以降の入学者は40名、37名、36名、47名、36名と推移しており、入学定員85名に対する入学者数比率の5年間平均は0.46である。また、2020(令和2)年5月1日現在の在籍学生数は93名で、収容定員170名に対する在籍学生数比率は0.55と、修士課程全体としては、収容定員充足率は適切な範囲に管理されているものの、決して高いとは言えない(大学基礎データ表2、3)。特に、医療技術学研究科の全専攻及び医療福祉マネジメント学研究科の2専攻において、収容定員に対する在籍学生数比率が0.50未満と収容定員充足率が低い(大学基礎データ表2)。この状況を改善するため、2021(令和3)年度に医療技術学研究科臨床工学専攻(入学定員4名)を当該研究科医療技術学専攻に改組し、臨床工学研究コースとするとともに、新たに臨床検査学研究コース及び診療放射線技術学研究コースを設置する。当該専攻の入学定員は8名とする。一方、医療福祉マネジメント学研究科医療情報学専攻の入学定員を8名から4名へ減少させる。

大学院博士後期課程については、2016(平成28)年度以降の入学者は3名、11名、12名、10名、6名と推移しており、入学定員に対する入学者数比率の5年間平均は0.49である。また、2020(令和2)年5月1日現在の在籍学生数は35名で、収容定員51名に対する在籍学生数比率は0.69と、博士後期課程全体としては、収容定員充足率は概ね適切に管理されている(大学基礎データ表2、3)。しかし、臨床工学専攻において収容定員に対する在籍学生数比率が0.33未満と収容定員充足率が低い(大学基礎データ表2、3)。

大学院修士課程・博士後期課程全体の収容定員充足率の向上に向け、川崎学園の2つの附属病院をはじめ、近隣の医療機関においてキャリアアップを目指している医療福祉専門職に対し、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置、長期履修制度及び大学院在職進学制度を利用することにより、在職しながらも修士又は博士の学位が取得できることを周知するなど、広報活動を一層強化する必要がある(資料5-21、5-22、5-23)。

点検・評価項目④: <u>学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。</u> また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

学部では、入学時に実施する国語と英語のプレイスメントテストの成績を解析し、入学試験において専門科目を修得するために必要な基礎学力を適切に見極めることができているかを、川崎学園アドミッションセンター運営会議及び大学運営委員会において点検・評価している(資料5-24、5-25)。その結果に基づいて、入学試験問題作成責任者会議において、基礎学力確認テスト及び学力テストの選択科目に関し、受験生の基礎学力をより適切に評価できる試験問題への改善・向上策を協議している(資料5-26)。また、入試方式ごとに入学後の学業成績を把握し、各入試方式の改善・向上に生かしている(資料5-27)。

学習意欲や医療福祉人に求められるコミュニケーション能力・倫理観の素養等を正しく見極めるために、専願の入試区分については、各学科の面接試験の結果を、入試判定委員会を経て教授会に諮って点検・評価している。併願可能な入試区分については、学科共通の面接質問項目及び評価基準の適否を、川崎学園アドミッションセンター運営会議において点検・評価している(資料5-28)。その結果に基づいて、当該運営会議において面接質問項目及び評価基準の改善・向上を協議している。

また、上記の分析結果を踏まえ、推薦入試前期(2021(令和3)年度入学試験より学校推薦型選抜(専願))の「指定校推薦」方式の指定校の停止・追加及び「有資格」方式の資格条件について、川崎学園アドミッションセンター運営会議において毎年検討している(資料5-29、5-30)。さらに、「指定校推薦」方式の停止・追加については、入学試験委員会及び大学運営委員会においても毎年検討している(資料5-31、5-32)。

以上のように、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、絶えず次年度の入学試験に向け、入学試験実施方法の改善・向上を図っている。

大学院では、入学試験終了後に、各専攻の筆記試験及び口述試験の結果を、入試判定委員会を経て研究科委員会に諮り、学生の受け入れの適切性を点検・評価している。その結果に基づいて、専攻ごとに試験問題及び口述試験の内容の改善・向上を図っている。

5-2 長所·特色

同一の理念を掲げる学園の3施設が合同で入学試験を実施することにより、併願可能な入

試区分では3施設の全学科において併願受験を可能とし、医療福祉専門職を目指す受験生の夢の実現に貢献している。それにより、2020 (令和2)年度の総志願者数は4,400名を超え、大学全体として安定した学生募集状況にある(資料5-1、大学基礎データ表2)。また、大学全体としては、過去5年間において入学定員に対し概ね適切な範囲の入学者数を確保している(大学基礎データ表2)。

多様な入試方式を実施し、様々な特性を有する者の受験を可能とするとともに、全入試方式において、基礎学力、意欲、コミュニケーション能力及び倫理観の素養を評価し、医療福祉専門職を目指すに相応しい能力と人間性を兼ね備えた学生の受け入れを行っている。

合同入試説明会、オープンキャンパス、高校内ガイダンス、模擬授業等の広報活動を積極的に行い、入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に合致した生徒等の受験を促すとともに、本学で学ぶ意義の理解や本学に対する親近感の醸成を図ることにより、受験生の進路選択にミスマッチが起こらないよう努めている。

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置、長期履修制度及び大学院在職進学制度を設け、社会人が在職しながら学位を取得できるようにしている(資料5-21、5-22、5-23)。このことにより、大学院全体としては、修士課程、博士後期課程ともに収容定員に対する在籍学生数比率を概ね適切な範囲に管理している。

5-3 問題点

医療福祉学科、医療福祉経営学科、医療情報学科、医療秘書学科及び医療福祉デザイン学科では、2020(令和2)年度入試において入学者数が入学定員の0.80未満であった(大学基礎データ表2)。それら学科については、近年において定員未充足の状況が常態化している。 点検・評価項目③で述べたように、当該学科で学ぶ意義、取得できる医療福祉系国家資格等及び育成された専門職の社会における重要性に関する正しい理解が深まるよう、入試広報活動を一層強化するとともに、より適切な入学定員への見直し等の対策が必要である。

2020(令和2)年度編入学試験では、子ども医療福祉学科を除く全学科において、入学者数が入学定員の 0.70 未満であった (大学基礎データ表 2)。近年このような状況が常態化しており、点検・評価項目③で述べたように、医療福祉分野における3年次編入学の持つ意義が薄れていることに鑑み、2021(令和3)年度から編入学の募集を停止する保健看護学科に続き、入学定員の見直し等の対応を積極的に行う必要がある。

学生の受け入れの適切性については、入学時のプレイスメントテストの成績の解析だけでなく、卒業時の修学成績の解析によっても点検・評価を行う必要がある。

大学院修士課程では、医療技術学研究科の全専攻、並びに医療福祉マネジメント学研究科の医療情報学専攻及び医療福祉デザイン学専攻において、2020(令和 2)年度における収容定員に対する在籍者数比率が 0.50 未満であった(大学基礎データ表 2)。また、大学院博士後期課程では、医療技術学研究科臨床工学専攻において、2020(令和 2)年度における収容定員に対する在籍者数比率が 0.33 未満となる結果であった(大学基礎データ表 2)。これらの状況を改善するために、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置、長期履修制度及び大学院在職進学制度により、社会人が学びやすい環境を整えていることを周知徹底するなど、広報活動を一層強化する必要がある(資料 5-21、5-22、5-23)。

5-4 全体のまとめ

本学では、大学の理念と教育理念のもと、本学の目的を達成するために、大学・大学院の 入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定め、それを踏まえ、各学科・専攻に おいて、その特色に応じた入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を明示し、本 学ホームページ、キャンパスガイド、入学試験要項等に公表している。

学生募集については、入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、オープンキャンパス、在学生による母校訪問、入試課職員・学科教員による高校訪問、進学相談会、高校内ガイダンスといった事業を積極的に展開している。また、学費その他経費や各種奨学金制度、在学生兄弟姉妹入学金減免制度及び高等教育の修学支援新制度について情報提供を行っている。入学者選抜は、川崎学園アドミッションセンター運営会議、入学試験委員会及び入試実行委員会での協議を経て、公正かつ公平に実施している。入学を希望する障がい者に対しては、合理的な配慮に基づき入学者選抜を実施している。これにより、大学全体としては、概ね安定した入学者数を確保している。

本学は、2017 (平成29) 年度の子ども医療福祉学科、臨床検査学科及び診療放射線技術学科の設置、2019 (令和元) 年度の保健看護学部及びハビリテーション学部の設置と、医療福祉専門職を育成する総合大学としての発展と教育機能強化のための学部・学科の改組・新設に取り組み、適切な入学定員を設定した。そして、大学の入学者受け入れ方針に基づき入学者を適切に選抜することにより、大学全体としては、入学定員充足率、収容定員充足率ともに概ね適切に管理できている。しかし、一部の学部・学科では、入学定員、収容定員ともに未充足の状態が続いており、入試広報活動の一層の充実や入学定員の見直し等の対策が必要である。また、編入学についても入学定員未充足の状態が続いており、今後も定員の見直し等を積極的に行う必要がある。

大学院については、全体として収容定員充足率は概ね適切な範囲に管理されているものの、 収容定員未充足の状態を解消すべく、広報活動を一層強化する必要がある。

学生の受け入れの適切性については、基礎学力及びコミュニケーション能力・倫理観の素養の面から基礎学力確認テスト・学力テスト(選択科目)及び面接試験の内容を毎年点検・評価し、その結果に基づき改善・向上を絶えず行っている。

第6章 教員・教員組織

6-1 現状説明

点検・評価項目①: <u>大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究</u> 科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1:大学として求める教員像の設定

各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2:各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役)

割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学では、「求める教員像」として、「大学の理念並びに教育理念・目的・教育目標を十分に理解し、学生への深い愛情と豊かな人間性、優れた教育力をもつことが求められる」と明示している。本学の特色として、教員組織は、医療福祉専門職の資格を有している教員、又は医療福祉専門職の養成に必要な基礎的学問を教授できる教員で成り立っている。また、すべての学部・研究科において、大学の理念・目的を十分理解し、専門分野に関する知識・能力及び資格を取得した卒業生も多く教員として採用している。いずれの教員にも、学生が社会的規範と倫理的観念を備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な医療福祉専門職に成長するよう指導し、資格取得を確実なものとするという使命のため職責の遂行に尽力するとともに、自己の専門分野と関連領域の学術研究に専念し、国際的な発展と連携・協調を促進することを求めている。以上の求める教員像は、他の方針とともに方針集に取りまとめ、本学ポータルサイトで教職員に対して周知徹底すると同時に本学ホームページに掲載し学生及び社会に公表している(資料 1-3、1-8、6-1【ウェブ】)。

本学は、求める教員像に合致した専任教員を適切に配置するよう「教員組織の編制方針」 を以下のとおり定め、明示している(資料 1-3、1-8、6-1【ウェブ】)。

- 1. 教員組織の編制は、本学の求める教員像に合致した専任教員を、文部科学省の大学設置基準、大学院設置基準及び指定規則に基づき適切に配置する。
- 2. 医療福祉専門職を養成するという本学の使命を遂行するために、学生に対して責任ある教育を行える教員組織を整備する。
- 3. 専任教員の募集・採用・昇格は、適切性・透明性を保つために、本学教員選考規程に準拠して行う。
- 4. 教員の資質の向上を図り、授業改善に取り組むためには、医療福祉研究センター並びに総合教育センターによる組織的活動を継続的に推進する。

以上のように、本学では、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているといえる。

点検・評価項目②:<u>教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、</u> 適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1:大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2:適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- 国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の 適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- 教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3:教養教育の運営体制

本学では、学校教育法第92条や大学設置基準第3章、大学院設置基準第3章等の関連法令 や指定規則を遵守し、本学が求める教員像に合致した教員を採用するという編制方針を念頭 に、教員組織の整備を行っている。大学全体の専任教員は、各学部・研究科それぞれの専門 分野に精通し、必要な資格を有する教員組織が整備されており、354名配置されている(大学 基礎データ表1)。また、教員の年齢構成については、10歳区分の構成比率で見ると、年代ご とにバランスよく分布している(大学基礎データ表5)。また、学部教員の男女比は、男性214 名に対して、女性140名で、教員数のうち女性教員の占める割合は、39.5%となっており、 2017 (平成29) 年度の37.5%からやや上昇している。また、全国の学校基本調査の令和2年 度の調査結果においても、全国の大学で女性教員の占める割合は平均25.9%である中、本学 においては、約40%と高い割合を示している(資料6-2)。これは、本学園の教職員の中でも 特に女性に対するWLB(ワークライフバランス)の推進強化、育児休暇等取得による教員 評価対象除外措置、研究期間等の延長措置等がその一因となっていると考えられる(資料 2-9、6-3)。研究科教員については、学部教員のうちから選任しているが、男性 120 名に対して、 女性 61 名となっており、女性教員の占める割合は 33.7%となっている。また、本学の教育目 標の1つにある「国際的コミュニケーション能力をもつ」において必要とされる国際性の修 得のため、外国人教員を採用している(資料6-4)。基礎教育科目の国際コミュニケーション 分野を担当する総合教育センターに所属する教員が3名、学科独自の国際的な教育に携わる 教員が5名、計8名が在籍している。

教員組織の整備については、各学部・学科、各研究科・専攻において、教員選考規程に準拠し、採用時に授業科目と担当教員の適合性を確認し、人事委員会が教員選考基準に照らして審議し、判断している(資料 6-5、6-6)。また、教員の昇任についても、学科長による教員評価を勘案して学長ヒアリングで説明し、人事委員会で審議している。非常勤講師についても、非常勤教員に関する規程を設け、各学科長・専攻主任を中心に授業科目と担当教員の適合性を確認した上で選考し、大学運営委員会、学長の承認を経て理事長が任命することとなっている(資料 6-7)。特に教育上主要と認められる授業科目に対しては、その科目を教授するに

ふさわしい教授及び准教授を配置することとしており、その選考については、必ず人事委員会において、書面審査とプレゼンテーションの2回の審査をクリアしたものを採用の候補者としている。

大学院担当教員については、修士課程及び博士後期課程それぞれの資格を明確に定め、大学院教員任用規程に明記しており、各研究科において、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者を配置している(資料 6-8)。

教員の授業負担に対する適切な配慮として、本学では「教育研究の円滑な実施に必要な業務を行うため、大学が特に必要と認めた場合に、助手を置くことができる」としており、助手の任務は、教育研究を行う教員を補佐するものと規定している(資料 6-9)。また、保健看護学科においては看護実習助手を置いており、臨地実習指導を行う教員を補佐している(資料 6-10)。さらに、各学部・研究科の教育活動に必要と判断する場合は、大学院在学生の中からティーチング・アシスタント(TA)を置くことができることとなっている(資料 6-11)。TAが、講義・演習・実習その他の授業の教育補助、学生に対する学修上の指導及び相談等を担当し、教員の授業負担の軽減につながっている。その他、全ての学科において学科補助員(事務職員又は研究補助員)を配置している。学科補助員は、学科長の指示のもと、教育研究等の準備、必要備品等の管理、事務部との連携業務を担当している。また、事務部組織の庶務課業務の中には、中央教員秘書室、研究担当部門を配置し、全学的な教育研究の補助を行っている。

医療福祉学部では、学部の理念・目的及び学科の理念・目的に基づき、大学設置基準第13条 (専任教員数)に定められた、各学科に必要な数を上回る教員を配置している (大学基礎データ表1)。さらに、学校教育法第92条、大学設置基準第4章 (教員の資格)に準じて、適正な教員を採用している。

本学部の教員組織は、各学科の教育課程にふさわしく適切に整備されている(資料 6-12、大学基礎データ表 4)。授業科目と担当教員の配置については、各学科長を中心にした学科会議で判断・調整している。各学科長は、必要な教員組織を整備するために、学長ヒアリングを経て、人事委員会に上申している。本学部の専任教員数は、以下に示すとおりである(大学基礎データ表 5)。

-	VI-	ᆉᆏ	٠,	(4)	4	٠
比大	/住	作品 .	亻	1.	之部?)

職位	70 歳以上	60~69 歳	50~59 歳	40~49 歳	30~39 歳	29 歳以下	計
教授	4	13	10	2	0	0	29
准教授	0	2	6	9	1	0	18
専任講師	0	5	1	16	7	0	29
助教	0	0	0	2	5	0	7
計	4	20	17	29	13	0	83

医療福祉学科は、専任教員の総計は33名で、大学設置基準上必要な教員数10名を満たしており、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の条件を満たす教員を配している。そのうち社会福祉士有資格者は13名である。臨床心理学科の専任教員は、総計21名であり、大学設置基準上必要な教員数9名を満たしている。また、公認心理師法施行規則の条件を満たす教員を配置している。公認心理師有資格者は10名、臨床心理士有資格者は13名である。公認心理師国家試験は2018(平成30)年度から実施されたが、幸い本学教員でその専門科目を教授する教員は全員有資格者となっている。子ども医療福祉学科の専任教員は、総計23名であり、大学設置基準上必要な教員数8名を満たしている。幼稚園教諭養成課程及び保育士養成施設指定内容等の基準を満たす教員を配置している。そのうち、保育士の有資格者は7名、社会福祉士有資格者は4名である。幼稚園教諭を含む教員免許状の有資格者は、15名在籍している。保健看護学科については、2019(平成31)年4月から完成年度までに新設保健看護学部に移行する予定である。また、医療福祉学科、臨床心理学科、子ども医療福祉学科においては、精神的な障がいを抱える人やその家族を支援するための精神保健福祉士も養成しており、文部科学省令・厚生労働省令で定められた教員をそれぞれ配置している。

保健看護学部は、2019 (平成31)年4月に新設され、保健看護学科のみで構成されている。 新学部の理念・目的及び学科の理念・目的に基づき、大学設置基準第13条に定められた、各 学科に必要な数を上回る教員を配置している(大学基礎データ表1)。さらに、学校教育法第 92条、大学設置基準第4章に準じて、適正な教員を採用している。

本学部の教員組織は、保健看護学科の教育課程にふさわしく適切に整備されている(資料6-12、大学基礎データ表 4)。授業科目と担当教員の配置については、学科長を中心にした学科会議で判断・調整している。学科長は、必要な教員組織を整備するために、学長ヒアリングを経て、人事委員会に上申している。本学部は、以下に示すとおり、旧学科(医療福祉学部保健看護学科)教員を加えた 43 名の専任教員で教育に当たっている (大学基礎データ表 5)。

保健看護学部

職位	70 歳以上	60~69 歳	50~59 歳	40~49 歳	30~39 歳	29 歳以下	計
教授	0	5 (2)	5 (1)	0	0	0	10 (3)
准教授	0	0	2	4 (1)	0	0	6 (1)
専任講師	0	0	6	7 (2)	2	0	15 (2)
助教	0	0	0	2	4	0	6
計	0	5 (2)	13 (1)	13 (3)	6	0	37 (6)

(): 旧学科(医療福祉学部保健看護学科)教員数

保健看護学科の専任教員は、以上に述べたように大学設置基準上必要な教員数 13 名を十分満たしている。また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に必要な科目に応じた教員組織で構成しており、旧学科を加えて学生を専門的に教育できる有資格者は、看護師有資格者で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める「8名以上」を超える 38 名、保健師有

資格者で、同指定規則に定める「3名以上」を超える19名、助産師有資格者は6名である。また、専任教員とは別に、看護実習助手を4名配置しており、全員が看護師、保健師の有資格者であり、学生の実習について十分な教育対応ができている。保健看護学科においては、基盤看護学、療養看護学、包括看護学、育成看護学、広域看護学等の各専門領域から構成された教員を配置しており、旧学科教員とともに教育研究活動を行っており、新設以来多くの入学生を受け入れている。

リハビリテーション学部も、2019 (平成31) 年4月に新設された。リハビリテーションの各分野において、豊かな人間性と、深い専門的知識、質の高い医療技術を備え持ち、社会に貢献できる人材を育成することを教育理念としており、大学設置基準第13条に基づき、各学科に必要な数を上回る教員を配置している(大学基礎データ表1)。さらに、学校教育法第92条、大学設置基準第4章に準じて、教員を採用している。

各学科それぞれの指定規則の規定を満たし、各学科で取得できる国家資格を有する教員を含む各分野の専門の教員を配置しており、本学部の教員組織は、各学科の教育課程にふさわしく適切に整備されている(資料 6-12、大学基礎データ表 4)。本学部の専任教員数は、以下に示すとおりである(大学基礎データ表 5)。

IJ	ハド	IJ	テ、	ー・ シ	ㅋ	1	学部
')	/ ' ∟	./	/		コ	_	—— □ I)

職位	70 歳以上	60~69 歳	50~59 歳	40~49 歳	30~39 歳	29 歳以下	計
教授	0	9	7	4	0	0	20
准教授	0	1	2	8	2	0	13
専任講師	0	0	1	9	9	0	19
助教	0	0	0	1	8	4	13
計	0	10	10	22	19	4	65

理学療法学科では、大学設置基準上必要な専任教員数8名を超える19名を配置し、理学療法学の分野を担当できる有資格者として、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定める「理学療法士6名以上」を満たす16名の教員を配置し、演習及び実習の指導が十分に行われるように配慮している。作業療法学科では、大学設置基準上必要な専任教員数8名を超える15名の教員を配置し、全員が作業療法士国家資格を有しており、演習及び実習の指導が十分に行われるように配慮している。言語聴覚療法学科では、大学設置基準上必要な専任教員数8名を超える18名を配置し、言語聴覚学の分野を担当できる有資格者として、言語聴覚士学校養成所指定規則に定める「言語聴覚士3名以上」を超える18名の言語聴覚士を配置し、演習及び実習の指導が十分に行われるように配慮している。視能療法学科では、大学設置基準上必要な専任教員数8名を超える13名を配置し、視能学の分野を担当できる有資格者として、視能訓練士学校養成所指定規則に定める「視能訓練士3名以上」を満たす8名の視能訓練士を配置し、演習及び実習の指導が十分に行われるように配慮している。

医療技術学部は、医療・保健・福祉の分野で安全で質の高い医療技術が提供できる専門職業人を育成することを教育理念としており、大学設置基準第13条に基づき、各学科に必要な数を上回る教員を配置している(大学基礎データ表1)。さらに、学校教育法第92条、大学設置基準第4章に準じて、教員を採用している。

臨床検査学科、診療放射線技術学科、臨床工学科、臨床栄養学科においては、それぞれ指定規則の規定を満たし、各学科で取得できる国家資格を有する教員を含む各分野の専門の教員を配置している。健康体育学科にあっては、医学分野、健康学分野、体育学分野、教育分野などの専門の教員を配置している。

本学部の教員組織は、各学科の教育課程にふさわしく適切に整備されている(資料 6-12、大学基礎データ表 4)。各学科で医療技術に関わる人材が、ほぼ全分野を網羅してバランスよく配置され教育に当たっている。本学部の専任教員数は、以下に示すとおりである。(大学基礎データ表 5)。

医療技術学部

職位	70 歳以上	60~69 歳	50~59 歳	40~49 歳	30~39 歳	29 歳以下	計
教授	2	20	16	1	0	0	39
准教授	0	10	10	14	1	0	35
専任講師	0	2	4	7	12	0	25
助教	0	0	0	2	11	5	18
計	2	32	30	24	24	5	117

臨床検査学科は、2017 (平成29) 年4月に新設され、2020 (令和2) 年度で完成年度を迎 える。大学設置基準上必要な専任教員数8名を超える22名を配置し、臨床検査学の分野を担 当できる有資格者として、臨床検査技師学校養成所指定規則に定める「臨床検査技師6名以 上」を満たす17名の臨床検査技師を配置し、演習及び実習の指導が十分に行われるように配 慮している。診療放射線技術学科も、臨床検査学科と同時期に新設された。大学設置基準上 必要な専任教員数8名を超える22名を配置し、診療放射線技術学の分野を担当できる有資格 者として、診療放射線技師学校養成所指定規則に定める「診療放射線技師6名以上」を満た す16名の診療放射線技師を配置し、演習及び実習の指導が十分に行われるように配慮してい る。臨床工学科では、大学設置基準上必要な専任教員数8名に対し18名の教員を配置してい る。専門科目の構成割合に応じて、医学系教員3名、工学系教員8名、臨床工学系教員7名 を擁しバランスの良い人員配置となっており、そのうち、医師は3名、臨床工学技士は7名 で、臨床工学技士学校養成所指定規則を満たしている。臨床栄養学科では、大学設置基準上 必要な専任教員数8名を上回る23名を配置し、管理栄養士学校指定規則の指定基準を満たす 医師を1名、管理栄養士を18名配置している。健康体育学科では、大学設置基準上必要な専 任教員数9名を超える30名の教員を配置している。そのうち、健康運動指導士は6名である。 また、中学校教諭(保健体育)、高等学校教諭(保健体育)、養護教諭及び特別支援学校教諭養 成課程の指定基準を満たす教員を配置し、それぞれの専門分野の教育が十分行われるよう配 慮した教員構成となっている。また、昨今自然災害が頻発しその対応については、医療福祉分野でも課題の1つとなっており、本学科の学位授与方針に合致した救急救命士養成コースの設置について、2022(令和4)年度を目指すことが大学運営委員会で決定している。その教育に必要となる教員を配置し課程申請の準備を始めている。

医療福祉マネジメント学部の理念を担う教員として、医療福祉に関連する分野に精通した教育や研究、そして医療福祉分野への社会的貢献を行い得ることが重要であり、大学設置基準第13条(専任教員数)に基づき、各学科に必要な数を上回る教員を配置している(大学基礎データ表1)。その編制方針については、学校教育法第92条、大学設置基準第4章等を考慮している。なお、医療秘書学科及び医療情報学科においては、診療情報管理士資格等に対応する資格の取得に必要な教員を配置している。

本学部の教員組織は、各学科の教育課程にふさわしく適切に整備されている(資料 6-12、大学基礎データ表4)。本学部の専任教員数は、以下に示すとおりである(大学基礎データ表5)。

医療福祉マネジメン	ント学部
-----------	------

職位	70 歳以上	60~69 歳	50~59 歳	40~49歳	30~39 歳	29 歳以下	計
教授	1	16	3	0	0	0	20
准教授	0	2	3	3	0	0	8
専任講師	0	0	4	10	3	0	17
助教	0	0	0	1	5	1	7
計	1	18	10	14	8	1	52

本学部では、各学科がその教育目的を達成するため、各分野においてそれぞれの専門性を 踏まえ、必要とされる分野では知識及び経験と能力を有する専任教員を適切に配置している。 大学設置基準上の必要専任教員数は4学科とも8名(うち教授4名)であり、いずれの学科 も必要数を十分満たしている。

医療福祉経営学科は11名の専任教員で構成されている。少子高齢化が進む中、医療に特化した経営のスペシャリスト育成の1つとして医業経営コンサルタントの有資格者を配置し、学生の資格取得に力を入れている。医療情報学科は16名の専任教員で構成されている。医療秘書学科とともに目指す資格である診療情報管理士、その他医療情報に関する各種の資格取得に力を注いでいる。医療秘書学科は15名の専任教員で構成されている。診療情報管理士資格の他に、学科独自のクリニカルセクレタリー認定試験を実施しており、チーム医療の場で活躍する学生を育成している。医療福祉デザイン学科は10名の専任教員で構成されている。医療福祉分野でデザインを融合して問題解決ができる学生の育成に努力するとともに、学科独自の資格である認定医療デザイナーの取得に力を注いでいる。いずれの学科も卒業生を専任教員として採用しており、各学部・学科の理念・目的を十分理解した教育がなされている。

大学院医療福祉学研究科は、教育理念に基づいて、大学院設置基準、大学院教員任用規程に則り教員組織を編制している。本研究科では、WHOの国際生活機能分類での提唱モデルを基に講ずることのできる教員体制を組んでいる。具体的には、医療と福祉の統合を理念とし、深い人間観と高度な専門性を備えた福祉分野のリーダー、臨床心理及び保健看護のスペシャリストの育成を目指すとともにこれらの分野の教育・研究者の養成を目的として編制している。また、臨床心理学専攻では、公認心理師養成施設の要件及び日本臨床心理士資格認定協会が定める第1種指定要件に従い、教員組織を編制している。保健看護学専攻では、助産師養成のための指定規則に沿った教員及び各分野の教育研究を指導するにふさわしい教員を配置している。

本研究科では、各専攻の教育課程に必要となる資格を有した専任教員を適正に配置している。修士課程の専任教員数は63名(うち教授25)、博士後期課程の専任教員数は27名(うち教授22名)となっている(大学基礎データ表1)。医療福祉学専攻においては、大学院設置基準上必要となる専任教員数を満たしている。修士課程に設置している遺伝コースでは2名、発達障害(TEACCH)コースでは4名の専門分野の教員が配置されており、各コースの大学院生に高度な専門的教育研究を提供している。臨床心理学専攻は、大学院設置基準上必要となる専任教員数を満たしており、日本臨床心理士資格認定協会の第1種校に指定されているため、その要件に従った教員20名を配置し、適正な教育がなされている。保健看護学専攻においては、大学院設置基準上必要となる専任教員数を満たしている。修士課程は助産学コースを有していることから、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき3名の助産師有資格の教員を配置している。がん看護専門看護師養成教育課程については、がん看護学を専門に教授できる教員を配置している。また、看護管理学分野として認定看護管理者認定審査に必要となる科目を担当できる教員を適切に配置している。

医療技術学研究科は、教育理念に基づいて、大学院設置基準、大学院教員任用規程に則り、 各専攻は、これらの人材育成に適した教育組織の編制を基本方針として明確に定め、それに 沿った教員組織としている。具体的には、教育目的に沿った専門職業人を養成するために、 医療技術分野における感覚矯正学、健康体育学、臨床栄養学、リハビリテーション学、臨床 工学、健康科学等の高度な専門知識・技術を備えた多様な教員を配置している。

本研究科の教育課程の特色は、それぞれの分野で高い知識と見識とを兼ね備えた教員組織を構成していることである。また、各専攻の教育課程(カリキュラム)に必要となる資格を有した専任教員を配置している。全体の専任教員数は、修士課程84名(うち教授47名)、博士後期課程59名(うち教授42名)となっている(大学基礎データ表1)。感覚矯正学専攻、リハビリテーション学専攻、臨床工学専攻においては、修士課程、博士後期課程とも大学院設置基準上必要となる専任教員数を満たしている。健康科学専攻は、臨床栄養学と健康体育学の両分野を統合した専攻から構成され、より専門性の高い教育・研究を目的とした博士後期課程となっており、臨床栄養学専攻、健康体育学専攻修士課程の専任教員数も、大学院設置基準を満たしている。

医療福祉マネジメント学研究科は、教育理念に基づいて、各専攻においても、この理念に 即した教員組織の編制を念頭に置いている。本学全体の方針に沿うものとして、大学院設置 基準、大学院教員任用規程に則り、教員編制を行っている。具体的には、教育目的に沿った 専門家を養成するために、医療福祉分野のマネジメントに関する経営学、秘書学、デザイン 学、情報学等の高度な専門知識・技術を備えた多様な教員で編制している。 本研究科の各専攻は、独自の教育目的・目標を持つが、いずれも高い専門性を備え、これを達成できる教員により編制されている。本研究科修士課程の専任教員数は、34名(うち教授 18名)となっており、各専攻において、いずれも大学院設置基準上必要となる専任教員数を満たしている。医療情報学専攻のみ博士後期課程を有しており、大学院設置基準上必要となる専任教員を満たす6名(うち教授 5名)の教員を配置している(大学基礎データ表 1)。

本学では大学の理念の中で、「人間をつくる」、「体をつくる」ということを掲げており、将来医療福祉人として社会に奉仕するための優れた知識・技能の修得のみではなく、すべての人を敬うことのできる心豊かな人間を育てるため、教養教育にも力を注いでいる。教養教育の強化のため、総合教育センターは、基礎教育、語学教育、医学教育、教育研究支援の4部門からなり、センター長を中心として、各部門長、専任教員、教育研究支援のための技術員及び事務職員で構成されている。学生の基礎教育に直接携わる基礎、語学、医学教育の3部門には、34名の教員が配置されている(資料 6-13)。特に医学教育に携わる教員については、医科大学医学部退官後の教員を採用し、専門性の高い教育内容を提供している。基礎教育部門では、基礎教育科目の医療福祉、教養、国際コミュニケーション、健康・体育、情報、総合の6つの分野において、教員を配置している。健康体育分野の教育については、健康体育学科教員が併任することで質の高い教育がなされている。また、近年情報・データサイエンス教育が注視されているが、情報分野の教育については医療情報学科教員を充実させることで対応する必要がある。加えて、総合教育センターでは、オリエンテーションを含めた初年次教育、リメディアル教育、入学前学習、学修支援の実施計画の立案、実施及び評価を行っており、入学前から大学の理念・目的に沿った教育への導入部分を担っている。

以上のことから、本学では教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動を滞りなく展開するため、適正かつ十分な教員組織を編制しているといえる。

点検・評価項目③:教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1:教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基

準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2:規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の教員選考については、学部・大学院教員それぞれの資格、選考基準を明文化し、規程に則って適切に行われている。

学部教員の採用及び昇任は、教員組織の編制方針に明示しているとおり教員選考規程に従い、人格、健康、教育研究上の経歴、教育研究上の業績若しくは能力等について選考することとしており、その基準は教員選考基準に職制ごとに資格を定め明記している(資料 6-5、6-14)。

学長は、年度初めと9月の学長ヒアリングの際、各学科の教員人事について状況把握と人事計画を聞き取る。各学科において、退職、転任により欠員が生じた場合又は増員が必要と認められた場合に、学科長は、教育研究上の能力、業績が学科の必要とする授業科目に一致

する者を採用又は昇任の学科候補者として推薦し学部長との相談の上、学長に上申する。推 薦による採用の場合、学長があらかじめ面接し、本学の教員としてふさわしいと判断された 者について、人事委員会、大学運営委員会に諮り候補者を決定する。その後、任命権者であ る理事長に上申し、最終的に決定される。昇任は、学科長の推薦・上申を受け、学長が必要と 認めた場合は、同様に人事委員会、大学運営委員会で審議し、候補者を理事長に上申し決定 する。

なお、教授及び准教授の選考に際しては、人事委員会において書類審査の後、プレゼンテーションを行い、教育研究に対する考え方が、本学の教育理念・目的、及び学科の教育目標に沿ったものであるかを確認し審議する。

大学院教員の任用については、大学院教員任用規程に従い、欠員が生じた場合又は教育研究上必要と認められた場合に選考を行う。大学院各専攻主任は、任用規程に定める資格に合致する者について、教育研究歴及び研究業績等が専攻の必要とする授業科目に一致する者を採用又は昇任の選考候補者として推薦し学長に上申する。学長の検討及び面接を経た後、人事委員会及び大学運営委員会の審議を経て候補者を決定する。その後任命権者である理事長に上申し最終的に決定する。

学部及び研究科に所属する教員は、それぞれの専門分野に精通した人材で編制されている。また、教員に求める能力・資質等は教員選考規程第2条に「教員の選考は、人格、健康、教育研究上の経歴、教育研究上の業績または能力等について行うもの」と明示した上で、教員選考基準を設け、教授、准教授、講師、助教の資格を明確に規定している。また、大学院教員については、大学院教員任用規程に担当教員の資格を規定している。教員構成については、学部は学則第5条、大学院については大学院学則第5条に規定している。

以上のことから、本学では教員の採用、昇任等を適切に行っているといえる。

点検・評価項目④: ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的 に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている か。

評価の視点1:ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 評価の視点2:教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学ではFD・SD活動を「本学の教育及び管理運営に対する教職員の能力向上を組織的に進める」取組みと位置づけている。また、その活動を中心的に行うため、FD・SD委員会を設置している(資料 6-15)。委員会では、講演会・研修会及び学生による授業評価を中心に調査・研究するとともに、FD・SDに関する情報を収集し、教員に提供することとしている。その活動については、年次計画を大学運営委員会に諮り、実績報告により検証を行っている(資料 4-31)。その内容は、毎年「FD・SD報告書」としてまとめ、本学ポータルサイトに公開し全教職員に周知している(資料 4-39)。

教育研究に関する研修会は、多様化する学生に対する教育の質保証に重点を置き、FD・

SD委員会で毎年テーマを検討し、年3回実施している。毎回多数の教員が参加し、教員のスキルアップを図っている。また、2017 (平成29) 年度から教員の教育活動に資する情報を提供し教育研究を推進するため、授業研究カンファレンスを実施している。この取組みは、多職種連携を重んじている本学において、学部・研究科の枠を越えて教員個々が授業方法の研究及び改善を発表し、意見交換を行い、互いに切磋琢磨する良い機会となっている。年2回開催しているが、年々発表者が増えている状況にある。特に令和2年度のように新型コロナウイルス感染症の影響で遠隔授業が必要不可欠となった状況下においては、FD研修会の取組みにより、各教員が教育の質を低下させない遠隔授業の方法、評価の仕組みを研究する基本を学ぶことができた。その他、本学園では各施設に教育改革等支援事業費を配分しており、その事業の中で、本学では各学科・研究科の教育について、その専門分野の講師又は学科・専攻内の教員による独自のFD・SD活動を展開し、教員の教育研究に関する意識を向上させている(資料6-16)。

医療福祉研究センターは、教員の研究活動を推進するための企画・立案、研究者の行動規 範、研究活動の不正防止に関することを業務としており、以下の研修を行っている。

教員の研究に関する研修会として、コンプライアンス等研修会(年3回)、科研費獲得に関する研修会(年5回)、研究者の倫理的配慮に関する研修会をFD・SD研修会と位置づけ、研修会の内容を本学ポータルサイトに公開している(資料6-17)。全教員がいつでも視聴できる環境を整えることで、研究意識の向上が図られている。科研費獲得に関しては、研修会の他に毎年事務部の研究担当部門が、公募説明会、執行説明会を実施し、採択率を上げるサポートを行っている。その他、動物実験に関する説明会を実施し教員が正しい知識を持ち、より深化した教育・研究ができるよう支援している。

なお、ハラスメント防止対策の研修は、ハラスメント防止委員会を中心に企画し、全教職 員を対象に実施している。

教員の教育研究活動及び学会等や社会における主な活動等については、毎年更新し「専任教員の教育・研究業績」としてまとめ、本学ポータルサイト及び本学ホームページの教員紹介のページにアップし、社会に公表している(資料2-10【ウェブ】)。

本学内の施設を提供して実施される医学及び医療福祉専門分野の学会、研究会等には本学の多くの教員が参加している。それらに積極的に参加することは、学部だけでなく大学院指導教員としての資質向上に役立っている。また、本学が運営の中心になっている川崎医療福祉学会も教員の教育研究活動の活性化に効果を上げている。

本学では2015 (平成27) 年度から、教職員の学外での社会連携活動についても、大学に報告する仕組みを構築している。教職員は、様々な学外活動、地域活動を通じて個々の教育研究の幅を広げている(資料6-18)。

以上のことから、本学ではFD活動を組織的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているといえる。

点検・評価項目⑤:<u>教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、</u> その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、全学的な取組みとして、FD・SD委員会が中心となり、実施可能な全科目に対して「学部学生による授業評価アンケート」を、大学院については「大学院生による授業評価アンケート」を実施している(資料 4-8【ウェブ】)。アンケート結果により、授業満足度の高い教員に対しては、授業評価高評価結果に関するレポートの提出を求めるとともに公開授業の依頼を行っている。また、高評価の教員に対してはLecture of the year 賞を学長から授与するよう 2019(令和元)年度に制定し、2020(令和 2)年度からの授業を対象に実施する予定である。授業満足度の低い教員への対応として、授業評価要改善に関するレポートを課し、学科長の対応とともに提出させている。

本学では、2016(平成 28)年度から教員評価規程で定めた基本事項に則り、教育研究活動の点検・評価(教員評価)を実施している(資料 2-9)。教員が職務を遂行するにあたり発揮した能力を評価する「行動評価」と、教員が果たすべき役割として目標を設定し、その達成度を評価する「目標管理評価」により自己点検した内容に対して、学科長が客観的かつ公正に評価した上で、面接等で指導を行うと同時に、「総合評価」につなげる仕組みとなっている(資料 6-19)。なお、この評価結果については、学長による人事ヒアリングにおいて、学科長より説明され、教員の昇任等に反映されることとなっている。

以上のような授業評価結果及び教員評価結果は大学運委員会に報告され、本学における教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行い、教員個々及び大学全体での改善・向上につなげている。

6-2 長所・特色

本学では、求める教員像を明確にし、教員組織の編制方針を定め、大学の理念及び教育理念、目的を十分理解し教育研究に尽力できる教員をバランスよく適正に配置している。また、求める教員像、教員組織の編制方針は、学内で周知するとともに公表している。

本学では特に指定規則等に則った教員配置が必要とされているが、教育目的に沿った専門職業人を養成するために、学部・研究科の各教育課程に必要となる資格を有し、各専門分野における高度な専門知識・技術を備えた多様な教員を配置している。

教養教育を担う教育研究組織として、総合教育センターを設置し、全学的な教育施策の企画・開発及び教育活動の改善・支援を行っている。医学部門の教育については、医科大学医学部退官後の教員による専門性の高い教育内容を提供することができている。

教員の資質向上のためのFD・SD研修会を全学的に実施し、教育研究の向上・改善につなげている。

6-3 問題点

教養教育の中で、近年重要視されている情報・データサイエンス教育については、今後専門性の高い教員の配置を検討する必要がある。

6-4 全体のまとめ

本学では、求める教員像を明文化し、大学の理念及び教育理念、目的に基づいた教員組織の編制方針のもと、医療福祉の専門教育を提供でき得る教員及び幅広い基礎教養教育のできる教員をバランスよく配置している。女性教員比率については、全国平均を大きく上回っており、女子学生の多い本学にとっては、有効な教員配置であるといえる。教員選考については、学部・研究科教員それぞれの資格、選考基準を明文化し、規程に則って適切に行われている。

本学教員はFD・SD研修会への出席等、教育・研究・社会活動への積極的な参加により、個々の資質向上を図ることを意識して実行している。また、学生の授業評価、客観的で公正な教員評価により、点検・評価結果に基づく改善・向上を今後も継続して行うこととしたい。

第7章 学生支援

7-1 現状説明

点検・評価項目①: <u>学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学</u> 生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

近年、本学では授業や学内活動、経済状況等において配慮や支援を必要とする学生が入学し、多様な対応が必要となっている。そのため修学、生活、進路それぞれについて次のように方針を定め、全学を挙げて学生支援に取り組んでいる。この方針は、他の方針とともに方針集に取りまとめ、本学ポータルサイトで教職員に周知し、本学ホームページにおいて学生及び社会にも公表している(資料 1-3、1-8、7-1【ウェブ】)。

【修学支援】

- 1. 学生個人の修得単位などの成績状況を的確に把握し、春学期並びに秋学期の授業 開始前のガイダンス期間において、徹底した履修指導を行う。
- 2. 各学科で取得目標としている国家試験や各種検定の合格に向けて、模擬試験・対策 講座などを実施し、学生個人の進路に対応した支援を行う。
- 3. 休退学防止に努めるため、成績不振の状況を把握し、教務委員・学年担任・ゼミ担当教員などにより個別面談する機会を設け、必要に応じて補習・補充教育を行う。

【生活支援】

- 1. 健康管理センターや学生相談室をはじめとする相談支援体制を充実させ、学生が自ら健康管理を行い心身の健康を保持できるように支援を行う。
- 2. ボランティアセンターを中心に、学生のボランティア活動を積極的に支援し、人間性を形成する機会を提供する。
- 3. 奨学金制度や学費減免制度などを周知し、経済的援助の必要な学生を支援する。
- 4. ハラスメント防止委員会や学生生活委員会を中心に、学生の学生生活を注意深く 見守り、様々なハラスメントの防止とともに人権に関わる啓発活動にも努める。
- 5. 部・同好会、学園祭を含む学友会の活動に対して指導・助言を行い、学生が自主的 な課外活動を通じ、社会性や人間性を向上させることができるよう支援を行う。

【進路支援】

- 1. 各学科の講義・実習や行事などを通じて、初年次から将来を見据えた学年別キャリア形成支援を行う。
- 2. 一人ひとりが「自分らしい生き方」を描き、自己実現に向けた方法を考え実行しながら成長できるよう進路選択に関わる指導・ガイダンスを行う。
- 3. 就職支援センターの相談体制の充実により、学生一人ひとりのキャリア形成・就職

活動などの支援を行う。

以上のように、学生が安定した学生生活を送れるよう支援していることを明示している。

点検・評価項目②: <u>学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備さ</u>れているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1:学生支援体制の適切な整備

評価の視点2:学生の修学に関する適切な支援の実施

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

• 正課外教育

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

・障がいのある学生に対する修学支援

・成績不振の学生の状況把握と指導

・留年者及び休学者の状況把握と対応

・退学希望者の状況把握と対応

・奨学金その他の経済的支援の整備

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3:学生の生活に関する適切な支援の実施

学生の相談に応じる体制の整備

・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4:学生の進路に関する適切な支援の実施

キャリア教育の実施

・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の 設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5:学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点6:その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、学修に関わる支援を行う教務委員会、教育学修支援委員会、教育環境支援委員会、総合教育センター委員会、学内生活及び課外活動の支援を行う学生生活委員会、合理的配慮に伴う支援を行う学生支援センター委員会、ハラスメント全般について防止と支援を行うハラスメント防止委員会、進路支援を行う就職委員会の体制を整備し、計画的かつ組織的な支援に取り組んでいる。また、具体的な担当部署として事務部に教務課、学生課、就職課

を置き、他にも健康管理や予防接種等の支援を行う健康管理センター、社会活動を支援する ボランティアセンターを設置して、学生の大学生活の充実に資する体制を整えている。

特に、2020(令和2)年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染状況に応じて学生の生活を規定する「行動ルール」を発出し、きめ細かい指導体制をとった。

修学支援全般については各学科の教務委員を中心とした担任、若しくはゼミ担当者による 支援体制に加え、2019(令和元)年度に組織された教育学修支援委員を中心とした入学前学 習や入学後の新入生オリエンテーションなどの初年次教育、基礎教育科目受講時のサポート など、包括的な学生支援体制をとっている(資料 4-15)。

新入生オリエンテーションにおいては、学生便覧及び時間割表に基づき、カリキュラムや履修登録の方法、本学ポータルサイトなどの説明を実施している。学科別ガイダンスでは4年間の履修計画を系統的に立案できるようにコース、分野、資格等の別に年次ごとの履修モデルを提示して、資格取得に関わる必要科目や履修要件について遺漏のないように指導している(資料 7-2)。在学生においては、学期始めの学科別ガイダンスで、直前学期のGPA、単位修得状況及び各学科で定めた基準をもとに適切に履修指導を行っている(資料 7-3)。

各学科における国家試験や各種認定試験の合格に向けて、資格試験対策委員を編成して授業以外での試験対策などにも取り組んでいる。また、ラーニングサポートセンター(LSC)では、基礎教育や各種検定対策などの講座のほかに、教員による定期的な学修支援や自学自習ができるスペースの提供など、学生個々の学修進度に応じた支援を行っている。また、各年次において特に優秀な成績を修めて他の模範となった学生や、学術研究等で外部団体等からの高い評価を受けるなど、本学の声望を高める活躍をした個人・団体に対して、「学修賞」と称して学長から表彰と記念品授与を行っている。例年、数団体と十数名が表彰されている(資料 7-4)。

学生から修学困難の相談があった場合には、学科や関係部署が連携を密にして学生の相談に応じ、経済的な支援の対策や、転学科などによる修学継続の提案など寄り添った支援に取り組んでいる。ほかにも、留年者・卒業延期者や、休退学者に対しては、大学運営委員会で報告するとともにその原因・経緯を検証した上で個別に十分な指導を行い、国家試験や卒業後の進路を見据え、その後の履修計画を指導している。補習・補充教育に関する支援体制については、学科ごとに関連する指定規則や国家試験等への対策、学生の成績を詳細に分析し、対応講座を開設している。特に自然科学分野などの科目においては、高等学校で選択していない科目の内容について、初年次を対象とした基礎学力向上のための講座を開講するなど、きめ細かい支援を行っている。また、各学科においては成績不振学生の基準を定めており、該当学生へは、大学として主体的に指導・支援を行うこととしている(資料 7-5)。

2020(令和2)年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの授業や学生指導について、遠隔での対応を行った。これにより、一部の学生においては、「遠隔授業への取組み方が分からない」、「インターネット環境が整わず受講が困難である」などの状況が発生した。これらを解消するために、各学科で遠隔授業の窓口を設けて学生の相談に応じた。また、基礎教育科目では対面ガイダンスといった形での分散登校の実施や、申請制でのコンピュータ実習室の開放など、自宅で受講することが困難な学生へ対応した。

学生生活の安心・安全のため、大学管理下で発生した自己の傷害等に対して補償される保険と他者への傷害や器物破損に対して補償される保険の両方に大学の費用で全員加入し、申請手続きも併せて有事の補償を支援している(資料 7-6【ウェブ】)。

健康管理センターでは医師 1 名の他に、養護職員 2 名、事務職員 2 名の体制をとり、日常的な傷病対応や附属病院との連携による緊急対応を行っている。併せて、健康診断、各種抗体検査、予防接種などに取り組んでいる。学生相談室では精神的な悩みなどについて、月曜日から金曜日の午後、精神科医 1 名と公認心理師 3 名が交替で常駐し、カウンセリングに当たっている (資料 7-7【ウェブ】)。

経済的支援となる奨学金については、日本学生支援機構の奨学金に加えて国の高等教育の修学支援新制度を導入し、授業料等減免に対応している(資料 5-7【ウェブ】、5-9【ウェブ】、大学基礎データ表 7)。家計急変時には大学独自の奨学金と学費減免制度により支援に努めている。また、学生の経済的な支えとなるアルバイトについても、本学ホームページで求人を受け付け、労働条件や労働環境を確認したものを学生ポータルサイトに掲載し、紹介している。2020(令和 2)年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として遠隔授業を導入したため、ネット環境整備などの支援として助成金を支給した。

ハラスメント対策として、ハラスメント防止委員会が主体となってハラスメント防止のための講演会の開催、ポスターの作製、学科ごとのハラスメント事例を収録したDVD視聴などに取り組んでいる。さらに、学生に対してはハラスメント防止マニュアル「Stop! ハラスメント」やガイドブック「快適な学生生活のために」、本学ホームページ、新入生オリエンテーションなどを通して具体例や相談方法、相談員などを紹介し、防止や相談支援に取り組んでいる(資料 7-8、7-9、7-10【ウェブ】)。

障がいのある学生に対しては、ホームページやガイドブックで支援体制について案内し、 学生や保護者からの支援要請に迅速に対応している(資料 7-11【ウェブ】)。個人からの特別 な申請がない場合においても、入学時の健康調査票や学科からの情報によって、支援が必要 な学生の把握に努めている。支援が必要な学生に対しては、学科で支援体制を組み、教室移 動やノート記録などのサポートも行っている。組織の取組みとしては、学期ごとに学生支援 センター委員会を開催し、学生の状況と支援状況について情報共有と合理的配慮に必要な対 策を講じている。

本学の進路支援については、医療福祉分野に就職する学生が多く、関連する求人状況を分析・予測し、就職委員会での検証をもとに年間の就職関連行事の内容や日程を定めて、学生の満足度の高い効果的な就職支援に取り組んでおり、開学以来高い就職率を維持している。特に、キャリア形成支援として、各学科が4年間で計画的に指導する身につけるべき専門知識、実践経験、技術についての「学年別キャリア形成支援」と就職支援センターが企画・主体となる次に挙げる4つの「進路・就職支援プログラム」に取り組んでいる(資料7-12【ウェブ】)。

(表) 進路・就職支援プログラム

キャリア講演会	キャリアカウンセラー、専門職業経験者、各界の著名人等を招聘し、
(年3回)	講師の職業経緯や専門的職業観などの講演を通して個々の学生が「自
	分らしい生き方」を探求し、実践に必要な知識・技術獲得を支援
就職ガイダンス	3年次生には「就職の手引き」、「進路(就職)登録票」等の資料を活用
(年4回)	し、4年次生には病院・福祉施設を中心とした最新情報を活用して、
	必要な知識等の紹介や支援を実施
就職対策講座	就職活動に必要とされる自己分析、業界研究の方法、エントリーシー
(年10回)	ト・履歴書の書き方、就活マナー、面接対策、グループディスカッシ
	ョン、言語・非言語ウェブテスト対策など内定を得るための実践テク
	ニックなどを指導
公務員対策講座	岡山県・岡山市教育委員会の採用担当者による教員採用試験説明会、
	岡山県警察本部の採用担当者による警察採用試験説明会の他、専門学
	校講師による公務員試験対策講座(前期・後期各5回)等を実施

就職支援センターの個別相談体制として、有資格のキャリアカウンセラー3名を常時配置し、求人情報の提供、自己分析の支援、エントリーシートや履歴書作成の添削指導、面接指導など、学生の要望に応じてきめ細やかな支援に取り組んでいる。2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため完全予約制として感染防止にも配慮して指導を行った。求人情報については、紙ベースでの情報提供に加えて、学内のパソコンから利用が可能な求人情報検索システムと学外からも利用可能な本学ポータルサイトなどにより、学生だけでなく教職員にも情報提供を行っている。

また、卒業生の就職試験受験報告書を施設や業種別に分類し、筆記試験、面接対策として必要な情報を学生に提供している。就職関連書籍も多数取り揃えており、希望者へは貸出もしている。個人面接や集団面接対策DVD、講座の録画DVDなど各種参考教材も用意している。就職支援センターの刊行物として「就職の手引き」、「就職広報」、「就職支援センターだより」を発行し、学生、保護者、企業等に送付して就職活動の支援としている(資料7-13、7-14、7-15)。

大学院生の教育についても、学部学生への修学、進路支援と同様に適切に支援している。 大学院生研究室は、他分野の専門的研究にも触れることで客観的、多角的な探究ができるよう他専攻の大学院生同士が同室となるよう配置している。また、将来学識を教授するために必要な能力を身につける機会として、専攻交流会(研究発表会)を年1回開催し、互いの研究内容を発表する機会を設けている。その他に、修士課程大学院生は、TA(M)として学部学生の教育補助、博士後期課程大学院生については、TA(D)として修士課程の大学院生及び学部学生の教育補助を行うことができることとなっており、講義・演習・実習の教育補助、学生に対する学習上の指導・相談にあたることで教育力を身につけることが可能となっている(資料 6-11)。また、医療福祉研究費の研究分担者として研究に参加する者については、大学院生指導費での出張が認められており、川崎医療福祉学会では、大学院生の国際学会発表時の支援を行っている(資料 7-16、7-17)。 学友会活動については、学園祭や各種イベントの指導・助言、部・サークル活動に対しての予算配分、部室や倉庫等の提供、活動場所の調整など、きめ細かく支援している(資料 7-18【ウェブ】)。同時に、怪我防止やメンタル強化のために、毎年 7 月にコンディションアップセミナー、12 月には指導力養成のためのリーダーシップトレーニングセミナーを開催し、安全に配慮し、充実した活動ができる体制づくりを推進している(資料 7-19、7-20)。また、部・サークル活動において優秀な成績を収めた個人・団体やボランティア活動で地域に貢献した個人・団体に対して、学長から「功労賞」と称して、表彰と記念品授与を行っている。例年、10 数団体と 40 名程度の個人が表彰されている(資料 7-21)。

ボランティア活動については、ボランティアセンターを開設し、職員1名が常駐して外部からの依頼の受付、学生への紹介、ボランティア保険への加入等に対応している(資料7-22【ウェブ】)。また、基礎教育科目「ボランティア入門」では身辺介護、視覚障がい者支援、聴覚障がい者支援等の方法について学び、学生が地域で活躍できるよう実践力を養成している。最近では、1年間に160名程度の新規学生ボランティア登録があり、600名程度にコーディネートしている。

なお、修学、生活、進路に関わる学生支援体制の情報はもとより大学の組織等も含めて学生の活動に関わる多くの情報を本学ホームページにまとめて掲載し、利便性を図っている(資料 2-16【ウェブ】)。

以上のことから、本学では学生支援について適切に体制が整備され、支援がなされているといえる。

点検・評価項目③: <u>学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、</u> その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

国家試験などの対策については、受験者数や合格率を大学運営委員会などで情報共有するとともに、結果分析を行っている。また、各学科の試験対策委員による国家試験等対策会議を開催し、合格率向上に向けた具体的対策について協議している(資料 4-38)。同時に、他学科の効果的な対策について情報共有し、大学全体としての合格率向上を図っている。

休退学の防止については、退学・休学願の提出を受けて、その個々の原因と経緯について 大学運営委員会で点検・評価し、教授会、研究科委員会、学科長・専攻主任会議や教務委員 会でフィードバックすることで、適切な学生支援に向けて改善に取り組んでいる(資料 7-23)。

学生支援の点検と変化する学生の実態把握のため、41 項目にわたる「学生生活実態調査」を隔年で実施し、学生支援の改善や学生生活の向上に反映させている。結果を本学ホームページに公表することで、学外からの意見も積極的に取り入れることを可能としている(資料7-24【ウェブ】)。また、投書箱「オレンジボックス」を設置し、学生の要望や提案等を収集し、

解決策を講じている。健康管理センターや学生相談室においては、健康診断結果や相談状況 について毎月の学生生活委員会で報告し、各学科の日常的な健康指導にフィードバックして いる。

障がいのある学生への対応については、個々の学生の要望について学生支援センター委員会で検討し、個別の更衣室の確保、階段の手すりの設置、図書館のスロープの柵の設置、渡り廊下のドアの自動化や必要とされる実習室のドアの引き戸化、多機能トイレの照明の自動化などを行った。

進路支援については、各学科教員で構成される就職委員会を開催している(資料 7-25)。 この委員会が中心となって進路支援の具体策を企画・立案するとともに、様々な取組みについて点検・評価を行っている。具体的には、就職に関する状況の把握や求人票の受理状況、就職内定状況、関係行事の学生の参加状況、アンケート集計、求人情報アクセス件数、各学科の学生・教職員の要望への支援等について評価するとともに改善に努めている。

以上のことから、本学では学生支援の適切性について定期的に点検・評価が行われ、その 結果をもとに改善・向上に向けた取組みがなされているといえる。

7-2 長所・特色

本学の修学支援の取組みの特色として、いずれも各学科単独での支援にとどまらず、教務委員会、教職課程委員会、教育学修支援委員会において大学の方針や他学科の状況・情報を共有し、教務課や総合教育センターといった共通部門とともに支援体制を充実させていることが挙げられる。国家試験等対策会議を複数学科合同で行うことで、改善の必要性を顕在化できている。また、GPAなどを用いて学生の成績不振基準を定めるとともに、大学としての退学勧告基準を明らかにしたことで、対象となる可能性のある学生を早期に把握し、指導できるようになっている。やむなく、休退学を検討せざるを得なくなっても、転学科制度を有効に活用することにより、それまでの本学での学修を生かしながら他学科での修学継続が可能となっている。

保健衛生及び安全への配慮の1つとして、学生の傷病や事故等において、隣接している附属病院での迅速かつ専門的な診察が可能なことが挙げられる。その際には、学生課、健康管理センター、学科の学生生活委員が連携して、現場での対応や救急要請、付添いなど迅速な対応に当たっている。また、全学生に個別のロッカーを貸与し、荷物の管理などにより学内行動の軽便化を支援している。

進路支援としては、9年連続で98%を越える高い就職率を維持している(資料4-33【ウェブ】)。特に、「医療機関」、「福祉施設」、「医療福祉系企業」への就職の割合が8割近くに達するなど、専門性を生かした質の高い結果を達成できている。

7-3 問題点

2019 (令和元) 年度の退学率が 2.0%、休学率が 2.7%と近年の数値からすると上昇傾向に ある (資料 4-42、4-43)。中には、初年次から学修についていけず、休退学をする学生もいる ことから、引き続き入学前における学修や初年次における教育を充実させる必要がある。

また、2019(令和元)年度の学生生活実態調査によれば、ハラスメント防止に関して相談

室や相談員の認知度が約66%、ボランティアセンターの場所や業務の認知度が約75%といずれも前回調査に比べて下がっている。入学時のオリエンテーション等での紹介や説明を強化する必要がある。

2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、年度前半の学友会活動が全て中止となった。それにより新入部員の加入が困難となり、全ての部・サークル等の団体において加入率が低下した。学園祭等の行事も中止が決定し、学園祭実行委員の活動の引継ぎが困難になることが予測される。次年度以降の学友会活動の活性化が大きな課題である。

進路支援においては、日本経済団体連合会による就職協定が廃止されたため、一般企業等の就職活動時期が早まってきている。病院等の就職活動時期は一般企業とは異なるため、学生にとって就職活動のスケジュールが分かりにくくなっている。また、新型コロナウイルス感染症対策としての「新しい生活様式」に伴った新しい就職活動様式(ウェブ会社説明会、ウェブ面接対応)など社会の変化に対応した指導が必要となってきている。

7-4 全体のまとめ

本学は5学部17学科、学生数約4,500名で、県内では規模の大きな大学といえる。学生の約半数が県外出身で、卒業した高等学校の校種も多岐にわたり、多様な学生が入学している。そういった中で、多くの学生が国家資格取得などを目指して学修に取り組み、約半数の学生が課外活動に参加するなど、意欲的な学生生活を営んでいる。大学の規模を考えても、社会的問題となる生活行動の報告は少なく、落ち着いた生活環境を維持できている。特に学修面では、本学の教育に対する満足度は、2019(令和元)年度の学部学生による秋学期授業評価において、5段階評価で4.2という高い評価を得た。これらは、学修面においては教務委員、生活面においては学生生活委員がそれぞれ事務部教務課や学生課と一体となって、個々の学生の学修上の不安や生活上の要請に対して、きめ細かく対応してきたことによる成果ともいえる。

環境面においても、全館上履き制が取られ、大学全体で環境衛生に取り組んでいる。特に、ハウスキーパーらの徹底した清掃により構内が常に清潔に保たれている。こういった環境が、学生の環境美化の意識や医療福祉人としての奉仕精神の醸成や高揚につながっている。

また、本学では、学園内の医科大学、医療短大、リハビリテーション学院の学生と「医療福祉」をキーワードに相互に助け合い、あるいは規範意識を維持しながら部・サークル活動や学園祭行事などに取り組んでおり、そのことが卒業後の多職種連携に生かされている。

こういった様々な要因により、学生支援における教職員の学生に対する熱意が高揚され、国家資格の合格率、就職率及び大学生活の満足度の高さにつながっているものと考えられる。

第8章 教育研究等環境

8-1 現状説明

点検・評価項目①: <u>学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備す</u>るための方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に 関する方針の適切な明示

本学では、大学の理念、教育理念のもと、教育目標の実現に向けて、学生が安心安全に学修に専念し、教員が十分に教育・研究を行うことができるよう教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めている。この方針については、本学ポータルサイトで教職員に明示し、本学ホームページで学生及び社会に公表している(資料 1-3、1-8、8-1【ウェブ】、8-2)。

また、図書館運営委員会で附属図書館の整備について検討し、大学運営委員会において附属図書館基本方針として定め、同様に明示している(資料1-3、3-10【ウェブ】)。

このように、本学では附属図書館を含めた教育研究等環境の整備についての方針を明示しているといえる。

点検・評価項目②:<u>教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、</u> かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している か。

評価の視点1:施設、設備等の整備及び管理

・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2:教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、倉敷市の東北部、JR 山陽本線中庄駅近くに位置しており、県道をはさみ南側に川崎学園を構成する医科大学や実習の場である附属病院、北側にかわさきこども園などの施設が立地、岡山市にはもう1つの実習病院である総合医療センター、社会福祉法人旭川荘(以下「旭川荘」という)を含めて、本学の教育研究及び実習に一体性を持てる環境にある。本学の施設・設備は、基本的に全学共用のものと学部・学科専用のものとがある。各学部・学科、各研究科・専攻の学生数や教育研究目的に応じて専用の実習室・演習室・研究室や設備・機器備品等が割り当てられ、適切に整備されている。

校地・校舎の整備については、本学の目的を実現するために、学長と理事長が定期的に協議を行い、具体的計画が生じた際、学園理事会に諮り、整備が進められている。2002(平成14)年3月に将来の学科増の見込みや在学生に対する教育の利便性の向上を目指し、東ウイ

ング2を増築した。2004(平成16)年に竣工した1,500人収容可能な川崎祐宣記念講堂は、学生の授業で活用するほかに、様々なイベントでも利用されている。本学の現有校地面積は、132,496㎡で、大学設置基準に定める必要校地面積の約2.8倍、学生一人当たりの面積は27.6㎡である。校舎面積は、88,495㎡で、必要校舎面積の約1.6倍、学生一人当たり約18.5㎡であり、校地・校舎ともに余裕を持った状況にある(大学基礎データ表1、大学データ集表27)。特に、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として、学生がソーシャルディスタンスを保ちつつ、安心して対面授業を受けることができるだけの教室・演習室に加え、学生が休憩時間や昼食時間を過ごすスペースも確保できているため、施設・設備面で対応に苦慮することはなかった。

教室等の整備状況については、一般講義室や演習室、教養基礎教育のコンピュータ実習室は、全学共通として使用しており、大・中・小合わせて 102 室保有している。各学部・学科の専門教育に係る実験・実習室等は、学科が専有的に確保し、それぞれの教育研究目的・課程に合わせて整備されている(大学データ集表 28)。体育施設は、屋内施設として 1 階に温水プール・柔道場・剣道場・第 2 アリーナ、 2 階にメインアリーナを備える本学専有の体育館のほか、隣接地に学園全体が利用できる総合体育館がある。また、運動場として、サッカー・ラグビー・陸上競技等ができる、400mトラックを有する全天候型で夜間照明付きの総合グラウンドを 2015(平成 27)年に整備した。このほか、多目的グラウンド、テニスコート、弓道場、野球場などを備えている(資料 8-3【ウェブ】)。

学生が集い、くつろぐ場として、本館棟2階に学生ラウンジを設置しているほか、校舎棟と講義棟等建物群の間に、植木、ベンチ等を配置したキャンパスプラザがあり、コミュニケーション・スクランブルとなっている。厚生施設として、学生職員食堂は、厚生棟2階と3階の2か所あり、742席が用意されている。その他ベーカリーカフェ、売店、ATM、ブックショップが整備されており、学生のキャンパスライフをサポートしている。売店は2020(令和2)年度にコンビニ化され、学生の満足度は高まっている。食堂等の厚生施設の運営は外部業者に委託されており、管理会社である株式会社松島が、学園と十分な連携を取りながら一括管理する仕組みになっている。附属図書館は学内外の利用者の利便性を考慮し校舎棟2階中央に位置している。

学内のネットワーク環境については、従来の有線でのネットワーク環境に加え、2019(令和元)年度までに、2階ラウンジ、4階展示ブース、附属図書館及び各階のラウンジ等のWi-Fi環境の整備を進めてきた。学生の情報教育の場としてWi-Fi環境も整備されたコンピュータ実習室4室を3階に設置しており、合計284台のパソコンが常設されている。実習室のパソコンは、概ね7、8年で更新しており、ウェブを利用したオンライン教育も可能にしている。これらの実習室は、授業時間外においても開放し、学生が自由に利用できるようになっている。さらに、医療福祉マネジメント学部においては、専門性を考慮して適切な台数のパソコンを揃えている。これらの実習室に加え、全学科で共通に使用する基礎教育関係の実習室等の管理については、総合教育センターで行っている。特にコンピュータ実習室は、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症対策として、遠隔授業と対面授業が同日に実施される場合や、自宅にネットワーク環境が整っていない学生への対応に、有効に活用することができた。また、総合教育センターでは、全教員の遠隔授業のサポートもしており、全教員が2020(令和2)年度春学期の遠隔授業を円滑に実施することができた。同年度、調査企画室のもとに、情報基盤整備ワーキンググループが組織され、学内のネットワーク環境整備

の促進、学生のパソコン必携化への提案、遠隔授業実施にかかるシステムの構築、ICT等機器・備品等の整備、それらにかかる補助金の提案等が検討されることとなった。これにより、2021(令和3)年度には、学内の全講義室・演習室でのWi-Fi環境整備が進む予定である。

本学は、1991 (平成3)年の開学時の設計段階から、障がい者へ配慮したバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした施設・設備の整備を実施している。具体的には、外部アプローチから建物への入口の段差解消のためのスロープ及び玄関まで点字ブロックを設け、身体障がい者等専用駐車場は建物の近くに設置している。また、各棟に多機能トイレや、庫内に鏡をつけたエレベーターを設置している。講義室の出入口は基本的に開き戸であるが、学生が共通に使用する実習室等については随時引き戸にして車椅子対応に改修している。さらに、建物の出入口についても、2013 (平成25)年度から自動ドア化を進め、現在6か所を自動ドア化し、障がい者がより利用しやすい環境を目指している。なお、これらの施設・設備の整備をする際には、事業計画策定時に補助金申請を含めて予算計上し、計画的に実施できるようにしている。具体的には、学長による各学科長・専攻主任ヒアリングを経て、財務委員会、大学運営委員会などで調整し、学長と理事長で協議をしながら必要に応じて随時整備計画が策定され、更新・充実に配慮している。この整備方針は、学科長・専攻主任を通じて、各学科教員に周知している。

施設・設備の維持・管理等については、教育研究現場での安全を確保し、快適な修学環境を形成するために学園施設部が中心になり担当し、校地・校舎及び給排水・電気・ガス・冷暖房・清掃業務・火災報知器等の防災機器等、それぞれ法的責任者として危険物取扱有資格者などの専門技術職員を配置し、定期点検・保全作業を確実に実施し、日常の全ての施設・設備の正常かつ良好な運転状態を保つように維持・管理に当たっている。省エネルギー活動として、学園全体で地球温暖化対策推進委員会を設置し、具体的な省エネルギー対策に取り組んでおり、2019(令和元)年度は、CO2排出量は対前年度比3.5%を削減し効果を上げている(資料8-4、8-5)。化学物質等の毒物・劇物等は学園毒物・劇物取扱要項に従い適切に管理を行い、実験・実習などで発生する無機・有機廃液などの廃棄物等は、全て回収の上処理業者へ委託し適正に処理している(資料8-6)。排水は、浄化槽で処理を行い、処理水はトイレの水洗や灌水等に使用している。ごみ処理は分別収集を行い、紙類はできるだけリサイクルし、不燃物は分別処理している。学生からの要望に応え、快適な施設整備の充実を目指し、2019(令和元)年度には2階女子トイレにパウダールームを新設した。さらに、2020(令和2)年度春学期中には、全館のトイレの改修を実施した。

本学は、たばこを吸わない学生を社会に送り出すことが社会的責任の1つと捉え、積極的に禁煙推進対策を進めてきた。2010(平成22)年からキャンパス全面禁煙化を図り、取組みを強化・推進している。その他、災害などの突発的なリスクに対応するため、「防災マニュアル(災害予防と安全)」を整備するとともに被害を最小限に食い止めるための事前点検・訓練等を行っている(資料8-7)。防犯・警備体制については、学園総務部警備課が各施設の警備を一括担当しており、建物出入口に防犯ネットワークカメラを整備するとともに、本学防災センターに日中は警備課職員が常駐し、守衛及び構内巡視により安全を確保している。夜間は建物内立ち入りを原則禁止にするとともに、学園防災センターが24時間体制で対応している。実習室の一部は学生証・職員証(ICカード)による入退室としており安全性に配慮している。

学生の自主的な学習を促進するために、総合教育センターが管理しているラーニングサポートセンター (LSC)では、2019 (令和元)年度に学修支援のための自習室と面談室を設置した。また、同年度からは、希望する大学院生にパソコンを1台貸与し、総合教育センターで管理している。2020 (令和2)年度からは教員研究費で購入するパソコンの仕様を統一し、総合教育センターで一元管理することで、不具合や故障に迅速に対応している。2021 (令和3)年度学部入学生からは、大学が推奨するパソコンの購入を促し、同様に不具合や故障に迅速に対応できるようにサポートする予定である。

教職員及び学生の情報倫理に関しては、学園情報保護方針(プライバシーポリシー)に沿った個人情報保護方針をもとに、個人情報保護運用マニュアルにより個人情報に関する責任体制を示し、適正に運用している(資料 8-8【ウェブ】、8-9、8-10)。学生に対しては、入学手続き冊子で触れ、学生便覧にも個人情報保護方針及び実習時の個人情報に関する注意を明記し、指導している(資料 1-9)。なお、個人情報保護に関わる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会を設置している(資料 8-11)。また、2017(平成 29)年度には、学生及び教職員がインターネットを用いた通信・情報発信(ソーシャルメディア)等を利用する際の必要事項について、ソーシャルメディア等利用管理規程に定め、学生及び教職員に周知している(資料 8-12)。

2021 (令和3) 年度には、本学も創立30周年を迎えることとなり、校舎等の施設・設備も老朽化が進んでいる。しかしながら、大学運営側と学園各部署の連携により、学生や教職員のみならずその他の大学施設利用者に対する安全性に配慮した教育研究環境の提供、学生が十分に修学、課外活動ができるようなスペースの確保と維持管理、教員の研究を支援できるような体制整備等が維持できている。

以上のように、本学では、教育研究等環境に関して方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつネットワーク環境を含む施設・設備の維持管理及び充実を絶えず計画しつつ、学生及び教職員が安心安全に過ごすことのできる環境を整備している。

点検・評価項目③:<u>図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。ま</u>た、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1:図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワー クの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応

・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点2:図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配

置

附属図書館は、「附属図書館基本方針」に従って、各学部・学科、各研究科・専攻における 多種多様な教育研究活動を支援するための図書館活動を展開する方策を実施している(資料 3-9【ウェブ】、3-10【ウェブ】)。

本館棟2階に位置し、総座席数は606席である。個人閲覧席は40席あり、このうち12席を自習室に配置している(大学データ集表33)。2019(令和元)年度の図書購入予算は2,830万円で、雑誌購入予算は5,634万円である。所蔵する定期刊行物の種類数は1,359種類(内国書892、外国書467)である。電子ジャーナルは、949種類を閲覧することができる。所蔵する図書の冊数は250,286冊であり、各学部・学科、各研究科・専攻において十分な教育研究活動を行えるよう配慮している(大学データ集表31)。

学生の図書館利用支援のために学科や他部署と密に連携し、「新入生図書館オリエンテーション」、「情報検索講習会」、「eBook利用説明会」の内容を更新充実させている。

附属図書館の利用促進を目的とした学生参加型企画として、学生が直接書店に赴き、附属図書館蔵書となる図書を学生の視点から選ぶ体験型図書館選書企画である「図書館学生選書ツアー」、期間内の自由な時間に、学生がウェブ上で大学や自宅から附属図書館蔵書となる図書を選ぶ図書館選書企画である「図書館学生Web選書」、「図書館ベストリーダー賞」を実施している(資料8-13【ウェブ】)。2019(令和元)年度の「図書館学生選書ツアー」では90冊を選書し、「図書館学生Web選書」では68冊選書した。「図書館ベストリーダー賞」の1位は、194冊の貸出数であった。2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため、「図書館学生選書ツアー」は中止し、「図書館学生Web選書」のみ実施した。

学術情報へのアクセスは、図書館管理システム「LIMEDIO」を利用し、蔵書資料の情報提供を行なっている。また、附属図書館ホームページを公開し、蔵書検索システム (OPAC) によって3館(本学、医科大学、医療短大各附属図書館)の蔵書検索が可能であり、電子ジャーナル、eBook、情報検索データベースへのアクセスも可能にしている(資料8-14【ウェブ】)。図書・雑誌掲載文献の館外文献複写、現物貸借を行う相互利用サービスについては、国立情報学研究所のNACSIS-ILLを主に介して全国の図書館との間で実施している。

2013 (平成 25) 年度から構築している「川崎医療福祉大学学術機関リポジトリ」によって、学内研究成果物を一般公開することで、学外からのアクセス、閲覧が可能となっている。これに対応するため、登録内容の質的、量的な充実を推進している(資料 8-15【ウェブ】)。現

在までに、博士論文 (61 件)、川崎医療福祉学会誌 (2,148 件)、Kawasaki Journal of Medical Welfare (762 件) 及び学術論文 (52 件) を登録している。

附属図書館には専門職員 12 名が配置されており、全員が司書資格を有している。国立情報 学研究所開催の講習会受講、私立大学図書館協会等主催の研究集会参加、医科大学、医療短 大各附属図書館とのローテーションによる広範な専門知識の習得によって、学生・教職員へ 支障なく学術情報サービスを提供している(大学データ集表 32)。

開館時間は、平日午前8時30分~午後7時45分、土曜日午前8時30分~午後4時45分である(大学データ集表32)。図書館の運営等についての学生からの要望は、アンケートなどを通して収集し、反映させている。

2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、閲覧席には飛沫防止仕切り板を設置し、ソーシャルディスタンスを保った上で使用可能とした。また、情報検索データベースやeBookの臨時リモートアクセス提供で学修支援に対応した。

以上のように、附属図書館、学術情報サービスを提供するための体制が整えられ、適切に 機能している。

点検・評価項目④:<u>教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の</u> 促進を図っているか。

評価の視点1:研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

本学では、方針集に定める「求める教員像」の中で、「自己の専門分野と関連領域の学術研究に専心するとともに、国際的な発展と連携・協調を促進する必要がある」としており、本学の学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、川崎医療福祉大学における研究者等の行動規範を明示している(資料 8-16【ウェブ】)。

教員研究費は、各教員個人に配分されるものと、学内競争的資金である医療福祉研究費とがあり、それぞれ教員研究費規程及び医療福祉研究費に関する細則に基づき配分されている(資料6-3、8-17、大学基礎データ表 8)。教員研究費は1年間の支給額が教授50万円などで、2019(令和元)年度の執行額は総額約9,480万円、教員一人当たりは約18万円であった(大学データ集表20)。また、研究旅費として、教授30万円などが配分され、2019(令和元)年度は約4,426万円が配分された(大学データ集表21)。

医療福祉研究費は、独創的で医療福祉分野に貢献するような研究の推進を目的として支援・ 配分されるもので、学内複数の研究者による共同的なプロジェクト研究を対象としている。 申請課題については、医療福祉研究委員会で審査し、2019(令和元)年度は23件、約2,782万円が採択・配分された(資料3-11、8-18)。基本方針として、多職種連携による医療福祉に関する研究テーマへ優先的に配分することとしている。研究成果は、研究終了後2年以内に学術雑誌等に公表することを義務づけている。このほか、教育研究業績については学園の一元管理のもと、医科大学や医療短大教員も含めデータベース化されており、教育・研究、社会貢献に関する実績を本学ホームページに公開している(資料2-10【ウェブ】、8-19【ウェブ】)。

競争的資金の確保の方策として、競争的資金を獲得した本学教員による研修会、外部から 有識者を招聘した研修会の実施及び申請に関するアドバイスを行うワーキンググループを医 療福祉研究委員会のもとに組織し、競争的資金の確保を促進させている。また、2017(平成 29)年度から科学研究費等外部資金の獲得及び適切な運用の強化を目的に事務部庶務課内に 研究担当部門を設置し、教員の研究についてのサポートを強化している。

講義・実習等授業に大学院生をTAとして30名配置し、教育活動の支援体制を取っている (資料6-11)。また、保健看護学科には看護実習助手を4名採用することで、実習時の教員の 負担の軽減となっており、学生に対してきめ細やかな教育が実施できている。リサーチ・ア シスタント(RA)は配置されていないが、一部教員が研究のため科学研究費等を利用して 雇用契約を結んで研究補助者を雇用している。

また、全学共通的な利用に適している教育研究資材について、集中的に購入・管理して中央化を図り、効率的に支援する目的で、総合教育センターを置いている。総合教育センター教育研究支援部門には、AV機器等に関する専門技術職員を配置し、講義室の環境整備、教材や教具等機器の貸出しなど、日常的に備品の修理、定期点検を行うとともに、整備計画の立案を行っている。より専門的な教育研究活動に必要となる高額精密大型機器の利用に関しては、隣接する医科大学の中央研究センターの研究設備を活用することが可能になっている。その他、生理学、生化学、病理学など基礎分野の実習では、総合教育センター職員がサポートできる体制となっている。

教員研究室は、校舎棟9・10階に集中して配置し、個室、共同使用を含め237室用意されており、教員研究室使用規程により、適切な運用を図っている(大学データ集表26、資料8-20)。 教員一人当たりの研究室の広さは平均約11.8㎡である。教員居室には、備付けの本棚、机、椅子などが配置され、教授、准教授は個室、講師は複数人使用となっている。助教は各学科共同研究室や実習準備室を利用している。各学科共同研究室は、学科内・専攻内の教職員の打合せや情報交換の場としても活用されている。

その他に、研究内容によって、個別のスペースが必要となった教員のために、全学共通の共同実験研究室を3室準備している。使用希望の教員は年度初めに申請し、研究計画と研究スペースを確認した上で、1年間の使用が認められることとなっている。2020(令和2)年度から、研究活動の活発化に伴い共同実験研究室の使用希望者が年々増加している現状に鑑み、新たな研究室の確保も見据えた上で、現在の使用者に研究成果等についてのヒアリングと使用に際しての問題点等の情報収集を行っている。これにより、環境の改善と必要スペースの検討を行っていく。

教員の活動は、教育(学生指導含む)、研究、学内業務、社会貢献が挙げられる。専門職業 人育成という実学的色彩の強い本学では、教員の教育にかかる比重が高い。特に近年多様化 する学生の個別指導には、相当な時間が割かれている状況である。そのため、実習等授業時 間を超えた指導に時間をかけざるを得ない面がある。しかしながら、本学は医科大学及び附 属病院と隣接しており、臨床研究経験の豊富な教員、コメディカルスタッフとの研究上での連携、共同研究が可能となっていることは研究活動を促進させるための大きな利点といえる。教員は、臨床研究に係る倫理上の教育を受けた上で、多くの臨床データを得ることが比較的容易となっており、また、学内の研究施設で不足している設備については、医科大学の施設を活用することも可能である。そういった面で、医療福祉に関する研究について、質的にも量的にも充実した研究環境にあるといえる。その上で、研究時間の確保について、大学としては会議の日程や時間の調整、審議の効率化を推進し、個々の教員は研究専念時間について工夫をしながら確保している。これらのことにより、ここ数年科研費をはじめとする外部競争的資金獲得状況は増加傾向にある(資料8-21)。

また、本学では産学官の共同研究等を促進させ、これらの研究活動から生じる知的財産権を保護し、特許等の獲得を推進している。同時に特許等の実装化を視野に入れた支援を行っている。その他、技術流出防止マネジメントを含んだ安全保障輸出管理体制を整備している(資料8-22)。

以上のように、教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備され、教育研究活動の促進を図っているといえる。

点検・評価項目⑤:研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1:研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- 規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究活動を行う全ての者に対して、研究者の行動規範に基づく研究倫理規準及び研究活動上の不正行為に関する規程を定め、教職員及び学生に対して指針を示している(資料 8-16【ウェブ】、8-23)。

不正防止のための研修会をFD・SD研修会(コンプライアンス等研修会)として義務づけ、全教職員に対して不正防止に必要な措置を講じている。また、研究活動に携わる教員にコンプライアンス教育としてAPRINeラーニングプログラム受講を徹底しており、受講状況は 100%である。さらに、コンプライアンス等研修会に外部から有識者を招聘し、研究活動を支援するための最新の研究倫理等に関する情報を提供し、コンプライアンスに関する啓発を継続している(資料 6-17)。

学生への研究倫理教育については、1年次に開講される「生命倫理学」(必修科目)において研究倫理教育の必要性を考える場を設けている(資料 8-24)。実験や卒業論文執筆などにおいては、科目担当教員や指導教員による指導を実施し、責任ある研究行為を行う上で必要な知識の教授とサポートを行っている。

大学院生への研究倫理教育としては、大学院入学時ガイダンスにおいて研究倫理教育に関

するコンテンツを全員に実施し、研究者としての自覚を促している。「医療福祉学特論 I 」の講義では、多職種連携における研究倫理について教授し、年 1 回の専攻交流会(研究発表会)においても研究倫理教育の講義を実施している(資料 8-25)。さらに 2021(令和 3)年度からは、全専攻において研究倫理に関する講義内容の受講を必修化する。このほか、大学院生全員に「研究者等の倫理的配慮に関する研修会」への参加を義務づけ、教員向け F D・S D 研修会(コンプライアンス等研修会)への参加を認める等、研究倫理や不正防止に対する意識の醸成に努めている(資料 6-17)。

学内には、倫理委員会、利益相反マネジメント委員会、動物実験委員会、安全保障輸出管理委員会を設置している(資料 8-26、8-27、8-28、8-29)。

倫理委員会は、24名の学内委員に加え、外部委員として利害関係のない分野の学識経験者1名、法律を専門とした学識経験者1名で構成されている。委員会は毎月1回開催され、申請に対して倫理審査を実施し、大学運営委員会で報告している。2019(令和元)年度倫理審査件数は116件で、過去の状況は、倫理審査状況に示すとおりである(資料8-30)。また、研究者の研究倫理意識を高めるために、倫理委員会委員を対象とした講習会(年間11回)、研究者と大学院生を対象とした「研究者等の倫理的配慮に関する研修会」を実施している。

利益相反マネジメント委員会は、6名の学内委員及び法律を専門とした外部学識経験者1名で構成されており、「利益相反マネジメントポリシー」に基づき、提出された自己申告書により審査を実施している(資料8-31【ウェブ】)。毎年4月の定期申告のほか、随時必要が生じた際に申告を求めており、特段のマネジメントを要しない場合は簡易審査を実施している。2019(令和元)年度に利益相反マネジメント委員会による審査を要した申告は23件であった(資料8-32)。

動物実験委員会は、動物実験を行う者又は見識を有する者、人文・社会科学に関して見識を有する者 11 名で構成されており、動物実験等の実施に関する規程に基づき、実験・実習や研究に使用する小動物の取り扱いや管理を適正に行うため、動物実験計画書により申請のあったものについて、審査及び助言を実施している(資料 8-33)。また、実施者を対象に毎年度初めに説明会を実施するとともに、「動物実験に関する自己点検・評価報告書」を作成し外部に公表している(資料 8-34)。2019(令和元)年度の動物実験審査件数は 13 件であった(資料 8-35)。

安全保障輸出管理に関しては、2020(令和2)年4月に安全保障輸出管理規程及び委員会の体制を整えた。教職員に対しては、2018(平成30)年度及び2019(令和元)年度にFD・SD研修会(コンプライアンス等に関する研修会)を開催し、管理の必要性を説明した(資料6-17)。体制整備後に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、研究活動や国際交流が鈍化したため、2020(令和2)年度の安全保障輸出管理に関する申請はなかったが、その対応に当たる事務職員等に対する教育は継続して実施し、研究活動や国際交流の再開後に備えている。

研究活動の行動規範の周知については、新任教員オリエンテーション、全学教員会議及び その他研修会において、研究担当副学長から説明を行うとともに、本学ホームページに掲載 し、教員、学生がいつでも閲覧できる環境を整えている。

また、科学研究費等の公的研究費に係る不正行為の防止体制については、公的研究費の取扱いに関する規程、公的研究費事務執行要領を作成し、最高管理責任者を学長、最高管理責任者を補佐し大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者(統括管理責任者)を医療

福祉研究センター長、学部等における実質的な責任と権限を有する者(コンプライアンス推進責任者)を学部長・研究科長・事務部長、学科等における実質的な指導を行う者(コンプライアンス推進副責任者)として学科長・専攻主任を置き、学内における責任体制を明確にして管理運営体制を整えている(資料 8-36【ウェブ】、8-37、8-38【ウェブ】)。また、公的研究費の適正な執行を確保するため、通常監査と特別監査の内部監査を実施している。それに加え、公的研究費交付内定者に対して、毎年4月に適正な使用についての説明会「公的研究費執行に関する説明会」を実施している(資料 6-17)。

以上のように、研究倫理を遵守するために必要な措置を講じ、適切に対応している。

点検・評価項目⑥:<u>教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。</u> また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の施設・設備の整備については、年度当初の学長による各学科長・専攻主任ヒアリングを経て大学運営委員会で調整後、随時整備計画を策定している。学長によるヒアリングの際には、事前に総務担当副学長、該当学部長・研究科長、事務部長により大学の施設・設備の適切性について、実際に各学科・専攻の施設、各センター、大学共通の施設を回り点検・評価するためのインスペクションを年に1回実施している。学長はその結果及びヒアリングにより現状を把握することができている。ヒアリングの際、学長が学科・専攻の運営、学生教育、教員人事等の現状に加え、施設・設備の整備について聞き取りをすることで、障がいを持った学生に対する施設整備、教育研究備品の必要性、教員の研究状況等総合的に判断することができ、適正な整備計画策定を実施することが可能となっている。

また、研究活動に関しては、2019(令和元)年度はコンプライアンス等研修会として、3回の研修会を開催した。1回目は、「人文学・社会科学における公正な研究活動のために一人文学・社会科学の学問特性と研究不正-」のテーマで実施した。2回目のテーマは、「利益相反(COI)について-COI管理の必要性とそのあり方-」、3回目のテーマは、「大学における安全保障輸出管理について」であった。外部講師を招聘し、アンケートを用いて理解度の把握や気になること、懸念されることの掘り起こしを行った(資料 8-39)。抽出された問題点については、外部講師の指導を受け、疑問解消や改善への取組みを行っている。

倫理委員会にて承認された研究課題に対しては、年1回、研究の進捗状況を確認するための定期的な報告書の提出を義務づけている。研究終了時には、研究終了報告書の提出を義務づけている。動物実験委員会承認課題についても、研究終了報告書の提出を義務づけている。

2017 (平成29) 年度には教員の研究専念時間の確保を目的とするアンケートを実施し、教員の研究専念時間確保のための検証及び改善に取り組んでいる。

以上のように、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っている。同時 に結果をもとに改善・向上に向けた取組みを実行している。

8-2 長所・特色

本学の教育研究等環境は、隣接する医科大学や実習の場である附属病院、総合医療センター、かわさきこども園と一体性を持てる環境にあり、大変高い教育効果を生み出している。校舎の整備については、2002(平成14)年3月に将来の学科増の見込みや在学生に対する教育の利便性の向上を目指し、校舎等(東ウイング2)を増築し、収容定員数に対応した教室の増設を行っている。また、2004(平成16)年には、学園創設者である川﨑祐宣を記念し、1,500人収容可能な川﨑祐宣記念講堂が竣工した。このように多人数を収容できる施設は学園内で唯一の施設であり、大学の行事及び学園関係者が関わる学会、公開講座等学術的な行事で活用している。特に2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多人数での授業、教員対象のFD研修会等で有効に活用することができた。

運動場として、陸上競技・サッカー等ができる400mトラック(8レーン)を有する総合グラウンドを2014(平成26)年度に整備した。この運動場には、夜間照明設備が完備され、夜間の部活動の時間延長、冬季の活動の安全性の向上に配慮した設備を備えている。

2016 (平成28) 年度からラーニングサポートセンター (LSC) を、2019 (令和元) 年度からは学修相談室を設置し、平日午前8時30分から午後8時まで、土曜8時30分から午後3時の利用を可能とし、学生の自主的な学修をサポートしている。

2017 (平成29) 年度から科学研究費等の外部資金の獲得及び適正な運用を目的とし、庶務課内に研究担当部門を設置し、教員の研究についてのサポートを強化してきた。

附属図書館も、学部・研究科等における多種多様な教育研究活動を支援するための図書館活動を展開する方策を実施しており、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行えるよう配慮している。

8-3 問題点

本学の衛生・安全確保のための取組みは、現在のところ概ね妥当であり、特段のトラブルもなく推移しているが、創立 30 年を迎え、経年劣化により改修を必要とする施設・設備が年々増加している。全館のトイレの改修については、2020(令和2)年度に改修工事が終了したが、今後施設・設備の改修及び増加してきた研究に関する設備の整備が検討課題である。

本学の学生教育では、臨地実習を通じた学修や技能修得を主眼としている。そのため、教員の半数以上は臨床現場での指導あるいは実習先への巡回指導を行うことで教育効果は上がっているが、その反面、教員の研究専念時間が確保できない状況にある。

8-4 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的を実現するために教育研究等環境の整備に関する方針を明示し、必要となる校地・校舎・附属図書館・運動場等の設備を整え、研究支援の体制も概ね整備できている。

施設・設備の整備については、毎年のインスペクション及び学長ヒアリングにより、問題

点を明確にしたうえで、理事長との定期的な協議の中で予算配分、補助金の活用等も含め検討され、計画的に実行されている。また、大学運営側と学園各部署の連携により、大学施設利用者に対する安全性に配慮した教育研究環境の提供、維持管理が可能となっている。

研究においては、ますます学術研究活動が活発になり、近年特許出願等の成果が生まれているため、教員の研究を支援できるような体制整備のより一層の強化が必要となってきた。 また、研究不正が生じないように研究倫理の遵守を各学部・学科、各研究科・専攻におい

教育研究等環境の整備は、大学の理念・目的を実現するために不可欠な整備であり、多様な社会変化に対応すべく、整備を継続していく。

ても啓発を怠ることなく、大学を上げて取り組んでいる。

第9章 社会連携・社会貢献

9-1 現状説明

点検・評価項目①:<u>大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢</u> 献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携 に関する方針の適切な明示

本学における社会連携・社会貢献に関する方針を以下のように定め、教職員には方針集にまとめ本学ポータルサイトで周知し、本学ホームページを通じ学生及び社会に公表している(資料 1-3、1-8、9-1【ウェブ】)。

本学は、大学の理念及び教育理念のもと、教育目標の実現に向けて取り組んでいる、特色 ある教育・研究の成果を広く地域社会に開放し、公開講座、高大連携、国際交流等の社会連 携活動を通して社会に貢献するために以下の方針を定めている。

- 1. 本学の教育・研究の成果を広く地域社会に還元するため、公開講座、公開セミナー等を開催する。
- 2. 自閉症者及びその家族を支援するためのTEACCH普及活動を展開する。
- 3. 高等学校と本学の教育を円滑に接続するための取り組みを強化し、高大連携を発展させる。
- 4. 本学の学生及び教職員の視野を拡げ、教育・研究の成果を国際社会に発信するため、友好協定を締結している連携校をはじめとして、海外の他大学・機関との交流を深める。
- 5. 本学の学生及び教職員による社会連携・社会貢献活動を促進するべく支援する。

以上のように、本学では社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

点検・評価項目②: 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関 する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に 還元しているか。

評価の視点1:学外組織との適切な連携体制

評価の視点2:社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3:地域交流、国際交流事業への参加

本学において、社会連携・社会貢献に関する業務は、2015 (平成 27) 年度に設置された「社会連携センター」が統括している。社会連携センターは、本学の特色ある教育研究を地域社会に公開するとともに、高大連携、国際交流等の社会連携活動を通して広く社会貢献することを目的としている。社会連携センターの管理運営のため、社会連携センター委員会が置かれている(資料 3-18)。社会連携センターでは、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、主に以下の4つの事業を実施している。

(1) 地域連携事業

本学では、地域連携委員会を中心として、年度ごとにテーマを定め、春に教養講座、夏に 医療福祉講座、秋に大学公開講座、そして 2017 (平成 29) 年度からは冬に総合医療センター で市民公開講座を実施し、本学の教育研究成果を社会に還元している (資料 9-2)。また、各 学部・学科の特性を生かした学科公開セミナーも開催している (大学データ集表 12、資料 9-3)。

学外組織との連携事業としては、以下のような他大学との大学間教育協力と講師派遣及び連携事業等の要請に対して協力している。まず、大学コンソーシアム岡山において、本学の専門性を生かし、生涯学習事業である「吉備創生カレッジ」への講師派遣、「日ようび子ども大学」への出展等を行うほか、「七夕エコナイト」「My Car 乗るまあ Day」などの地域連携事業に参加している(資料 9-4、9-5、9-6、9-7)。また、倉敷市大学連携推進会議に参加し、「倉敷市大学連携講座」への講師派遣を行っている(資料 9-8)。その他、地域からの要望に応じて、教員による一般市民対象学外出張講座も実施している(資料 8-19【ウェブ】)。

2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していた講座のほとんどが開催中止となったが、その代わりにウェブを活用し、本学の特性を生かした内容のオンライン公開講座を3回開催した(資料9-9【ウェブ】)。

(2) TEACCH普及活動事業

TEACCHは、発達障害児(者)及びその親や教育機関に対する支援・教育のためのプログラムである。アメリカのノースカロライナ大学で開発され、現在はノースカロライナ州の州立機関で実施されている。本学は2004(平成16)年にノースカロライナ大学TEACCH部と提携関係を結び(資料3-6【ウェブ】)、その後もノースカロライナ州 TEACCH Autism Programと交流を続けている。その研究成果や支援方法を本学での教育・研究に生かし、さらにそれを社会に還元している。具体的には、自閉症支援の基礎的理解から優れた実践者による講義・報告まで一貫性のあるプログラム「自閉症特別講座」(通年25回)(資料9-10【ウェ

ブ】)、自閉症特別講座修了生向けの事例検討会「レベルアップセミナー」(年8回)、TEACCHプログラムを応用した全国の優れた実践者による「トピックセミナー」(年1回)などを開催している(資料9-11【ウェブ】、9-12【ウェブ】)。

(3) 高大連携事業

本学では、清心女子高等学校及び玉野光南高等学校と連携協定を結んでいる。清心女子高等学校との高大連携プロジェクトは、2014 (平成 26) 年度までは医療福祉マネジメント学部の教員が連携講座を行ってきたが、2015 (平成 27) 年度より全学部・学科の教員が担当し、2年生向けに医療福祉に関する授業を年間 26 回にわたって行っている(資料 9-13【ウェブ】)。玉野光南高等学校には、毎年、生徒の受入れ(2回)、本学教員の出張講義(3回)を通じて、特に健康体育分野に関する連携教育を行っている(資料 9-14【ウェブ】)。以上に加え、中四国地域を中心とした高等学校からの要請に応じて、本学への訪問・見学を受け入れ、本学教員による出張講義を行っている(資料 9-15【ウェブ】、9-16【ウェブ】)。

(4) 国際交流事業

国際交流事業については、国際交流委員会が協議・検討している。本学は海外7校の大学及び教育機関と交流協定を締結している(資料9-17【ウェブ】)。そのうち上海中医薬大学からは毎年留学生を受け入れており、また、本学の学生が中国、オーストラリア、デンマーク、カナダで海外研修を受けている(大学データ集表13)。上海中医薬大学や上海健康医学院と本学とは相互に教職員が訪問し合い、視察・交流を行っている。2019(令和元)年8月には、交流の振り返りと今後の交流推進のため、両大学とそれぞれレビュー・ミーティングを実施し、連携を深化させた。その他、本学の教員が提携校に限らず、学会等を通じて国際学術研究交流を行い、日々の教育・研究の成果を海外に発信するとともに、海外の最新の知見を教育研究活動に生かしている(大学データ集表14)。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020(令和2)年度は国際交流が進まなかったが、交流再開に備え、学生に対しては各研修会に関する動画(海外研修に関する報告会・座談会の録画を含む)のウェブ配信などを通じて、国際交流への関心を喚起した。

また、地域交流活動として、本学のボランティアセンターを中心に、学生のボランティア活動に関する相談・支援を行っている。学生は附属病院における病院ボランティア、地域の高齢者サロン活動(講話、レクリエーション、健康体操、ものづくりなどの実施)や近隣地域の清掃活動(中庄クリーンアップ作戦)、保育園・幼稚園・小学校・中学校の支援活動、学内での栽培・美化活動や募金活動、そして日本各地の災害支援を含むその他の支援活動などを通じ、社会貢献を行っている(資料 7-22【ウェブ】、9-18)。なお、「中庄クリーンアップ作戦」は 2018(平成 30)年に倉敷市から表彰を受けている。 2020(令和 2)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動を見合わせている。

本学では養護教諭や特別支援教育をはじめとする教員免許状更新講習も実施し、本学の教職課程に携わる専門教員が講師となり授業を展開し、社会に貢献している(資料 9-19)。

その他、各教員が「社会連携活動届」を本学に提出した上で、地域や他大学との連携活動、ボランティア活動、研究・教育等を通じて社会連携・社会貢献活動を行っている(資料 9-20)。 このように、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき社会連携・社会貢献に 取り組み、本学の教育研究活動を社会に還元している。また、その取組みを通じて得られる 知見は、本学教員のその後の教育研究活動に生かされている。

点検:評価項目③:<u>社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行って</u>いるか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、社会連携・社会貢献活動の適切性について、活動ごとにアンケート等を実施して点検・評価を行い、大学運営委員会で報告し、改善・向上に向けた取組みを行っている。

公開講座については、毎回のアンケートに基づき、改善・向上に努めている。参加者は近隣の中高年者が多く、健康増進への関心が高いことを把握し、本学の専門性を生かして要望に応えるよう努めている。また、2018(平成30)年度の「日ようび子ども大学」に子ども医療福祉学科の教員・学生が企画を出展したところ、全体で最多の子ども450名、大人110名が参加したため、次年度も引き続き同学科が出展した。その結果、2019(令和元)年度は、天候の関係で「日ようび子ども大学」全体の参加者は減少したものの、本学ブースには子ども302名、大人161名の参加があり、再び最も盛況な企画となった。

自閉症特別講座については、各回の講義に対する受講生からのリアクションペーパーを集め、それらを講師に発送し読んでもらうとともに、担当者間で確認して次年度の講師選択や内容調整に生かすようにしている。

清心女子高等学校との高大連携プロジェクトでは、毎年、最後に授業評価アンケートを実施し、その結果を成果報告書にまとめ、次年度に生かしている(資料 9-21)。

各海外研修も、終了後、参加学生にアンケートを実施するとともに、学生のレポートを報告書にまとめている。研修担当者はその内容を国際交流委員会で報告した上で、次年度の研修の立案に活用し、改善・向上につなげている(資料 9-22、9-23、9-24、9-25)。

9-2 長所・特色

各事業・活動において、「医療福祉大学」としての本学の強みと特色を生かしている。特に公開講座の中でも「医療福祉講座」や、TEACCH普及活動事業は、医療福祉分野の最先端の知見を専門の教員が一般の人に分かりやすい言葉で丁寧に説明し、好評を得ている。清心女子高等学校向けの連携講座も「知って、役立つ『医療福祉』~21世紀の医療福祉サービスのあり方~」というテーマで実施され、高校生にあまり知られていない医療福祉領域の専門職の役割を知る機会を提供している(資料 9-26【ウェブ】)。海外研修もカナダ以外は語学研修にとどまらず、現地の医療福祉施設を訪問するなど、本学の学生の関心や専門分野に合わせた特色のあるものとなっている(資料 9-27【ウェブ】)。

9-3 問題点

公開講座について、インターネットやチラシ等を通じて広報に努めているが、テーマによっては参加者数が少ない回もあるため、点検・評価に基づいて地域住民の関心を集めやすいテーマを設定し、より多くの参加者を集めるべく努めている。海外研修についても、本学ポータルサイトや海外研修説明会等を通じて学生に参加を呼び掛けており、以前と比べれば増えてはいるものの、参加者獲得に苦慮している。費用の助成等を通じてより多くの参加者を獲得すべく努めている。

9-4 全体のまとめ

本学では社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域連携、TEACCH普及活動、 高大連携、国際交流の各事業・活動を実施し、教育研究成果を社会に還元している。また、社 会連携・社会貢献活動の適切性について、活動ごとにアンケート等を実施して点検・評価を 行い、改善・向上に努めている。それらの活動は「医療福祉大学」としての本学の強みと特色 を生かしたものとなっている。

第10章第1節 大学運営・財務 (1)大学運営

10(1)-1 現状説明

点検・評価項目①: <u>大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現す</u> るために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するた

めの大学運営に関する方針の明示

評価の視点2:学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、大学の理念・目的、教育理念に沿った教育目標の実現に向けて管理運営方針を定め、他の方針とともに「方針集」に取りまとめ、本学ポータルサイトで教職員に対して周知徹底すると同時に本学ホームページに掲載し学生及び社会に公表している(資料 1-3、1-8、10-1【ウェブ】)。

2020 (令和2) 年度から2029 (令和11) 年度までの本学の長期目標及び中期目標・計画については、調査企画室で原案を策定し、学長から学園理事会・評議員会に提案している(資料1-18)。学校法人では各施設の中期目標・計画を取りまとめ、学園中期目標・中期計画(資料1-17) として理事会に諮っている。本学の長期目標及び中期目標・計画については、本学ポータルサイトに掲載し教職員に対して周知徹底している(資料1-18、10-2)。

なお、年度ごとの計画については、同様に本学長期目標及び中期目標・計画をもとに調査 企画室で提示された原案を作成し、自己点検・評価委員会で検証したのち、大学運営委員会 の責任のもとで次年度の事業計画書に取りまとめ、学園理事会・評議員会にて審議され実行 の有無が決定される(資料 1-22)。また、前年度の事業実績書についても同様に大学運営委員 会が取りまとめて、理事会・評議員会にて承認を受けた後、冊子として発刊している(資料 1-21)。加えて、教育活動に関する計画及び成果についても同様に作成している(資料 2-3)。 本学の事業計画書、事業実績書、学報については、本学ポータルサイトで教職員に対して周 知し、本学ホームページで公表している。なお、事業計画については全学教員会議で全教員 に対して周知されている。

以上のことから、本学は理念、目的を達成するために必要となる大学運営に関する本学としての方針を明示しているといえる。

点検・評価項目②: <u>方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学</u>運営を行っているか。

評価の視点1:適切な大学運営のための組織の整備

・学長の選任方法と権限の明示

・役職者の選任方法と権限の明示

学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

教授会の役割の明確化

・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

・ 教学組織 (大学) と法人組織 (理事会等) の権限と責任の明確化

・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2:適切な危機管理対策の実施

学長の選任方法は、学園施設長等選任規程に基づき、理事会の議を経て任命することとなっている(資料 10-3)。その内容については職務制度規程第2条にも規定されている(資料 10-4)。学長となった者は、学校法人の理事を兼務する。学長の任期は2年とし、教学組織の最高責任者として理事会の定める方針に従って大学全般の管理運営を行い目的の達成に努める。また、学長は、学務全般を掌理する義務があり、学則第5条及び第6条において、大学の管理運営に関する重要事項を審議するために大学運営委員会を置き、その委員長を務めると定めている(資料 1-4)。学長を補佐するため必要に応じて学長補佐を置くことができるが、副学長以下の役職者により校務が迅速かつ円滑に遂行されているため、現状では任命していない。

副学長は、学長の推薦に基づき理事会の議を経て理事長が任命することとなっている。副学長は、大学の管理運営の全般又は学長から指定された業務に関して学長を補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどることとしている。現在は、校務の内容により、総務担当、大学院・研究担当、教学担当の3名の副学長を置いている。上記については、学則第5条並びに職務制度規程第3条に定められている。

学部長は、学長の推薦に基づき理事会の議を経て理事長が任命することとなっている。学部長は、学長の方針に従い、学部全般の管理運営を行う。また、教授会規程第4条に定められているとおり、教授会を召集し、その議長を務める(資料10-5)。学部内の各学科では学科会議により本学の教育研究活動について教職員に周知を図ることとしている(資料10-6)。学科内での協議検討事項については、学科長から学部長に報告・相談し、大学運営委員会で協議、報告されることとなっている。上記については、学則第5条並びに職務制度規程第5条に定められている。

大学院研究科長は、学長の推薦に基づき理事会の議を経て理事長が任命することとなっている。大学院研究科長は、学長の方針に従い、当該研究科全般の管理運営を行う。大学院研究科委員会規程第3条に定められているとおり、研究科委員会の委員長を務め、会務を総括する(資料10-7)。学部と同様に研究科内の各専攻には専攻会議があり、大学院の教育研究活動についての協議検討事項については専攻主任から研究科長に相談がなされ、大学運営委員

会で協議、報告がなされることとなっている(資料 10-8)。なお、大学院学則第7条並びに職務制度規程第6条に定めてられている(資料 1-6)。

副学長が校務を遂行するにあたり実務を補佐する役割として、副学長補佐を置いており、職務制度規程第8条に定められている。副学長補佐は、学長の推薦に基づき大学運営委員会の議を経て、理事長が任命する。本学では学長のガバナンスのもと、教育研究活動が迅速かつ円滑に進むよう大学執行部と事務部が綿密な連携を取っている。事務部とともに実務を掌握し、大学運営の責任分担を明確にするため、教務部長、入試部長、学生部長を置いており、いずれも学長の推薦に基づき、大学運営委員会の議を経て、理事長が任命する。なお、事務部長は、理事長が任命することとなっており、職務制度規程第16条にあるように本学の事務業務全般を統括している。

学部学科長及び大学院専攻主任は、職務制度規程第9条及び第10条に規定している。いずれも学長の推薦に基づき、大学運営委員会の議を経て、理事長が任命する。それぞれ学科、 専攻の管理運営を行う。

大学の意思決定については、大学運営委員会の議を経て最終的に学長が行っている。大学運営委員会は、大学運営委員会規程第1条に、「大学の管理運営に関する重要事項を審議するため、学則第6条及び大学院学則第6条の規定に基づき、本学に大学運営委員会を置く」と示されているように、本学の最高決議機関となっている(資料1-16)。委員会は学長を委員長とし、副学長、学長補佐、学部長、大学院研究科長、副学長補佐、事務部長によって構成され、委員会には教職協働の観点から事務部各課長が陪席することとしている。学長は毎週1回定例委員会を召集し、大学運営上の重要事項を協議検討するとともに、教育研究活動の報告を受けている。

本学では、学則第7条に、「本学に、教育研究に関する重要事項を審議するため各学部に教 授会を置き、学長、学部長及び専任教員をもって構成する」と規定しており、これに基づき 5 学部がそれぞれ教授会を毎月 1 回開催している。学長が大学運営について決定を行うにあ たり意見を述べる組織として位置づけている教授会では、(1)学生の入学、卒業及び課程 の修了に関すること、(2)学位の授与に関すること、(3)その他本学の教育研究に関する 重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、意見 を述べることとしている(資料 10-5)。また、この他に学長がつかさどる教育研究に関する 事項について審議し、求めに応じ意見を述べることができるとしている。また、大学院研究 科委員会に関しては、大学院学則第8条に、「本大学院の各研究科にそれぞれ研究科委員会を 置き、研究科長を委員長とし、当該研究科に所属する教授をもって組織する」と規定してお り、3研究科がそれぞれ研究科委員会を毎月1回開催している。学長が大学院運営について 決定を行うにあたり意見を述べる組織として位置づけている大学院研究科委員会では、(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項、(2)学位の授与に関する事項、(3)その他研究 科の教育研究に関する事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるも のについて、意見を述べることとしている(資料10-7)。また、この他に学長がつかさどる 研究科の教育研究に関する事項について審議し、求めに応じ意見を述べることができるとし ている。

学長の意思決定事項を迅速に各学科・専攻に周知することを目的として、本学では学科長・ 専攻主任会議を設けて毎月1回開催している(資料10-9)。大学運営委員会における大学運 営の基本方針についての報告、調整等情報伝達に重要であると認識している。 また、学園内各施設の重要事項の協議が迅速に行われることを目的として、理事長並びに学校法人内の各施設、事務系の部長を構成員とした学園運営協議会が毎月1回開催されている(資料10-10)。さらに、学長と理事長、事務部長との連絡会議も月に1回開催され、懸案事項についての事前協議を行う等、本学と法人組織間での緊密な意思疎通を図り、風通しの良い運営を心掛けている。学園の理事会は学園寄附行為に明文化され、現在14名の理事、3名の監事により、5月、1月、3月を定例会とし、開催されている(資料1-1【ウェブ】、10-11)。

学生からの大学への意見については、自己点検・評価委員会の構成員として、学生の代表者を入れており、2019年(令和元)年度より、学生の代表者に対して、「教育・学生生活等に関する在学生アンケート」を実施している。アンケート結果は学生の率直な意見として捉え、教育環境整備に活用していく方向で、自己点検・評価委員会で報告され、各学科長に周知している(資料 2-7)。なお、今後も継続して学生の意見を聴取し、大学運営に反映させる。また、本学では学生生活委員会が中心となり、学生からの様々な意見を汲み取っている(資料 10-12)。さらに、投書箱「オレンジボックス」を設置し、学生の直接の訴えが学長に届く仕組みとなっている。教職員からの意見については、主には前述した各学科・専攻の会議において出された意見を学科長、専攻主任が聴取し、学部長、研究科長に相談することになっており、内容によっては大学運営委員会で協議検討され、本学の教育研究活動に反映させている。また、学長は年度当初に学長ヒアリングを行い、学部長・研究科長とともに、学科・専攻の教育研究活動の運営状況について、学科長・専攻主任から直接意見を聞くこととしている。

危機管理については、本学の防災マニュアルに災害予防と安全について掲載しており、各学科、各課で周知している(資料 8-7)。本学が特定建築物に認定されているため、綿密な消防計画のもと、予防活動組織を構築し、近隣の消防署の指導のもと毎年全教職員を対象に防災訓練を実施している(資料 10-13)。学生に対しては、毎年新入生を対象に、避難経路の確認を学科ごとに実施し、防災に対する意識づけを行っている。また、2018(平成 30)年度の西日本豪雨の際は、学長の指示のもと対策本部を設置し、学園と連携を取りつつ被災学生及び教職員の安否確認、被災学生への履修面、生活面、経済面、心理面での特別配慮、被災地への義援金、ボランティア等を含む対応を迅速かつ的確に実行することができた。なお、学生部において、今後の災害に備えての備蓄品を準備している。学生の海外研修においては、危機対応マニュアルを作成しており、海外研修危機対応フローチャートにより海外研修の際の危機回避の方法を周知している。

2020 (令和2) 年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学園対策本部のもと、学長の指示で調査企画室に本学の対策本部を設置した。学園の対応基準に基づいた「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための大学の活動制限指針」(学生には行動ルール)を発出し、学生及び教職員に周知徹底するとともに、保護者に対しても本学ホームページで周知し、理解を促した(資料2-20、2-21)。

以上のことから、本学では方針に基づいた適切な大学運営を行っているといえる。

点検・評価項目③:予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1:予算執行プロセスの明確性及び透明性

• 内部統制等

・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成は、年度末に実施する各学科、各部署からの次年度所要経費に関する要望調査を基に、庶務課で内容を精査し、学長による本学の中期目標・計画に基づく事業計画を含む予算に関するヒアリングを経て、財務委員会に諮り成立する(資料 10-14)。なお、この内容については、理事長の承認を得て執行される。

また、学校法人の予算編成過程は、学園事務局経理部によって行われる。年度末に経理部長による事務部長との意見交換の後、経年実績と予算要素を加味し収入支出を積算の上、法人全体の予算案を作成する。これについて、理事長の承認を経て、評議員会の意見を聴取し理事会の議決を得て成立する(資料 1-1【ウェブ】)。

なお、法人全体では、同様の手続きを経て、当初予算のほか補正予算(1月)及び追加補正 予算(3月)を編成する。本学の予算と学校法人の予算は、双方の共通部分と相違部分が混 在するが、その目的が異なることから齟齬を生じることはない。

本学の予算執行については、各部署の責任者が単年度予算の中で行うことを基本とする。 なお、教育研究や管理運営上の効果が期待できる偶発的事案や緊急を要する突発的事案については、その都度学長の決裁を経て理事長の承認を得ることにより、教育研究の停滞を生じさせることなく効果的、機動的に対応している。

さらに、重要かつ大規模な支出については、学長と理事長との間で事前協議が行われ、法人との意思疎通が図られた上での執行となるほか、予算外の経費発生時には、適宜、稟議により執行が認められる。このように、予算の硬直化を防ぐとともに不要不急の経費執行を回避し、適正な予算執行管理を実現している。

以上により、本学では予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

点検・評価項目④:<u>法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学</u> 運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に 機能しているか。

評価の視点1:大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、学園事務組織及び事務分掌規程に定められている(資料10-15)。これ らの事務組織は、法人業務の統括及び経営管理面の企画・立案等、学園全体に係る事項を所 掌する事務組織と、学園が有する各施設単位に必要な業務に係る事務組織が施設ごとに設け られている(資料3-1、10-16)。具体的には、法人事項のほか本学や医科大学、附属病院、総 合医療センター、医療短大、医科大学附属高等学校(以下「附属高校」という)、かわさきこ ども園などで発生する学園全体に係る共通事項を所掌する事務組織として大学事務局を置き、 法人に関する庶務・人事・給与・情報システム等を所掌する総務部、学園施設改造計画・広報 連携を所掌する企画部、経理・出納を所掌する経理部、物品の購入・補給を所掌する購買部、 学園全体の施設・設備の整備保守を所掌する施設部の5部を擁している。各施設単位の事務 組織の1つとして、本学には、教学部門組織としての医療福祉大学事務部を設けている。今 日の大学に対する社会的要請や大学運営をめぐる事務職員に求められる業務内容の高度化、 多様化、複雑化に対処するため、各課において専門的知識を要する職員を配置している。大 学の意思決定の重要事項について調査・分析を行う調査企画室には、専任の2名の事務職員 を配置している。また、教務課では、医療福祉の専門職を養成するための学部 17 学科、大学 院13 専攻のカリキュラム編成において、専門職課程養成の指定規則、教職課程認定申請等に 精通した事務職員を配置している。教務部長の指示のもと、教務課が、教務委員会、教職課 程委員会、総合教育センター委員会の協力を得て学生の履修に関する業務を滞りなく進めて いる。入試課では、2015 (平成 27) 年に設置された川崎学園アドミッションセンターで検討 された入試に関する重要事項を遂行するため、入試部長の指示のもと業務を行っている。入 試広報については、入試広報委員会と連携を取り進めている。また、入試実施・学生募集に 関する全学的な企画・立案及び入学者選抜の評価に入試課職員が参画することとしている。 学生の就職に関しては、キャリア形成支援プログラムに基づくキャリアアップを図るため、 就職支援センターを設置し、就職課の3名の有資格者(キャリアカウンセラー)を配置し、 就職委員会と連携しより適切な就職指導を行っている。学生指導に関しては、学生部長の指 示のもと、学生が安心安全な学生生活を送れるよう学生課が学生生活委員会、ハラスメント 防止委員会、学生支援センター委員会と連携を取り全面的にサポートをしている。学生の心 身の健康に関しては健康管理センター、学生相談室等がその役割を担っている。また、庶務 課内に中央教員秘書室に加え、研究担当部門を設け、教員の教育研究についてのサポートを 強化している。事務部の5課は、事務部長の指示のもと関係教員との連携・強化を図るとと もに不断の見直しを行っている。具体的には、会議のペーパーレス化、学務システムのリプ

レイス、各事業におけるワーキンググループの設置等事務作業の効率化を進めている。このように本学では、事務機能、体制の充実・改善に努めており、大学運営委員会の決定に基づき、大学事務の統括と教学面の企画・立案等を主とした教学事項を所掌し、教育研究活動・学修活動の支援と環境整備の充実強化を日々図っている。

本学事務部での人員配置は、大学データ集表 34 に示すとおりで、教学組織の適正な運営支援が確保できるよう適切に配置されている。大学院は3研究科を有しているが、大学院に関わる事務を専任で担当する独立した事務組織はなく、事務の内容ごとに学部の事務系統に付随して兼任されており、教務課、学生課、入試課等にそれぞれ担当者を定めて、事務処理に当たっている。現状では、業務量に応じた人員配置を保っているが、今後は業務の簡素化、システム化と同時に入学定員未充足の課題に対応すべく、入試広報業務の一層の強化、就職率の安定的な確保のためのキャリア支援業務の強化を検討していく必要がある。

職員の採用については、学園就業規則第2章に規定している(資料10-17)。また、昇格等については、学園給与規程第4章に規定している(資料10-18)。新規採用は、当該年度事業計画に基づき、大学事務局人事課が年度初めに職員採用計画を策定し、一般公募による職員募集を行い、書類選考、一般常識試験、グループディスカッション、面接試験などにより採用候補者を選考・審査し、理事長が採用を決定している。

学園では、2007 (平成 19) 年度から人事評価制度(学園人事評価規程)を導入している(資料 10-19)。この目的は、「学校法人川崎学園に勤務する職員の業務成績、勤務成績および職務遂行能力を評価し、昇給、昇格、昇任、賞与、配置等の人事処遇ならびに教育訓練を適正に行うための基礎資料として利用するとともに、職員の能力の向上及び資質の啓発に努め、もって学園及び各施設の理念の基にその目標の達成に向けての業務の改革、改善に資することを目的とする」となっている。この制度は、1年間の職員の行動評価(態度・実績・能力)と目標管理評価に分かれている。評価実施者である所属長は、職員と面接を行い、行動評価と目標管理評価で職員を評価する。行動評価は、主に職員個々人がこれまで気が付いていないような能力を引き出すことや、職員の顕在あるいは潜在能力や適性を把握して、適材適所の人事を行うことにより、組織業績の向上や働き甲斐のある職場作りに活用している。目標管理評価は、目標達成に向けて実施する過程の中で、現状での問題点、将来に向けての課題を検討し、状況によっては助言や目標の軌道修正を行い、組織価値を向上、業務改善を推進することに活用している。

また、評価実施者となる者には、事前に「人事評価の原則を理解する」、「評価スキルを啓発する」、「考課者の役割について認識を深める」、「適正な目標設定と評価制度を理解する」こととし、評価者全員に訓練を受講させている。また、評価実施者を対象に、人事考課者研修を行い、人事考課制度の運用と人事考課結果を分析し、自組織の傾向について問題意識の共有化を図っている。これらによって、職員一人ひとりの職務遂行能力や仕事への取組み姿勢の向上が図られ、その結果については、昇任や昇格の評価に活用されている。

さらに、2013(平成25)年度からは、学園の理念「人間をつくる、体をつくる、医学・医療福祉学をきわめる」のもと、学園の未来を支える人材の育成を目指し、階層別研修(1年目、中堅、主任・副主任、係長)として、「KCG(Kawasaki gakuen Career Growth)研修」を開始した。

職員の昇格・異動等は、各所属長による人事考課に基づいた人事評価を参考にしつつ、職員の退職状況、適材適所などを勘案して、所定の手続きを経て、毎年原則として6月に定期

的に実施している。人事考課は、人事考課マニュアルにあるとおり、自己の目標設定の達成度を定められた評価基準により所属長が評価し、その評価結果が処遇に反映されることとなっている(資料 10-20)。また、中・長期的な人材確保の観点から、嘱託等で任用した事務職員の中から、今後、事務局の「役職・幹部候補」または「エキスパート」として、成長と活躍が期待できる有為な人材の確保・登用を目的とし、事務職員任用替評価取扱要領を定めて、任用替え発令を行っている(資料 10-21)。

以上のことから、本学では、大学運営に必要となる専門性等を考慮した職員の採用、昇格に関する規程が適切に整備されており、教職協働を遂行できる能力の向上を促す適正な業務評価ができているといえる。

点検・評価項目⑤: <u>大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及</u> び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1:大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

本学では、大学運営に必要となる教職員の意識改革、資質向上のために、FD・SD委員会が企画・立案し各種SD研修を行っている(資料 6-15)。全教職員を対象とした研修としては、教職員の資質向上に関する研修会(年2回)、ハラスメント防止に向けての研修会(年1回)を実施している。また、事務職員を対象として、事務職員の資質向上に関する研修会(年2回)を実施している。参加者全員へのアンケートを実施し、理解度を把握するとともに次年度の研修会開催内容を再検討する資料としている(資料 4-31)。

その他に文部科学省や日本学生支援機構、大学コンソーシアム岡山など外部団体が開催する各種説明会や研修会・セミナーへの積極的な参加を促し、職員個々の能力や意識の向上・スキルアップに取り組んでいる。また、学外の研修会に参加した者からは、研修で得た知識や考え方などを報告させ、研修内容の共有化を図っている。

学園全体の事務職員を対象にしたSD研修として、新任職員に対しては、学園や本学の沿革、建学の精神、組織や役割等への理解を深めることを目的に、就任前の3月に新入職員研修を実施している。中堅役職職員に対する研修として、事務職員の主任・副主任研修を実施している。これは、「自ら考え行動する"情熱力"ある人材を育成する」ことを目的として、通算1年にわたり、「研修(講義・演習・グループワークなど)」と「課題と評価(自ら立てた課題に対して、進捗状況の報告・自己評価)」を繰り返す仕組みとなっている。また、職場におけるメンタルヘルスへの対応として、職員のストレス症状を改善し、職場の活性化につながるメンタルヘルスケアの基礎知識や活動内容についての研修など、学園及び大学運営を担う管理職の役割認識や問題解決などにつながる研修を開催している。

以上のことから、本学では大学運営を適切かつ効率的に行うために、教職員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているといえる。

点検・評価項目⑥: 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、 その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2:監査プロセスの適切性

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、事業計画に基づいた年度ごとの大学運営内容を事業実績書にまとめ自己点検・評価委員会で検証し、大学運営委員会に諮り、学園理事会・評議員会で審議されることとなっている(資料 1-21、1-22)。

学園の業務及び財産の状況の監査は、理事会で選出され理事長が選任した監事によって行われる(資料 1-1)。また、監事の職責は学園監事監査実施基準に明文化されている(資料 10-22)。

大学運営について、大学運営委員会、教授会及び研究科委員会の議事録により監事の点検を受けている。また、監事は毎年大学運営委員会、教授会及び研究科委員会に陪席し、大学運営についての意見を述べている。本学は、監事からの評価を今後の大学運営の改善・向上につなげている(資料 10-23)。

また、会計監査は、学園寄附行為及び学園経理規程で規定する監事の監査によるもの(私立学校法第37条第3項)と公認会計士によるもの(私立学校振興助成法第14条第3項)で成り立っており、監事の監査報告書は公表されている(資料1-1【ウェブ】、10-23、10-24)。公認会計士による監査については、学園の会計処理が学校法人会計基準に準拠して適正に処理されており、過去6年間において財務上の問題がないことが報告されている(資料10-25、10-26、10-27、10-28、10-29、10-30)。公認会計士と監事の意見交換、公認会計士と理事長、理事との意見交換は年間を通じ行われており、財産状況、資金運用状況の監査結果は適切に示されている(資料10-23、10-31、10-32、10-33、10-34、10-35)。

監事は、公的研究費の適正使用推進の観点から、本学の公的研究費(科学研究費補助金等)の適正使用に係る内部監査等へも出席し、状況の把握とともに、講評等を行っている(資料10-36)。

その他に、地方自治体、地域企業等に所属する学外有識者を自己点検・評価委員に任命しており、定期的に本学の大学運営についての評価を受けている(資料 10-37)。また、2020(令和2)年度には、書面による総合外部評価を実施し、今後の大学運営の改善につなげていく。

以上のことから、本学では大学運営の適切性についての点検・評価をもとに鋭意改善・向上に向けた取組みをしているといえる。

10(1)-2 長所・特色

本学では、学長の適切なリーダーシップのもと、学長の意思決定事項を協議する大学運営 委員会を毎週1回開催し、迅速かつ円滑な大学運営を実施している。また、教授会、大学院 研究科委員会は、学長が大学運営について決定を行うにあたり意見を述べる組織として位置 づけており毎月1回開催している。その上で、学長の意思決定事項を迅速に各学科、各専攻 に周知することを目的とした学科長・専攻主任会議を設けており、速やかに全教職員に周知できる体制を構築している。長期目標及び中期目標・計画に沿った事業計画についても、本学ポータルサイトに掲載し、教職員に対して周知徹底されると同時に、特に重要事項については、年度初めの全学教員会議において、直接学長から全教職員に示されることとなっている。また、毎月開催される学園運営協議会により、学園全体の情報共有がなされ、各施設間の協力体制も構築されている。

本学では、教職員の資質向上のためのSD研修会を実施し、大学運営に必要となる教職員の意識改革にも取り組んでいる。特に学園全体の新任事務職員を対象に、就任前の3月にSD研修を実施し、学園や本学の沿革、建学の精神、組織や役割等への理解を深める機会を設けている。

10(1)-3 問題点

昨今の大学事務職員に求められる業務内容の高度化、多様化、複雑化に対処するため、各 課において専門的知識を要する職員を配置しているが、業務に精通した事務職員の退職、人 事異動等により一時的に業務の停滞を招くことがある。現在も取り組んでいることではある が、業務のマニュアル化、システム化を各課においてより一層強化する必要がある。同時に 入学定員未充足の課題に対応すべく、入試広報業務の一層の強化、就職率の安定的な確保の ためのキャリア支援業務の強化を推進していく必要がある。

また、学生からの意見の導入について、学生の意見をより大学運営に反映させるため代表者との定期的な意見交換の仕組みを構築する必要がある。

令和2年度のような緊急的な状況においても大学運営が円滑に行えるよう、危機管理に対する体制の見直しと明文化はより急がれる課題である。

10(1)-4 全体のまとめ

大学運営の方針の明確化及び教職員への周知、学長のガバナンスが発揮できる体制整備、 教職協働による大学運営、大学運営を支える職員の適切な配置と教育については、概ね適正 であるといえる。今後は、入試広報業務の一層の強化により喫緊の課題である入学定員未充 足を解決し、より安定的な大学運営を目指す。

第10章第2節 管理運営・財務(2)財務

10(2)-1 現状説明

点検・評価項目①:<u>教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に</u> 策定しているか。

評価の視点1:大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策

定

<私立大学>

評価の視点2:当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

学園は、本学の他に医科大学、附属病院、総合医療センター、医療短大、附属高校及びかわさきこども園を設置する医療系学校法人である。学園では、中期目標・中期計画の1つに安定した財政基盤に基づく健全な大学運営を目指すことを掲げており、中長期の財政計画として、学園全体と大学単位の数値目標をそれぞれ設定している(資料10-39)。

学園では、学園各施設における耐震改修工事や新規プロジェクトに係る施設・設備等の大規模事業計画に必要となる費用を自己資金で賄うために中長期の資金計画を策定し、その財源確保を目的とした第2号基本金を設けている。施設・設備の取得年度に急激な財政悪化を招くことがないように、基本金への組入れを毎年行うことで高額な設備投資資金を留保し、中長期的に安定した財政基盤を確立している。本学の将来計画に関する内容としては、大学院又は学部学科の改組再編、建物やグラウンドの整備、教育研究用機器備品の更新等を目的とした特定資産を確保している。

学園の財務比率を使用した中長期の目標は、経常収支差額比率 10%以上、特定資産構成比率 30%以上としている。経常収支差額比率については本学園の過去 5 年間の平均が 19.2% となっており、経常的な収支は高い水準で安定しているといえる。また、特定資産構成比率の過去 5 年間の平均は 45.8%であり、将来の設備投資に備えて着実に特定資産を積み立てている。

本学における中長期の財政計画は、財政の安定を柱とし、事業活動収支差額比率 15%以上を目標としている。本学の過去5年間の事業活動収支差額比率の平均は19.7%であり、将来に備えた財務の安定に供することができる。財政の安定には、収入の大部分を占める学生生徒等納付金の安定的な確保が不可欠であり、今後も学生の確保に向けた努力を継続する。また、学生生徒等納付金以外の資金源として、補助金や外部競争的資金の獲得にも積極的に取り組むことで収入の増加を見込み、経費の効率的執行によるさらに強固な財政基盤の確立を目指す。

以上のことから、本学では教育研究活動を安定して遂行するための中長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

点検・評価項目②:<u>教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確</u>立しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するため

に必要な財務基盤(又は予算配分)

評価の視点2:教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3:外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費

等) の獲得状況、資産運用等

本学と学園の財務状況について、2015(平成27)年度から2019(令和元)年度の事業活動 収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の主な項目の平均値を同年度の私立大学の全国 平均(日本私立学校振興・共済事業団「令和2年度版 今日の私学財政」)と比較分析した結 果を示す(大学基礎データ表9、10、11)。

【事業活動収支計算書関係比率】

(1) 事業活動収支差額比率(基本金組入前当年度収支差額/事業活動収入)

事業活動収入に対する基本金組入前の当年度収支差額が占める割合で、経営的に高い方が望ましい比率である。5ヵ年平均は大学19.7%(全国平均:3.5%)、学園21.1%(全国平均:4.3%)と非常に良好な経営状態を維持している。

(2) 学生生徒等納付金比率(学生生徒納付金/経常収入)

学生生徒等納付金は、事業活動収入の中で最大の比重を占めており、この比率の推移が経営の安定に大きく影響する。5ヵ年平均は89.3%(全国平均:78.7%)と高い水準で安定推移している。

(3) 経常収支差額比率(経常収支差額/経常収入)

事業活動収支計算書において、臨時的な要素を除いた経常的な活動の収支状況を見るための比率で、プラスが大きいほど経常的な収支が安定していることを示している。5ヵ年平均は大学19.5%(全国平均:3.3%)、学園19.2%(全国平均:3.7%)であり、経常的な収支は高い水準で安定していることが分かる。

(4)教育活動収支差額比率(教育活動収支差額/教育活動収入計)

学校法人の本業である教育活動の収支状況を見る比率で、プラスが大きいほど教育活動に係る収支が安定していることを示している。5ヵ年平均は大学19.5%(全国平均:2.2%)、学園5.4%(全国平均:2.3%)であり、本業部分の収支は良好である。

【貸借対照表関係比率】

(1) 純資産構成比率(純資産/総負債+純資産)

純資産の「総負債及び純資産の合計額」に占める構成割合で、この比率が高いほど自己 財源が充実していることを示し、財政的に安定している。5ヵ年平均は84.8%(全国平均:85.6%)となっており、安定した財政基盤が維持できている。

(2) 流動比率 (流動資産/流動負債)

この比率は、1年以内に支払わなければならない流動負債に対して、流動資産がどの程度用意されているかという、学校法人の短期的な支払い能力を判断する指標の1つである。一般的に流動比率は200%以上が財務的に優良とみなされているが、5ヵ年平均は325.2%(全国平均:242.7%)となっており、十分な支払い能力を確保している。

大学の理念・目的や将来計画等を実現するために必要な財政基盤については、前述のとおり各年度の経営状況を判断する事業活動収支差額比率、経常収支差額比率、教育活動収支差額比率が直近の5年間において非常に良好な数値となっており、高い健全性を維持している。また、累積の財政状態を見る特定資産構成比率、純資産構成比率がそれぞれ高い数値であり、将来的な施設設備の更新や拡充に対しても十分な準備ができている。

さらに、教育研究活動の遂行と財政確保を両立させるため、大学では安定した収入確保に向けて学生の定員充足率の向上に努め、収入の範囲内において教育研究活動が効果的に実践できるように予算編成を行っている。高額な設備投資が必要な大規模プロジェクトに対しては、法人部門が法人全体の収支状況を加味した上で、計画的に基本金を組入れることにより恒久的に安定した財政を保つ仕組みができている。

外部資金の獲得状況については、数年前から科学研究費獲得に関する研修会を年に複数回開催していることもあり、2017(平成29)年度から2019(令和元)年度の過去3年間における科学研究費助成事業の採択件数は毎年増加している(大学データ集参24)。また、大学独自の活動による受託事業、正課外講座の開設等の多様な取組みを展開している。

以上のことから、本学では教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

10(2)-2 長所・特色

大学の収支状況を見る上で、その均衡を判断する重要な指標となる事業活動収支差額比率 と経常収支差額比率について、本学の過去5年間の比率が前述したように全国平均と比べて 非常に高い水準にあり、良好な経営状態を保てていることは財務面における大きな長所とい える。

10(2)-3 問題点

現状の収支バランスは問題ないが、学生の確保は大学全体の安定経営上不可欠であり、新たな入試制度の創出、効率的な広報等の諸活動を通じて定員充足率の改善に取り組んでいる。

10(2)-4 全体のまとめ

本学が中長期財政計画の指針としている事業活動収支差額比率は、過去5年間の数値が高い水準で安定しており、健全な経営状況が継続している。学園及び大学の採算性の状況や財政状態を表すその他の財務比率についても多くの比率で良好な値となっており、本学が教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤が確保されている。

また、建物の新築や改修等の大型プロジェクトに対しては、中長期の資金計画に基づいた第2号基本金への組入れを継続的に行っており、特定資産としてその財源を内部留保することで、急激な財政悪化を招くことなく、教育研究環境の維持・向上に対応することができている。

終章

本学は、1991 (平成3年) に我が国初の4年制医療福祉総合大学として開学してから30年が経過した。その間、一貫して「医療福祉」という言葉にこだわり、良き医療福祉人を育成するという明確な目的を堅持してきた。良心的で温かみがあり、信頼される人格を養うことはもとより、資格試験に合格できる学力と技術を身につける教育を与えてきた。教員のすべてがその意向を貫いているのは、創設者の口にした「医療は患者のためにある。大学は学生のためにある。」という言葉の与える影響の偉大さに因るところである。

本学では、2007 (平成19) 年に自己点検・評価委員会を設置し、教育研究機関として向上に取り組んできたが、2007 (平成19) 年度並びに2014 (平成26) 年度に受審した「大学評価及び認証評価」の審査は極めて重要な影響を与えたものと確信している。今回、2021 (令和3) 年度に第2期認証評価を受審することとなったが、この7年間に本学の管理運営体制は大きく変化を遂げることができた。特に本学の方針がより明確化され、学生並びに教職員に周知されたことは、非常に意義深いことである。さらに、調査企画室と自己点検・評価委員会、大学運営委員会の連携による内部質保証の体制が確立したことは、大学の大きな財産となった。これらの成果は、本報告書に詳細に記載されている。

全国的な傾向ではあるが、少子化の与える影響は本学においても例外ではない。学科によっては定員割れの問題が容易には回避できず、学科の存続意義も含めて再考すべき課題である。調査企画室でのデータ解析に基づいて、自己点検・評価委員会での改組の立案を行い、大学運営委員会での審議、学長の決定、理事会での承認の方向で考慮する予定である。また、健全な大学運営を継続することはもとより、新型コロナウイルス感染症や新たな感染症、大規模災害等に関しても、常に想定しておくべき重要事項である。大学における危機管理のシステム構築は、今後の重要な課題であると認識している。